

平成21年度

包括外部監査結果報告書

テーマ 債務保証・損失補償及び貸付金  
に関する財務事務の執行について

岐阜県包括外部監査人  
公認会計士 堀 幸 造



# 目 次

頁

## 第1部 包括外部監査の概要

第1．監査の種類	1
第2．選定した特定の事件	1
第3．監査対象年度	1
第4．監査実施期間	1
第5．事件を選定した理由	1
第6．外部監査の方法	1
1．監査の要点	1
2．監査対象貸付金等	2
第7．監査従事者	3
第8．利害関係	3

## 第2部 岐阜県の債務保証・損失補償及び貸付金残高の推移

第1．債務保証・損失補償残高の推移	4
第2．貸付金残高の推移	5

## 第3部 全体的な指摘事項と意見

第1．債務保証・損失補償の概括的評価	6
第2．監査結果の概要について	7
1．岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について	7
2．岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について	10
3．岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について	12
4．社団法人 岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について	13
5．社団法人 木曽三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について	16
6．財団法人 岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入 事業の損失補償について	20
7．地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金について	20
8．中小企業高度化資金貸付金について	21
9．母子寡婦福祉資金貸付金について	22
10．岐阜県選奨生奨学金貸付金について	22

## 第4部 選定した債務保証・損失補償及び貸付金の監査結果(指摘及び意見)

【岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について】	24
．岐阜県住宅供給公社の概要	24

1 . 団体名	24
2 . 所管課	24
3 . 設立年月日	24
4 . 沿革	24
5 . 設立目的	24
6 . 主な事業内容	25
7 . 組織体制	27
8 . 岐阜県からの貸付金及び損失補償額	27
. 外部監査の結果	28
1 . 直近 5 期の貸借対照表及び損益計算書の分析	28
2 . 分譲事業について	34
3 . 賃貸管理事業について	36
4 . 高齢者向け優良賃貸住宅事業について	38
5 . タウンビル事業について	39
6 . 一般会計事業に係る比較貸借対照表	43
7 . ワークショップ 2 4 事業について	45
8 . 損失補償・貸付金の事務手続きのフローについて	50
9 . 損失補償・貸付金に対する損失の発生可能性について	51
1 0 . 岐阜県と住宅供給公社の関係について	52
<b>【岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について】</b>	54
. 岐阜県土地開発公社の概要	54
1 . 団体名	54
2 . 所管課	54
3 . 設立年月日	54
4 . 沿革	54
5 . 設立目的	55
6 . 主な事業内容	55
7 . 組織体制	56
8 . 岐阜県からの貸付金及び債務保証額	56
. 外部監査の結果	57
1 . 直近 5 期の貸借対照表及び損益計算書の分析	57
2 . 公有地取得事業について	65
3 . りはとびあ整備事業に係る長期保土地について	67
4 . 土地勘定の貸借対照表価額と時価の乖離について	69
5 . 分譲が進んでいない完成土地等について	73
6 . 未分譲の完成土地等に係る金利負担について	77
7 . 計画が中断している山岡工業団地について	78

8 . 債務保証・貸付金の事務手続きのフローについて	79
9 . 債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性について	79
10 . 岐阜県と土地開発公社の関係について	81
<b>【岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について】</b>	84
. 岐阜県道路公社の概要	84
1 . 団体名	84
2 . 所管課	84
3 . 設立年月日	84
4 . 沿革	84
5 . 設立目的	84
6 . 主な事業内容	85
7 . 組織体制	86
8 . 岐阜県からの貸付金及び債務保証額	86
. 外部監査の結果	87
1 . 直近5期の貸借対照表及び損益計算書の分析	87
2 . 債務保証・貸付金の事務手続きのフローについて	91
3 . 長良川右岸有料道路及び島大橋有料道路について	92
4 . 債務保証及び貸付金に対する損失の発生可能性について	93
5 . 岐阜県と道路公社の関係について	95
<b>【社団法人 岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について】</b>	97
. 岐阜県森林公社の概要	97
1 . 団体名	97
2 . 所管課	97
3 . 設立年月日	97
4 . 沿革	97
5 . 設立目的	98
6 . 主な事業内容	99
7 . 組織体制	101
8 . 岐阜県からの貸付金及び損失補償額	102
9 . 直近5期の貸借対照表	102
. 外部監査の結果	104
1 . 分収造林事業の将来計画について	104
2 . 社団法人木曾三川水源造成公社との統合	106
3 . 貸付金の事務手続きのフローについて	108
4 . 損失補償の事務手続きのフローについて	108
5 . 長期収支試算の計算方法について	109

6 . 長期収支試算のシミュレーションのまとめ	114
7 . 今後の利息に対する補助金負担について	116
8 . 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について	117
9 . 分収造林事業の存続・廃止の検討	119
<b>【社団法人 木曽三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について】</b>	122
. 木曽三川水源造成公社の概要	122
1 . 団体名	122
2 . 所管課	122
3 . 設立年月日	122
4 . 沿革	122
5 . 設立目的	122
6 . 主な事業内容	123
7 . 組織体制	125
8 . 岐阜県からの貸付金及び損失補償額	125
9 . 直近5期の貸借対照表	126
. 外部監査の結果	127
1 . 分収造林事業の将来計画について	127
2 . 貸付金の事務手続きのフローについて	128
3 . 損失補償の事務手続きのフローについて	129
4 . 長期収支試算の計算方法について	130
5 . 長期収支試算のシミュレーションのまとめ	137
6 . 低利融資による機会損失について	139
7 . 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について	140
8 . 分収造林事業の存続・廃止の検討	143
<b>【財団法人 岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償について】</b>	147
. 小規模事業者等設備導入事業に係る損失補償	147
1 . 事業の概要	147
2 . 岐阜県による損失補償額	147
. 外部監査の結果	148
1 . 損失補償の事務手続きのフローについて	148
2 . 債権管理状況について	151
3 . 損失補償の発生可能性について	153
<b>【地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金について】</b>	154
. 貸付制度の概要	154

1 . 貸付制度の趣旨	154
2 . 貸付金残高	154
. 外部監査の結果	155
1 . 貸付金の事務手続きのフローについて	155
2 . 貸付金の回収可能性について	159
<b>【中小企業高度化資金貸付金について】</b>	162
. 貸付制度の概要	162
1 . 貸付制度の趣旨	162
2 . 貸付金残高	164
. 外部監査の結果	165
1 . 貸付金の事務手続きのフローについて	165
2 . 機会損失について	165
3 . 貸付金の回収可能性について	166
( 1 ) A協同組合に対する貸付金	166
( 2 ) B協同組合に対する貸付金	170
<b>【母子寡婦福祉資金貸付金について】</b>	174
. 貸付制度の概要	174
1 . 貸付制度の趣旨	174
2 . 貸付金残高	175
. 外部監査の結果	176
1 . 貸付金残高について	176
2 . 貸付金の事務手続きのフローについて	178
3 . 主な延滞先と岐阜県の対応	179
4 . 貸付金の回収可能性について	183
<b>【岐阜県選奨生奨学金貸付金について】</b>	185
. 貸付制度の概要	185
1 . 貸付制度の趣旨	185
2 . 貸付金残高	185
. 外部監査の結果	186
1 . 貸付金の事務手続きのフローについて	186
2 . 貸付先の状況	187
3 . 貸付金の回収可能性について	189





## 第1部 包括外部監査の概要

### 第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 第2. 選定した特定の事件

債務保証・損失補償及び貸付金に係る財務事務の執行について

### 第3. 監査対象年度

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

但し、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

### 第4. 監査実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月23日

### 第5. 事件を選定した理由

岐阜県の債務保証・損失補償残高及び岐阜県から外郭団体（岐阜県の出資・出捐割合が25%以上の法人）他への貸付金残高は共に約500億円の金額となっている。

これらの債務保証・損失補償の実行可能性及び貸付金の回収可能性によっては今後の岐阜県の財政に大きく影響を与える可能性がある。

従って、現時点において被保証外郭団体の財務内容を評価し保証または補償の実行可能性を検討すること、及び貸付金の回収可能性を検討することは重要なテーマであると思われる。

以上の理由から、債務保証・損失補償先のうち重要性が高い6団体と、残高の多額な9項目の貸付金を対象とする「債務保証・損失補償及び貸付金に係る財務事務の執行について」を特定の事件として選定した。

### 第6. 外部監査の方法

#### 1. 監査の要点

##### (1) 総括的事項

県から債務保証・損失補償を受けている外郭団体及び貸付先の概要把握

県から債務保証・損失補償を受けている外郭団体の貸借対照表の分析

県から債務保証・損失補償を受けている外郭団体の実態比較貸借対照表の検討

県から債務保証・損失補償を受けている外郭団体の損益計算書の分析

##### (2) 債務保証・損失補償について

債務保証・損失補償の実行手続及び事務の執行は関連法令及び条例・規則等に準拠しているか。

債務保証・損失補償の実行可能性は高いか否か。

(3) 貸付金について

貸付金の実行手続及び事務の執行は関連法令及び条例・規則等に準拠しているか。  
貸付金の回収可能性は高いか否か。

2. 監査対象貸付金等

平成21年3月末現在、岐阜県の債務保証・損失補償及び貸付金の残高が多い下記の項目を監査対象とした。

債務保証・損失補償について

番号	項目	部課名・外郭団体名
1	岐阜県住宅供給公社に対する損失補償	都市建築部公共建築住宅課 岐阜県住宅供給公社
2	岐阜県土地開発公社に対する債務保証	県土整備部用地課 岐阜県土地開発公社
3	岐阜県道路公社に対する債務保証	県土整備部道路建設課 岐阜県道路公社
4	(社)岐阜県森林公社に対する損失補償	林政部治山課 (社)岐阜県森林公社
5	(社)木曾三川水源造成公社に対する損失補償	林政部治山課 (社)木曾三川水源造成公社
6	(財)岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償	商工労働部中小企業課 (財)岐阜県産業経済振興センター

貸付金について

番号	項目	部課名・外郭団体名
1	岐阜県住宅供給公社に対する貸付金	都市建築部公共建築住宅課 岐阜県住宅供給公社
2	岐阜県土地開発公社に対する岐阜県土地開発基金からの貸付金	県土整備部用地課 岐阜県土地開発公社
3	岐阜県道路公社に対する貸付金	県土整備部道路建設課 岐阜県道路公社
4	(社)岐阜県森林公社に対する貸付金	林政部治山課 (社)岐阜県森林公社
5	(社)木曾三川水源造成公社に対する貸付金	林政部治山課 (社)木曾三川水源造成公社

6	地域ベンチャーキャピタル支援事業費 貸付金	商工労働部商工政策課 (財)岐阜県産業経済振興センター
7	中小企業高度化資金貸付金	商工労働部中小企業課
8	母子寡婦福祉資金貸付金	健康福祉部子ども家庭課
9	岐阜県選奨生奨学金貸付金	教育委員会教育財務課

#### 第7. 監査従事者

包括外部監査人	堀 幸造	(公認会計士)
監査補助者	豊田 裕一	(公認会計士)
監査補助者	桑原 雅行	(公認会計士)
監査補助者	下條 俊幸	(公認会計士)
監査補助者	井上 学	(公認会計士)
監査補助者	青山 高士	(公認会計士)
監査補助者	水野 晋一	(公認会計士)
監査補助者	花村 亨	(会計士補)

#### 第8. 利害関係

外部監査の対象とした事件に付き、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は無い。

## 第2部 岐阜県の債務保証・損失補償及び貸付金残高の推移

### 第1. 債務保証・損失補償残高の推移

(単位：千円)

保証先(補償先)	区分	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月
岐阜県住宅供給公社	損失	3,755,879	5,157,817	7,148,070	6,927,151
岐阜県土地開発公社	債務	20,896,014	16,508,376	13,082,319	9,992,239
岐阜県道路公社	債務	2,653,876	2,295,811	1,943,997	1,634,286
(社)岐阜県森林公社	損失	15,587,758	16,093,358	16,285,687	16,538,348
(社)木曾三川水源造成公社	損失	8,497,019	8,362,257	8,208,908	8,053,656
(財)岐阜県産業経済振興センター	損失	2,384,378	2,460,623	2,181,804	1,863,902
岐阜県信用保証協会	損失	3,334,484	2,875,908	2,199,359	1,897,527
(社)岐阜県農畜産公社	損失	-	16,868	32,153	-
合計		57,109,408	53,771,018	51,082,297	46,907,109

(注) 1. 区分欄の「損失」は損失補償、「債務」は債務保証を示す。

2. 岐阜県住宅供給公社に対する損失補償の増加は、平成19年度に高齢者向け優良賃貸住宅事業に係る借入を行なったことによるものである。

3. 岐阜県土地開発公社への債務保証の減少は、公有用地の再取得及び造成した工業団地の土地売却により借入金が減少したことによるものである。

## 第2. 貸付金残高の推移

(単位：千円)

区 分	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月
賃貸住宅建設資金貸付金	400,096	387,801	375,247	362,428
岐阜県道路公社貸付金	885,167	885,167	885,167	885,167
(社)岐阜県森林公社貸付金	14,296,789	14,354,010	14,452,322	14,552,340
(社)木曾三川水源造成公社貸付金	6,219,308	6,459,219	6,678,083	6,893,431
地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金	1,705,894	1,322,342	1,213,173	1,116,313
中小企業振興資金貸付金	14,206,334	13,620,248	16,212,413	17,507,231
母子寡婦福祉資金貸付金	1,666,149	1,747,992	1,823,654	1,410,478
岐阜県選奨生奨学金貸付金(教育財務課)	1,404,782	1,413,687	1,448,445	1,462,376
市町村振興貸付金	2,976,760	1,860,490	1,053,674	561,384
地方鉄道経営対策事業基金貸付金	300,000	300,000	300,000	300,000
修学資金貸付金	539,321	372,343	282,833	263,970
農業改良資金貸付金	816,912	651,711	508,788	360,226
白山スーパー林道整備事業資金貸付金	931,671	931,671	863,671	799,373
林業改善資金貸付金	205,932	223,419	243,877	233,949
岐阜県選奨生奨学金貸付金(人づくり文化課)	78,490	151,617	254,953	333,838
地域改善対策進学奨励費貸付金	521,107	486,275	456,378	425,103
就農支援資金貸付金	407,301	394,821	365,165	343,639
中部国際空港事業主体貸付金	2,175,290	2,175,290	2,175,290	2,175,290
岐阜県子育て支援奨学金貸付金(人づくり文化課)	-	25,980	71,617	132,691
岐阜県子育て支援奨学金貸付金(教育財務課)	-	26,298	65,110	115,768
その他の貸付金	1,285,754	1,096,700	857,113	380,461
合 計	51,023,057	48,887,081	50,586,973	50,615,456

(注) 1. 平成21年3月末残高が1億円以上の貸付金を抜粋した。

2. 中小企業振興資金貸付金の増加は、地域活性化ファンドによるものである。

3. 市町村振興資金貸付金の減少は、当該事業の休止に伴い返済のみが行われていることによるものである。

## 第3部 全体的な指摘事項と意見

### 第1. 債務保証・損失補償の概括的評価

#### 1. 債務保証・損失補償額の管理について（指摘）

岐阜県は、包括外部監査人が確認するまで各年度末における債務保証・損失補償残高を把握していなかった。

そのため、包括外部監査人が各年度末残高の把握を依頼したが、最終的な残高の報告を得るまでに1ヶ月以上の時間を要した。

債務保証・損失補償の各時点での残高は偶発債務として重要な数字であると思われる。

従って、今後は、少なくとも年度末における債務保証・損失補償残高を把握し、損失発生リスクに備えるべきである。

#### 2. 損失補償への対応について（意見）

地方公共団体による債務保証は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条において「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあっては、総務大臣）の指定する法人の債務については、この限りではない。」と定められており、厳しい制限が課されている。

例外として、土地開発公社については「公有地の拡大の推進に関する法律」第25条、また、道路公社については「地方道路公社法」第28条において、県が債務保証をすることが認められている。

上記の法律の制限を受けて、岐阜県は、本年度の包括外部監査対象団体のうち、岐阜県住宅供給公社、（社）岐阜県森林公社、（社）木曾三川水源造成公社が金融機関から借入を行なうに際しては債務保証では無く、損失補償を行なっている。

しかしながら、岐阜県が行なっている損失補償は、団体に対する包括的な補償では無く、各借入契約ごとに個別に損失補償契約を金融機関と締結しており、経済的な実態は債務保証に極めて近似している。

岐阜県としては損失補償に対し慎重に対応することが望まれる。

## 第2. 監査結果の概要について

### 1. 岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について

#### (1) 岐阜県からの貸付金及び損失補償額

平成21年3月31日現在の貸付金残高 362,428 千円

平成21年3月31日現在の損失補償残高 6,927,151 千円

#### (2) 宅地分譲事業における長期在庫と含み損失について(指摘)

これまで分譲事業は恒常的に赤字であることに加え、下表のとおり含み損を抱える分譲宅地の残戸は3地域で79区画ある。またその価値は直近の鑑定評価を基にすると620百万円程度と見込まれ、分譲宅地の滞留在庫は244百万円程度の含み損を抱えている。

(単位：千円)

団地名	総区画数	残区画数	帳簿価額	鑑定価額	含み損
サニーハイツ花の木	116	62	509,620	/	/
サニーハイツ花もも	80	15	325,495		
レンゲローズ	61	2	29,874		
合計	257	79	864,989	620,509	244,480

このような状況になった原因は、当初計画の見込の甘さに加え、分譲物件の販売管理が不十分であったことから、滞留の可能性が生じているものに関しても機動的な意思決定がなされず放置されて来たことが原因である。

3団地とも販売開始からは長期間経過しており、かつ、最近はほとんど売れていない状況を考えると簿価での販売は困難と思われる。

従って、住宅供給公社は、長期滞留在庫に関して機動的な意思決定を行い出来る限りの早期処分を実施し、少しでも損失負担を軽減するよう努力すべきである。

#### (3) 高齢者向け優良賃貸住宅事業の借入返済計画について(指摘)

現在実施している高齢者向け優良賃貸住宅事業は、「ラシュールメゾン岐阜」であり、JR岐阜駅前に建設されたシティータワー43の6階～14階に賃貸住宅108戸及び同じく3階に福祉・医療用の賃貸施設13施設がある。建設費は底地部分を含め3,101,739千円、当初借入総額は2,688,573千円であり、岐阜県は、住宅供給公社の借入金に対し損失補償契約を締結している(平成20年度末契約額2,637,481千円)。

住宅供給公社は、借入金を平成70年まで50年かけて償還する予定であるが、社会一般の返済計画期間(最長でも35年程度)に比べ長すぎ、現実的な返済計画とはいえない。しかも、返済期間がこれほど長いにもかかわらず、毎年の返済額は元利均等であり、老朽化による修繕コストの増加や賃料収入の減少の想定数字が非常に甘い計画となっている。

また、現在は完成間もない時期であるため賃貸住宅、福祉・医療用賃貸施設ともに入居率は高い状況にあるが、完成後 30 年以降の老朽化の程度、高齢者向け住宅の需要の動向の不明確さに加え、医療モールが不振となり医療・福祉サービス提供のパートナーが撤退した場合は、高齢者向け住宅としてのサービスが提供できなくなるおそれもある。

従って、現在の返済計画では、入居率低下により返済原資となる賃料収入が確保できなくなる可能性が高い。住宅供給公社は、以上を踏まえて返済計画の再検討をする必要がある。

#### (4) タウンビル事業について(指摘)

タウンビル割賦金回収管理事業とは、土地所有者からの申込により住宅供給公社が金融機関から借入を行いその資金で耐火建築物を建設し、建築物完成後は申込者に引き渡されるとともに割賦にて毎月支払を受け、これを原資として住宅供給公社が金融機関に資金を返済するというビジネスモデルである(現在は新規案件の取扱はない)。

当該事業により住宅供給公社が借入している資金の残高は平成 20 年度末で短期のものが 543 百万円、長期のものが 7,093 百万円の計 7,636 百万円と多額であり、一方で対応する割賦未収金は 7,877 百万円である。

上述のように借入金の返済原資は割賦未収金を回収した資金であるため、割賦未収金の回収遅延はそのまま借入金の延滞可能性を示唆し、資金繰りに問題を生じさせるため大きな問題をはらんでいる。

住宅供給公社では割賦未収金に関し今後も滞納や破綻等により回収が困難となる可能性が高い一方で、返済原資である割賦未収金が回収できなかったとしても借入金の返済を免れることはできない。そのため割賦未収金の回収が滞った場合には、住宅供給公社の資金繰りは急速に悪化し住宅供給公社の継続性に疑義が生じる可能性がある。

このような状況に至った原因は多岐に亘るが、最大の原因は住宅供給公社がこのタウンビル事業というビジネスモデルに潜むリスクを見誤ったことである。

即ち、タウンビル事業は、本来であれば資金を融資する市中金融機関等が融資した資金を回収できないことで損失を被るというリスクを、住宅供給公社が肩代わりするという事業であり、現時点で考えれば、このタウンビル事業は住宅供給公社にとってリスクが高すぎるビジネスモデルであり、公的な機関である住宅供給公社が本来実施するような事業ではなかったと考えられる。

然るに、住宅供給公社では将来において発生が見込まれるリスクの大きさを十分検討することなく、安易に実施に踏み切ってしまったものと思われる。

今後はリスクに応じた対策がとれないような事業に着手することは厳に慎むべきである。



(5) ワークショップ24事業について(指摘)

ワークショップ24事業は、ソフトピアジャパンに勤務する者等のために、日常業務から生活の利便まで24時間のサポート体制をとるべく、店舗・技術開発室・宿泊施設及び賃貸住宅を備えた複合ビルを整備・運営する事業である。ビルは、平成14年5月に完成し、運営を開始した。なお、底地に関しては、現状、土地開発公社が所有しており、建物を所有する住宅供給公社と賃貸借契約を結んでいる。

ワークショップ24事業は開業以来7期連続赤字であり、今後も每期1億円程度の損失発生が見込まれている。

このような状況に至った原因は、ワークショップ24を含めたソフトピアジャパン構想にそもそも甘い需要見込みがあったことに加え、開業後も当初の構想を引きずった営業活動を行ってきたこと、実質的な営業活動を行う県と所有者である住宅供給公社との連携が不十分であったことにある。

住宅供給公社が試算した将来キャッシュ・フローによると、今後も每期25百万円～60百万円程度の営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、平成21年度以降20年間累積で営業キャッシュ・フローが概ね932百万円となる。端的に言うと、営業を続ければ続けるほど累積赤字が膨らむため、すぐにでも事業(建物)を売却したほうが、住宅供給公社の負担は少なくなる。また、岐阜県としても、これまでに多額の補助金を支出してきたほか、公社のワークショップ24に係る借入金に対し損失補償契約を締結しており(平成20年度契約額1,632,470千円)、このまま事業を継続すれば、損失補償義務を履行する可能性が著しく高い。

この様に、ワークショップ24事業は住宅供給公社にとって喫緊の課題であり、この事業を住宅供給公社から切り離さない限り住宅供給公社は存続の危機にさらされるものと思われる。

従って、岐阜県及び住宅供給公社は、ワークショップ24事業に関し、少しでも資金の流出を防ぐ方法を早急に検討する必要がある。

(6) 損失補償・貸付金の貸倒の発生可能性について(指摘)

岐阜県住宅供給公社は、上記(2)～(5)の様な問題の多い事業を多数抱えており、現時点でも資金繰りに窮しているため、岐阜県の援助が無ければ事業継続が困難な状況にある。

岐阜県は、現在住宅供給公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、事業継続の是非を判断する必要がある。その結果、債務整理を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図ることも考えられる。

その場合には、岐阜県は多額の貸付金の貸倒れや損失補償の履行による損失を負担する必要がある。

一方で事業を継続する場合には、事業閉鎖に比べ一時的な損失負担は免れるものの、事業継続に必要な資金手当てを行う必要があり、ワークショップ24の分離を含む経営改善が伴わなければ、結果的に事業閉鎖より多額な負担を被る可能性がある。

る。

従って、岐阜県は損失負担の可能性を考慮して、住宅供給公社の今後について適切な方法を選択する必要がある。

## 2. 岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について

### (1) 岐阜県からの貸付金及び債務保証額

平成21年3月31日現在の貸付金残高 6,735,502 千円  
(全額土地開発基金からの貸付金)  
平成21年3月31日現在の債務保証残高 9,992,239 千円

### (2) りはとぴあ整備事業に係る長期保有土地について(指摘)

岐阜県土地開発公社が抱える最大の懸案事項である。

「りはとぴあ整備事業」は、障害者の自立と社会参加を支援する県域全体の中核施設として、障害者総合リハビリテーションセンター「りはとぴあ」を整備することを事業目的とし、平成8年から11年にかけて岐阜県下呂市森地区に、面積8万9千平米、平成21年3月末の帳簿価格は利息も加え4,547百万円(うち利息523百万円)に上る土地を取得し、その後現在に至るまで幾多の計画変更がなされながら現在に至っている事業である。

包括外部監査人も現地を視察したが、土地は全体に傾斜地であり、特に上方半分程度はかなりの急斜面であり、利用目的は大幅に制約を受けると思われる土地である。

当該土地については、現在、下部の比較的平坦な部分を県立下呂温泉病院の移転用地としての利用が計画されているが、県立下呂温泉病院予定地は土地開発公社で取得済みの土地の一部に留まる可能性が高く(現状では30,000㎡程度の見込)、残地の取扱いについては事業課(主に岐阜県健康福祉部健康福祉政策課)をはじめ各部署で検討中である。

また、当該土地の時価は概算ではあるが2,210百万円程度であり、23億円以上の含み損を抱えた状態である。

通常、このような大規模・巨額かつハイリスクな事業の実施に当たっては、有識者や熟練者による幾多の議論や実地検証を交え、その上で事業の効果、効率、実行可能性等を勘案し成果の見込みを立てた上で実行の可否を判断しなければならない事項である。またそれらを検討した結果、事業実施の判断がなされる場合においても、事業が計画に従って滞りなくかつ円滑に実施できるよう精緻化された計画が必要であり、その作成は事業実施主体として当然払うべき注意義務である。

然るに、このような注意義務を果たさなかった結果、先行取得された土地の大部分について未だ使用又は処分の目途が立っていないこと、これにより土地開発公社では多くの資金が拘束され金利負担も多大となっている上に事務負担も大きなもの

となっていること、それらが土地開発公社の経営に甚大な悪影響を及ぼしていることなどに至っている。

この問題は、当初の計画において、社会全体の経済情勢の変化や、それを踏まえた実現性を予測できなかった認識の甘さが引き起こした大変大きな問題である。

岐阜県は、当該土地の処理につき早急に意思決定を図るべきである。

### (3) 分譲が進んでいない完成土地等について(指摘)

下表の通り、テクノプラザ、関テクノハイランド及びソフトピアジャパンの簿価合計が賃貸事業土地も含め 11,274 百万円あり、全体の 96%を占めている。

(単位：千円)

事業名	完成土地等	賃貸事業土地
美濃テクノパーク	189,278	0
VRテクノジャパン	186,491	0
ソフトピアジャパン	953,415	1,711,198
関テクノハイランド	1,176,668	3,633,670
テクノプラザ	3,245,835	553,921
山岡工業団地	76,387	0
合計	5,828,075	5,898,790

テクノプラザの分譲が進まない原因としては、前年下半期からの急速な景気の悪化の影響も大きいですが、入居対象業種を限定していることも少なからずあると考えられる。また、分譲価格も、隣接する後発のテクノプラザ(平成22年3月完成予定 事業主体：各務原市土地開発公社)に比べ1平米あたりの単価が最低価格帯で11%程度、最高価格帯で33%程度高くなっており、これも分譲が進まない要因の一つとなっている。以上を勘案すると、入居対象業種を広げる、分譲価格を引き下げる、といった対応をとらないと早期分譲は困難であることは明らかである。

さらに、賃貸区画は、賃貸に供している間は分譲することができないので、本来の目的を達成できないし、賃貸収入だけでは、利払いは賄えるものの借入元本の返済が進まない。

関テクノハイランドは、テクノプラザとほぼ同時期に完成しているが、テクノプラザより対象業種を広く募集しており、また分譲単価も3割～4割程度安いので、ある程度分譲は進んでいる。しかしながら、面積の大きい2区画が売買予約のない賃貸(20年の事業用定期借地権設定)に供されており、実質的に全体の4割程度が売れ残っている状況である。この2区画の平成20年度の賃貸収入は合計で91,561千円であり、表面利回りは2.57%と不動産市場一般の利回りに比べかなり低い。仮に20年間同じ賃料収入があるとしても、割引前で1,831,220千円のキャ

ッシュ・フローしか得られず、分譲価格3,557,800千円の5割程度の回収に留まる。

従って、賃貸土地についても早期に資金を回収し借入金の返済を図るために、賃借人への売却の打診及び賃料アップの交渉を継続的に行う必要がある。

ソフトピアジャパンは、情報関連企業の集積を目的としているため、テクノプラザと同様入居対象企業を限定する必要があること、また、分譲単価も高いことから分譲が進んでいない。最終の売却時期は、平成14年12月であるので、以後7年間全く分譲が進んでいないことになる。この団地の実質的な誘致活動は岐阜県商工労働部情報産業課が行っており、テクノプラザ同様に、土地開発公社が単独で分譲方針を変更することは出来ない。

従って、テクノプラザ同様、入居対象業種を広げる、分譲価格を引き下げる、といった対応を取らないと早期分譲は困難と考えられる。

#### (4) 債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性について(指摘)

りとはびあ整備事業用地については、帳簿価格と時価との乖離が大きく、全てを委託者である岐阜県が帳簿価格で購入すれば、岐阜県は時価に比べ非常に高い価格で購入することになり、県民に損失を与えることになる。

逆に、岐阜県が購入せず土地開発公社が独自に売却をすれば、土地開発公社に大きな損害が出て、結果的に岐阜県の債務保証損失に繋がる可能性が高く、結局は県民の負担になってしまう。

関テクノハイランド、テクノプラザ及びソフトピアジャパンの賃貸用地については賃料が金利プラス公租公課程度に設定されており、元本の回収には至っていないため、賃貸終了時に大きな負担が生ずる可能性がある。

以上を総合すると、保有土地の処分方法と処分価格によっては土地開発公社が大きな損失を抱える危険性があり、それは、最終的には県民の負担になるものであり、岐阜県と土地開発公社は早急に対応を検討すべきである。

### 3. 岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について

#### (1) 岐阜県からの貸付金及び債務保証額

平成21年3月31日現在の貸付金残高	885,167千円
平成21年3月31日現在の債務保証残高	1,634,286千円

#### (2) 債務保証及び貸付金に対する損失の発生可能性について(指摘)

道路公社が所有している有料道路は 飛騨美濃有料道路、中津川有料道路、長良川リバーサイド有料道路、島大橋有料道路、長良川右岸有料道路の5路線であるが、5つの路線についての概算では総合計で4,089,434千円の損失となる。

上記、の3路線でほぼ収支がバランスしており、の2路線の収支

が損失の大半を占めている。また、この2路線については無料開放時期がそれぞれ平成32年12月と平成43年4月の遠い将来にかかわる推定計算であるため今後の状況変化によっては収支のバランスが大きく異なることも考えられるが、現時点においては岐阜県からの出資金（約28億円）及び今後必要と見込まれる貸付金（約10億円）は回収不能となる可能性が高い。

よって、岐阜県は将来を踏まえた対応策を考える必要がある。

(3) 今後の方針決定の必要性（指摘）

道路公社が、営業している5つの路線のうち「飛騨美濃有料道路」と「中津川有料道路」については平成21年度に無料開放されて岐阜県に移管される。残りは3つの路線となるが、料金徴収方法はすべて自動収受機による方法であり管理事務所に職員を配置する必要もなく、実質的に道路公社の事務管理が中心業務となる。現在までに組織体制のスリム化をはかり事務組織の3公社（住宅供給公社、土地開発公社、道路公社）兼業体制や経費削減等を実施してきたが、現在の経営状況を根本的に改革するような内容とはなっていない。

岐阜県は、このような状況にある道路公社が独立した存在として必要があるか否か、場合によっては、道路公社の解散も視野に入れた各種の検討が必要である。

4. 社団法人 岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について

(1) 岐阜県からの貸付金及び損失補償

平成21年3月31日現在の貸付金残高 14,552,340千円

（今回の監査では、岐阜県林業経営資金貸付金のみを監査対象とした。）

平成21年3月31日現在の損失補償残高 16,538,348千円

(2) 分収造林事業の将来計画について（指摘）

岐阜県森林公社は、昭和41年から平成109年までの長期収支試算を作成し、ホームページで公開している。平成21年度の試算結果を要約すると、以下のとおりである。

（単位：百万円）

項目	昭和41年 - 平成109年の合計
販売収入	88,567
補助金	48,419
借入増加	153,529
その他	1,642
収入合計	292,159
事業費	48,137

間接費	53,391
借入返済	153,529
その他	36,592
支出合計	291,651
収支累計	508

長期収支試算によると、上記のように事業完了までの収支は合計で約5億円の収入超過となっている。しかし、収支に影響を及ぼす要因として金利、販売単価、収穫時の歩留率などがあり、これらの要因が長期収支に及ぼす影響額を示すと以下のようになる。

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7% (現状)	-
	2.5%	93億円
	3.5%	208億円
販売単価 (1m <sup>3</sup> )	スギ 1,000円下落	15億円
	ヒノキ 1,000円下落	23億円
歩留率	スギ 10%低下	3億円
	ヒノキ 10%低下	39億円

(注) 金利変動の影響額は県からの利息補填を受ける前(即ち実質)の影響額である。

このことから、前提条件の変化によって数十～百億円程度の収支は容易に変化してしまい、変化の方向によっては、森林公社は借入金を返済することができず、結果的に将来岐阜県が負担する可能性は十分に考えられる。このような長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。

即ち、森林公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。

### (3) 社団法人木曾三川水源造成公社との統合(意見)

岐阜県内を事業対象地域として分収造林事業を実施する森林整備法人は社団法人岐阜県森林公社の他に社団法人木曾三川水源造成公社がある。

両法人は出資者が下表の様に異なるものの、実施している事業の主体は分収造林事業であり、その内容は社団法人岐阜県森林公社の事業と変わるところはない。

同じ岐阜県内を事業領域として同一事業を行う外郭団体が別々に存在することは、間接部門で働く職員や設備が重複したり、隣接する事業エリアにおいて集約的作業が行えないなど、経済性の観点からは明らかに不効率である。このため岐阜県は両社団法人の統合を図ることが望ましい。

社団法人木曾三川水源造成公社は2県1市（愛知県、三重県及び名古屋市）からも出資されているため、2県1市（愛知県、三重県及び名古屋市）との調整が必要となるが、統合に向けて強力に取り組んで行くことが望まれる。

（出資者の状況）

森林公社		木曾三川水源造成公社	
岐 阜 県	262 口	岐 阜 県	400 口
岐阜県内市町村	171 口	愛 知 県	200 口
森 林 組 合	93 口	三 重 県	100 口
そ の 他	22 口	名 古 屋 市	100 口
合 計	548 口	県 内 市 町 村	26 口
		森 林 組 合	28 口
		合 計	854 口

（４）今後の利息に対する補助金負担について（指摘）

森林公社が今後負担する借入金利息は、岐阜県に対する未払利息54億円と日本政策金融公庫に対する借入金利息の90%程度である。一方、岐阜県が補助金として負担する森林公社の借入金利息は、日本政策金融公庫に対する借入金利息の10%程度及び市中銀行に対する借入金利息の50%程度（岐阜県は、一旦、市中銀行の借入金利息全額を負担するが、そのうち50%程度について国から特別交付税を受ける）である。従って、森林公社の対外的な借入金利息は、主として県が補助金として負担していくことになる。下記に示すように、設定利率を現状の1.7%とした場合、県は平成21年度以降平成109年までの総合計で102億円の借入金利息を補助金として負担していかなければならない。

また、設定利率を2.5%とした場合には146億円、さらに、3.5%とした場合には200億円もの借入金利息を補助金として負担していかなければならない。

（平成21年度以降の県の利息に対する補助金負担額）

（単位：百万円）

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
1.7%	479	9,809	10,288
2.5%	479	14,160	14,639
3.5%	479	19,597	20,076

このように、県は、森林公社への貸付金に対する貸倒損失リスク及び森林公社の日本政策金融公庫借入金及び市中銀行借入金に対する損失補償リスクを負担する以外に、今後 89 年間の長期に亘って巨額の借入金利息を補助金として負担していかねなければならないことについて、県民に十分な説明を行っていくべきである。

( 5 ) 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について ( 指摘 )

森林公社は、平成 21 年 3 月末現在、分収造林事業において県に対する借入金残高が 145 億円、日本政策金融公庫に対する借入金残高が 91 億円、市中銀行借入金残高が 74 億円、合計で 310 億円の借入金残高がある。

県は、自らの貸付けに加え、森林公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金全額について損失補償契約を締結している。そのため仮に森林公社が財政破綻に陥った場合には、自らの貸付金が回収不能となるだけでなく、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金についても森林公社に代わって返済しなければならない。

森林公社の借入金合計残高は、平成 56 年に最高 380 億円まで増加し続け、以後減少していく。森林公社が事業運営していくためには、今後 36 年の間でさらに 70 億円の資金が必要となる。

森林公社が行なっている長期試算によれば、平成 109 年度に事業が終了した段階では約 5 億円の収入超過になっているが、この長期試算は ( 2 ) に示した表の様に金利、木材の販売単価、歩留率により大きく変化をする。

金利水準については、森林公社が設定している 1.7% は過去 20 年間における日本政策金融公庫からの借入利率の平均 2.87% に比べ低く、むしろ 2.5% という金利は十分想定される水準と考えられる。

また販売単価についても数千円の変動は恒常的に起こっている、さらに木材の収量については、今後 90 年に及ぶ事業期間を考慮すれば、地球温暖化等の生育環境の変化や病害虫による被害、広範囲に及ぶ山火事、風水害といった事象により、全体としての収量が想定以下になる危険性を想定すべきである。

このように考えると、森林公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大 380 億円程度を負担することが考えられる。また、最終事業年度まで継続したとしても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。

岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。

5. 社団法人 木曾三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について

( 1 ) 岐阜県からの貸付金及び損失補償

平成 21 年 3 月 31 日現在の貸付金残高	6,893,431 千円
平成 21 年 3 月 31 日現在の損失補償残高	8,053,656 千円



( 2 ) 分収造林事業の将来計画について ( 指摘 )

社団法人木曾三川水源造成公社 ( 以下、木曾三川水源公社という。 ) は、昭和 44 年から平成 100 年までの長期収支試算を作成している。平成 21 年度の試算結果を要約すると、以下のとおりである。

( 単位 : 百万円 )

項 目	昭和 44 年 - 平成 100 年の合計
販売収入	128,659
補助金	23,312
借入増加	50,698
その他	487
<b>収入合計</b>	<b>203,158</b>
事業費	78,484
間接費	9,948
借入返済	71,636
その他	42,422
<b>支出合計</b>	<b>202,491</b>
収支累計	666

長期収支試算によると、事業完了までの収支は合計で約 6.6 億円の収入超過となっている。しかし、収支に影響を及ぼす要因として金利、販売単価、収穫時の歩留率などがあり、これらの要因が長期収支に及ぼす影響額を示すと以下ようになる。

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7% ( 現状 )	-
	2.5%	3 億円
	3.5%	7 億円
販売単価 ( 1m <sup>3</sup> )	スギ 1,000 円下落	1 2 億円
	ヒノキ 1,000 円下落	1 2 億円
歩留率	スギ 10%低下	6 億円
	ヒノキ 10%低下	1 8 億円

このことから、前提条件の変化によって数十億円程度の収支は容易に変化してしまい、変化の方向によっては、木曾三川水源公社は借入金を返済することができず、結果的に将来岐阜県が負担する可能性は十分に考えられる。このような長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備

すべきである。

即ち、木曾三川水源公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも 100 年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。

### ( 3 ) 長期収支試算計算の誤り ( 指摘 )

木曾三川水源公社が試算した当初の長期収支試算には計算上の誤りが存在した。

計算誤りの内容は、主伐事業費の計上過大、平均単価の算出方法が直近の 5 年間の平均となっていないこと、シミュレーションの最終年度においても借入金残高がゼロとならない、の 3 点であるが、この 3 点の誤りを修正すると木曾三川水源公社が試算した当初の長期収支試算は 666 百万円の黒字から 599 百万円の赤字に転じた。

### ( 4 ) 低利融資による機会損失について ( 指摘 )

岐阜県が補助金として負担する木曾三川水源公社の借入金利息は、日本政策金融公庫に対する借入金利息の 5% 程度のみである。平成 21 年度以降平成 100 年までの総合計で、現状の設定利率 1.7% では 1.4 億円、設定利率を 2.5% とした場合には 1.5 億円、3.5% とした場合には 1.7 億円の借入金利息を補助金として負担することとなるが、県の木曾三川水源公社の借入金利息に対する補助金負担は僅少なものと言える。

しかし、一方で、木曾三川水源公社は、今後の資金繰りを低利 ( 現状の利率は 0.3% ) の 3 県 1 市 ( 岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 ) 借入金借換えに大きく依存した計画を策定しているため、県は木曾三川水源公社に対し今後何十年もの長期間、低利で巨額の融資を行っていかなければならない。従って、県は一般金融機関で適用されている利率と同様の利率で融資したならば得られるはずである利益が得られないという機会損失を被ることになる。

仮に一般金融機関で適用されている融資利率を 2.5% 又は 3.5% としたとすると、現状の 0.3% の低利融資と比較した木曾三川水源公社の 3 県 1 市借入金・借換え金に対する支払利息の増加額を示すと以下ようになる。

( 平成 21 年度以降、低利融資 0.3% と比較した場合の利息の増加額 ) ( 単位 : 百万円 )

利率	3 県 1 市借入金に係る 支払利息	3 県 1 市借換え金に係る 支払利息	合計
2.5%	24,295	11,509	35,804
3.5%	36,105	19,193	55,298

上記のように、3県1市が木曾三川水源公社に対し低利・長期・巨額の融資を続けていった場合、3県1市は本来得られるはずである巨額な利息を受け取れない結果となる。県は、3県1市での融資額のうち2分の1を融資するため、一般金融機関で適用される利率を2.5%とした場合には179億円(3県1市の機会損失358億円のうちの2分の1)、また、3.5%とした場合には同様に276億円の機会損失を被ることになる。

この機会損失は、実際に支出を伴うものではないが、県民にとって巨額な負担となることに変わりはない。県は、森林の公益的機能を県民に理解してもらい低利融資を行っていることについて十分な説明を行うべきであり、木曾三川水源公社自身も活動内容(目的)のPRを積極的に行っていくべきである。

#### (5) 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について

木曾三川水源公社は、平成21年3月末現在、3県1市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)に対する借入金残高が138億円、日本政策金融公庫に対する借入金残高が63億円、市中銀行借入金残高が17億円、合計218億円の借入金残高がある。この内、岐阜県は、3県1市で貸付けを行う場合の50%を引き受けることになっているため、69億円の貸付金残高がある。

また、岐阜県は、貸付けに加え、木曾三川水源公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金全額について損失補償を行なっている。

従って、岐阜県は、木曾三川水源公社が仮に財政破綻に陥った場合、自らの貸付金が回収不能となるだけでなく、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金についても木曾三川水源公社に代わって返済しなければならない。

木曾三川水源公社の試算によれば、借入金合計残高は平成38年に247億円まで増加する予定となっている。

木曾三川水源公社が行なっている長期試算によれば、平成100年度に事業が終了した段階では6.6億円の収入超過になっているが、この長期試算は上記(3)の計算誤りの他に、(2)で示した表のように金利、木材の販売単価、歩留率により大きく変化をする。

金利水準については、木曾三川水源公社が設定している1.7%は過去20年間における日本政策金融公庫からの借入利率の平均2.87%に比べ低く、むしろ2.5%という金利は十分想定される水準と考えられる。

また、木材の販売単価についても数千円の変動は恒常的に起こっている。

さらに木材の収量については、今後80年に及ぶ事業期間を考慮すれば、地球温暖化等の生育環境の変化や病害虫による被害、広範囲に及ぶ山火事、風水害といった事象により、全体としての収量が想定以下になる危険性を想定すべきである。

このように考えると、木曾三川水源公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大150億円程度を負担することが考えられる。また、最終事業

年度まで継続したとしても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。

岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。

## 6. 財団法人 岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償について

### (1) 損失補償残高

平成21年3月31日現在の損失補償残高 1,863,902 千円

### (2) 債権管理について

貸付先から入手した決算書の分析が不十分（指摘）

産業経済振興センターは貸付先から決算書の入手を行い、貸付先の財政状態及び経営成績を把握し、貸付金の返済状況に問題がないかをチェックしている。

決算書には減価償却不足、土地の含み損、売上債権の滞留部分に対する貸倒引当金不足、滞留在庫に対する評価減等が存在する場合があります、これらを考慮し決算書を修正すべきである。即ち、実態バランスシートの作成を行うと当初決算書上は資産超過の状態のものであっても債務超過状態になる場合がある。債務超過や赤字の決算書であることが分析の結果明らかになれば、貸付金の回収可能性の判断に影響を与えることとなる。

産業経済振興センターは貸付時に実態バランスを踏まえて診断調査を行ない審査しているが、貸付後も必要に応じて実態バランスシートの作成をすべきである。

税務申告書の入手（意見）

直近の決算書を入手すると同時に、必要に応じて直近の税務申告書も入手することが望ましい。税務申告書を入手することにより、決算書だけでは得られない情報を認識でき、決算書の正確性を検証する上で参考となる。減価償却費の償却不足、粉飾決算の有無等を判断する上で参考となる。

## 7. 地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金について

### (1) 貸付金残高

平成21年3月31日現在の貸付金残高 1,116,313 千円

### (2) 貸付金の回収可能性について（意見）

28億円を出資した第1ファンドでは7億3千万円の損失を計上したため、回収額は20億6千万円に留まる結果となった。この結果、産業経済振興センターが岐阜県に償還免除の申請をしなくて済むためには、3億8千万円を出資した第2ファンド

による回収額が 11 億 1 千万円（3.8 億円 + 7.3 億円）以上になる必要がある。

しかし、第 2 ファンドの運用状況は以下のとおりであり、第 1 ファンドと同様、出資金額を下回る状況である。

#### 第 2 ファンドの運用状況

（平成 20 年 12 月 31 日現在における産業経済振興センター出資部分）（単位：千円）

投資事業 有限責任組合	産業経済振興 センター出資額	損益累計額	損失割合
G	100,000	19,692	19.7%
H	100,000	16,810	16.8%
I	100,000	18,019	18.0%
J	80,000	20,035	25.0%
合計	380,000	74,556	19.6%

しかも、第 2 ファンドにおいてキャピタルゲインの可能性のある株式・債券等への投資残高は 58 百万円のみで、残額は現預金で保有されている。

従って、第 2 ファンドから 11 億 1 千万円以上を回収することはほぼ不可能であると考えざるを得ない。そうなれば産業経済振興センターは償還免除の申請を行わざるを得ず、岐阜県は回収不能部分の損失を負担することになる。

岐阜県は、昨年の包括外部監査の指摘を受け、岐阜県のホームページの商工政策課のページに第 1 ファンド及び第 2 ファンドの状況を開示している。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s113/s11351/z00000074/index.html>

今後もタイムリーな情報開示が望まれる。

#### 8. 中小企業高度化資金貸付金について

##### （1）貸付金残高

平成 21 年 3 月 31 日現在の貸付金残高 16,639,521 千円

##### （2）貸付金の回収可能性について（指摘）

大きく延滞している貸付先が 2 件あり、延滞額は下記のとおりである。

（単位：千円）

融 資 先	当初貸出額	貸付残高	延滞額
A 協同組合	1,694,180	1,388,049	841,249
B 協同組合	1,159,170	766,835	766,835

両組合とも貸付実行時の計画とは大きくかけ離れた状態になっており、全額回収

には長期間を要することが予想され、最悪の場合、組合の破綻により貸倒れになる可能性もあると考えられる。

従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。

## 9. 母子寡婦福祉資金貸付金について

### (1) 貸付金残高

平成21年3月31日現在の貸付金残高 1,410,478千円

### (2) 償還免除ルールの制定について(意見)

岐阜県では、制度開始以来、借受人の債務を免除した実績は無い。その理由は、国が定めた償還免除の適用要件に該当する者がいなかったためとのことである。国が定めた償還免除の適用要件を要約すると、借受人が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がい(概ね1等級又は2等級)を受けたため、貸付金を償還することができなくなったと認められるときで、且つ保証人、連帯借受人が未済額を償還することができない場合である。この場合議会の議決を経て償還を免除することができる。

しかし、現実には障がい程度が例えば3級や4級であっても、生活費を上回る収入を得て借入金を返済していくためには著しい困難が伴うと考えられるし、岐阜県にとっても不効率である。

従って、岐阜県は、例えば障がい3等級ないし4等級で且つ保証人や連帯借受人が未済額を償還することができない場合や、その他止むをえない理由で生活が著しく困窮している場合、国の基準よりも緩和した一定の基準を定めて岐阜県独自の助成金制度を創設し、母子及び寡婦福祉資金貸付金を借りた後に不幸にも当該基準を満たした借受人に対して、借入金残高を返済するための資金を助成することにより、事実上の債務免除を行うなど債権管理・回収業務の合理化を図る様な方策の検討が望まれる。

## 10. 岐阜県選奨生奨学金貸付金について

### (1) 貸付金残高

平成21年3月31日現在の貸付金残高 1,462,376千円

### (2) 日本学生支援機構からの奨学金との併用の廃止について(指摘)

岐阜県選奨生奨学金制度には、日本学生支援機構の奨学生であっても本来の半額を併せて受けられる制度が用意されている。しかし、岐阜県選奨生奨学金制度だけを活用する場合に比べ、重複して活用する場合の制度的意義は低いと考えられる。何故なら、不足額は修学のための必須の資金ではなく他の諸制度の活用により補充

することができるからである。むしろ、僅かに選考基準を満たさなかったがために奨学生になれず、場合によっては修学の機会を放棄しなければならない若者がいるとすれば、そこへ手を差し伸べるべきである。また、岐阜県としては半額であっても他の奨学生と同様の管理回収事務が発生することから、相当の事務コストをかけたまで用意すべき制度とは考えにくい。

岐阜県選奨生奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金制度と同様に学業成績が5段階評価で3.5程度以上という基準を設定しているが、年度によっては3.4であったり3.3であっても差し支えないと考えられる。岐阜県は日本学生支援機構の奨学金制度との併用制度を廃止し、その予算枠を用いて日本学生支援機構の奨学金制度から漏れた者への適用枠を拡充すべきである。

## 第4部 選定した債務保証・損失補償及び貸付金の監査結果(指摘及び意見)

### 【岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について】

#### 岐阜県住宅供給公社の概要

##### 1. 団体名

岐阜県住宅供給公社

##### 2. 所管課

都市建築部 公共建築住宅課

##### 3. 設立年月日

昭和41年4月1日

##### 4. 沿革

昭和32年6月	財団法人 岐阜県住宅公社設立	岐阜県庁内に事務所を設置
昭和41年4月	地方住宅供給公社法に基づき、岐阜県住宅供給公社に組織変更	岐阜県庁が移転し、庁舎は岐阜総合庁舎となる。
昭和62年4月	東濃出張所を設置	
平成4年3月	東濃出張所を閉鎖	
平成6年1月	事務所を県民ふれあい会館へ移転	
平成6年4月	古川出張所を設置	
平成8年4月	恵那出張所を設置	
平成11年4月	岐阜県土地開発公社との事務局統合	
平成16年4月	岐阜県道路公社との事務局統合	
平成17年3月	恵那出張所を廃止	
平成20年4月	岐阜事務所を設置	
平成20年10月	古川出張所を廃止	

##### 5. 設立目的

###### (1) 定款に定める目的

この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

###### (2) 設立の経緯

戦後の住宅不足の解消にあたり、国や県の住宅政策の一翼を担い、県民に「より



快適な住まい」を提供するため、県内各地の団地開発等を通じて住宅・宅地の供給を行うために設立された。その後は住宅市場が成熟の方向に向かう中で住環境の向上に向けた各種の事業を展開している。

## 6. 主な事業内容

### (1) 定款に定める事業内容

住宅の積立分譲を行うこと。

住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

水面埋立事業を施行すること。

前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。

### (2) 具体的な実施事業

#### 分譲事業

公社の主目的であり、住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業である。

現在までに74団地9,583区画を販売した実績があるが、80区画(24,655.34㎡、簿価873,865千円)が残っている。

#### 賃貸管理事業

住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給するという目的のため賃貸住宅を建設し供給している事業である。

昭和 47 年に愛宕住宅を建設して以来、計 4 団地 492 戸(土地 1,516,514 千円、建物 1,611,376 千円 平均入居率 87.8%) を供給した。

#### 高齢者向け優良賃貸住宅事業

今後増大する各種福祉施設への入居需要を補完するとともに、老後の住まい方のモデルとなり、また、高齢者が中心市街地で安全・安心な老後を過ごせるような、福祉・医療施設等の生活支援施設を併設したモデル住宅の整備が目的の事業である。

実績は、高齢者向け専用賃貸住宅「ラシュールメゾン岐阜」であり JR 岐阜駅前に建設されたシティータワー43の6～14階に賃貸住宅108戸及び同じく3階に福祉・医療用の賃貸施設13施設がある。建設費は3,101,739千円である。

#### ワークショップ 24 事業

県の情報産業施策の一環として、ソフトピアジャパンエリアに立地する企業や従業員を 24 時間サポートするため、賃貸住宅・キャビン(簡易宿泊施設)・技術開発室(賃貸オフィス)・店舗が一体となった施設を整備した事業である。取得費は総額 3,425,339 千円であるが、公学分は 3,160,000 千円となっている。

#### タウンビル事業

市街地における耐火建築物の建設促進と再開発の推進を目的とし、土地所有者からの申込みを受けて、住宅供給公社が民間金融機関等からの借入を原資に耐火建築物を建設し、土地所有者に譲渡する事業である。住宅供給公社は民間金融機関等に借入金を返済するが、これには土地所有者からの毎月の償還金を充てることになる。

実績は、149 件の事業件数となっているが、現在新規事業の受付は終了している。

#### 県営住宅管理代行事業

住宅供給公社が県営住宅の管理代行を実施する業務である。

管理戸数は 13 団地 4,160 戸

県より受託額として 469,632 千円を収受(平成 20 年度)

住宅供給公社は事業費として 469,632 千円を支出している。

#### 岐阜市営住宅管理代行事業

住宅供給公社が岐阜市営住宅の管理代行を実施する業務である。

管理戸数は 32 団地 3,750 戸

岐阜市より受託額として 298,512 千円を収受(平成 20 年度)

住宅供給公社は事業費として 298,512 千円を支出している。

#### 県職員・教職員住宅管理受託事業

住宅供給公社が県職員・教職員住宅の管理を受託する業務である。

管理戸数は 192 団地 2,024 戸

県より受託額として 138,558 千円を収受（平成 20 年度）

住宅供給公社は事業費として 138,558 千円を支出している。

#### 公営住宅設計・監理等業務

市町村からの委託により市町村の公営住宅その他施設の建築に係わる企画・設計及び建設工事監理業務を行う事業である。

受注実績は過去 5 年間に毎年 1 件～3 件程度、金額で 8 百万円～46 百万円程度となっている。

### 7. 組織体制

#### (1) 人員

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	1	-	1	-
正規職員	31	1	1	29
計	32	1	2	29

1. 常勤理事には、上記のほか岐阜県土地開発公社・岐阜県道路公社の役員を兼務しているものが 3 名いる。
2. 正規職員には、岐阜県土地開発公社兼務職員 2 人、嘱託員 10 人、日々雇用 4 人、派遣社員 3 人は含まない。

### 8. 岐阜県からの貸付金及び損失補償額

平成 21 年 3 月 31 日現在の貸付金残高 362,428 千円  
(全額賃貸住宅建設資金)

平成 21 年 3 月 31 日現在の損失補償残高 6,927,151 千円

損失補償残高の内訳	ラシュールメゾンに関する損失補償	2,637,481 千円
	ワークショップ 24 に関する損失補償	1,632,470 千円
	住宅用地先行取得資金に関する損失補償	1,410,000 千円
	事業資金に関する損失補償	1,247,200 千円
	合計	6,927,151 千円

・外部監査の結果

1. 直近5期の貸借対照表及び損益計算書の分析

貸借対照表の分析

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
流動資産	1,988	1,929	1,854	1,313	1,315
現金預金	543	681	298	280	319
未収金	103	147	508	78	83
貸倒引当金	2	2	3	3	3
分譲事業資産	1,334	1,086	1,003	945	911
その他事業資産	1	-	-	-	-
前払金	0	0	1	2	2
その他流動資産	8	15	47	10	1
固定資産	17,265	16,913	16,333	17,316	16,289
賃貸事業資産	7,312	7,408	7,691	9,113	8,877
事業用土地資産	476	476	-	-	-
その他事業資産	9,828	9,457	9,024	8,581	7,836
貸倒引当金	448	480	498	483	473
有形固定資産	15	12	10	10	11
無形固定資産	2	1	1	0	0
その他の固定資産	167	112	180	123	65
貸倒引当金	88	75	75	29	29
資産の部合計	19,254	18,843	18,188	18,630	17,605
流動負債	5,041	5,118	5,368	4,352	4,543
短期借入金	3,654	3,584	3,485	3,356	3,227
次期返済長期借入金	490	489	549	574	576
未払金	775	923	1,215	305	614
前受金	43	42	41	40	40
預り金	78	78	76	75	83
固定負債	13,750	13,293	12,468	13,991	12,877
長期借入金	10,425	10,138	9,819	11,475	10,675
土地長期割賦未払金	500	500	-	-	-
建物長期割賦未払金	1,106	948	790	632	474
預り保証金	222	221	208	264	255
繰延建設補助金	770	814	1,008	1,047	1,023
引当金	631	599	569	536	409
その他固定負債	93	72	72	34	38
特定準備金	401	377	-	-	-
住宅地分譲事業準備金	283	253	-	-	-
賃貸住宅管理事業準備金	118	123	-	-	-
負債の部合計	19,193	18,789	17,837	18,344	17,420
資本金	11	11	11	11	11
剰余金	49	42	340	274	174
資本剰余金	215	215	215	215	215
利益剰余金	166	173	124	59	41
資本の部合計	60	53	351	286	185
負債の部及び資本の部合計	19,254	18,843	18,188	18,630	17,605

(注) 百万円未満は切り捨て表示している。

- ・未収金

未収金は主に賃貸住宅の家賃や分譲地の分譲代金、国土交通省や岐阜県からの補助金の未収分により構成されている。平成 18 年度に 508 百万円と多額に発生しているのは、その多くが高齢者向け優良賃貸住宅「ラシュールメゾン岐阜」に係る国土交通省と岐阜県からの補助金未収分 220 百万円及び分譲地「花みずき」の分譲代金未収分 237 百万円である。

- ・その他流動資産

その他流動資産は主に立替金や仮払金、繰延消費税や仮払消費税等により構成される。平成 18 年度に 47 百万円計上されているが、そのほとんどは高齢者向け優良賃貸住宅「ラシュールメゾン岐阜」に係る繰延消費税である。

- ・事業用土地資産

事業用土地資産とは、次年度以降の事業用地とするために取得し、その開発目的が決定されていない土地、また開発許可の途中でなどの土地を記載する勘定である。平成 17 年度まで 476 百万円計上されているのは未利用土地 1.3ha 分であり、平成 18 年度に民間業者へ 263 百万円で売却したことで残高 0 となり、その後発生していない。

- ・その他事業資産（固定資産）

その他の事業資産はそのほとんどがタウンビル事業の割賦未収金である。約定返済により年々逡減はしているが、延滞や回収不能等が生じている。

- ・貸倒引当金

貸倒引当金とは、長期事業未収金等の未収債権額のうち回収が困難な債権額について、個別の回収可能額を勘案し、控除勘定としてその必要額を記載したものである。平成 20 年度では、その他の事業における分割事業割賦未収金に係るものが 4 百万円、タウンビル事業割賦未収金に係るものが 468 百万円の計 473 百万円が計上されており、割賦未収金の回収に伴って減少傾向である。

その他の固定資産に含まれている破産債権に係る貸倒引当金は、平成 20 年度で 29 百万円であり、競売等による破産債権の処分に伴い減少してきている。

- ・短期借入金

短期借入金は平成 20 年度で 3,227 百万円あり、分譲事業に係るものが 477 百万円、賃貸事業に係るものが 1,523 百万円、タウンビル事業に係るものが 543 百万円、ワークショップ 24 事業に係るものが 683 百万円である。分譲地の売却代金や賃料、割賦金の回収等により年々借入額は圧縮してきている。

- ・未払金

未払金は主に、賃貸住宅管理費用や県営住宅修繕工事、宿舍等修繕工事、運営事務費等の未払により構成されている。平成 18 年度は 1,215 百万円計上されており、高齢者向け優良賃貸住宅「ラシュールメゾン岐阜」に係る用地費の未払等が 884 百万円、県営住宅管理事業の計画修繕工事等の未払が 159 百万円とその大半を占めている。

・長期借入金（次年度返済分含む）

長期借入金は平成 20 年度で 11,251 百万円あり、賃貸事業に係るものが 362 百万円、タウンビル事業に係るものが 7,093 百万円、高齢者向け優良賃貸住宅事業に係るものが 2,637 百万円、ワークショップ 24 事業に係るものが 1,895 百万円である。過去 5 年の趨勢では平成 16 年度から平成 18 年度までは減少してきていたが、平成 19 年度に高齢者向け優良賃貸住宅事業に係る借入 2,157 百万円を行ったことで増加し、20 年度から減少している。

・土地長期割賦未払金

土地長期割賦未払金は、ワークショップ 24 の底地を平成 13 年度に土地開発公社から取得したことで 500 百万円発生したが、平成 18 年度に当該売買契約を合意解除して賃貸借契約に切替えたことから勘定残高は 0 となり、その後発生していない。

・建物長期割賦未払金

建物長期割賦未払金は、ワークショップ 24 の建物購入に係る売主への未払金であり、平成 23 年度までの 10 年均等償還となっている。

・繰延建設補助金

繰延建設補助金とは、償却資産の取得に係る、国、公共団体等からの補助金を記載する勘定であり、毎期の減価償却の費用化に応じて取り崩し収益化しているものである。

平成 18 年度に高齢者向け優良賃貸住宅に係る建設補助金として 289 百万円増加しているが、残額はほとんどがワークショップ 24 に係る補助金である。

・引当金

引当金は退職給付引当金と計画修繕引当金で構成されている。退職給付引当金は職員数の減少に伴って年々減少傾向である。計画修繕引当金は平成 19 年度、住宅供給公社所有の愛宕住宅・別府住宅・メゾン東大垣・サニーハイツ花みずきの 4 物件に対応する分が計上されているが、平成 20 年度には、高齢者向け優良賃貸住宅「ラシュールメゾン岐阜」に係る引当も計上されていることで増加している。

・特定準備金

制度変更により平成 17 年度以降はない。

・ 資本金

岐阜県が 10 百万円、岐阜市と大垣市が 0.5 百万円、多治見市が 0.1 百万円出資している。

監査結果（指摘）

直近 5 期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。

そこでまず財政状態の管理についてであるが、住宅供給公社では財務内容に関し過去比較や趨勢の把握等を行ってはいるものの、その分析が十分とはいえない。そのため、今後は十分な分析を実施することで財務内容に関しどういった点に問題があるのか、改善する必要があるのかなど問題点の洗い出しや改善を行う必要がある。

次に過去 5 年の財務内容の趨勢を踏まえ、平成 20 年度末における財務内容を分析した結果、住宅供給公社の主な資産は分譲事業資産、賃貸事業資産、その他事業資産であり、主な負債は借入金、そして自己資本は過小であるということが明らかとなった。

まず分譲事業資産については、滞留在庫が恒常的に存在することに加え、それらが含み損を抱えていることに問題がある（「2. 分譲事業について」参照）。

次に賃貸事業資産については、建物の老朽化、入居率の低下、賃料の延滞等の問題がある（「3. 賃貸管理事業について」参照）。

またその他事業資産は、そのほとんどがタウンビル割賦事業未収金であるが、その割賦未収金が延滞、破産等により回収困難となってきたという問題がある（「5. タウンビル事業について」参照）。

一方、借入金はその金額が多額であり金利負担が財政を圧迫していることに加え、その返済原資は住宅供給公社の営む各事業が計画通り推移して資金回収が当初の予定通り行われた場合に得られる資金であるため、各事業が計画通り進捗していない現状ではその返済原資が恒常的に不足しており追加融資を受けなければ約定返済もままならないという問題がある。

最後に自己資本については、貸借対照表上は資本の部に 185 百万円計上されてはいるものの、分譲資産の抱えている含み損等を考慮すると実質債務超過に陥っているため、今後追加で融資が受けられない場合は、住宅供給公社の継続性に疑念が生じるという問題がある。

## 損益計算書の分析

### 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
事業収益	1,402	1,624	1,616	1,435	1,758
分譲事業収益	30	231	325	44	31
賃貸管理事業収益	516	538	494	527	612
管理受託住宅管理事業収益	609	592	574	622	906
その他事業収益	246	261	222	240	207
事業原価	1,425	1,578	1,836	1,467	1,759
分譲事業原価	63	247	543	60	42
賃貸管理事業原価	506	509	509	564	623
管理受託住宅管理事業原価	609	592	574	622	906
その他事業原価	245	228	208	220	186
一般管理費	70	83	59	53	24
事業利益(損失)	94	37	279	86	26
その他経常収益	9	6	4	10	4
その他経常費用	40	25	14	42	58
経常利益(損失)	125	56	289	118	81
特別利益	23	27	0	55	1
特別損失	1	2	0	2	20
特定準備金計上前利益(損失)	103	31	289	65	100
特定準備金取崩	40	29			
特定準備金繰入	10	5			
当期利益(損失)	73	7	289	65	100

事業収益原価率	101.7%	97.2%	113.6%	102.2%	100.1%
分譲事業収益原価率	209.9%	107.1%	167.0%	134.6%	136.2%
賃貸管理事業収益原価率	98.1%	94.6%	103.1%	107.0%	101.9%
管理受託住宅管理事業収益原価率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他事業収益原価率	99.9%	87.4%	93.8%	91.6%	89.7%
事業収益販管費率	5.1%	5.1%	3.7%	3.8%	1.4%

(注) 百万円未満は切り捨て表示している。



・分譲事業

分譲事業については近年継続して赤字である。これは、分譲宅地の販売不振で価格の値下げを実施しているため分譲事業収益が上がらない一方で、分譲事業原価は景気低迷による地価下落よりも前に取得された用地であるため用地取得原価が高く計上されており、赤字販売となってしまったものである。

・賃貸管理事業

賃貸管理事業は平成 18 年度からは赤字である。ワークショップ 24 は開業以来 7 期連続赤字であり、これが同事業の収益を圧迫している。一般賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の管理事業は一定の黒字幅で推移している。

・管理受託住宅管理事業

管理受託住宅管理事業は、発生費用分を受託料として受けているため収支 0 となっている。

・その他事業

その他事業は一定の利益を計上しつつ推移している。これはほとんどがタウンビル事業によるものであるが、同事業から生じた破産債権や延滞債権等に対する費用は考慮されていないため、それらを含めると同事業は事業単位で赤字となっている。

・一般管理費

一般管理費は、平成 20 年度から岐阜市の市営住宅管理事業を受託しており、これに要した経費分を一般管理費として管理受託住宅管理事業原価に配賦していることで減少している。

・特別損益

平成 19 年度の特別利益は、主に負債計上されていた団地公園整備による未成原価仮勘定に関し、予定されていた工事が行われなかったことによる戻入である。なお未成原価仮勘定とは、事業資産の原価計算に当たって、その原価となる費用が確定しないため見積り額を計上した勘定である。

監査結果（指摘）

直近 5 期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。

そこでまず損益状況の管理についてであるが住宅供給公社では損益状況に関しても財務内容と同様、過去比較や趨勢の把握等を行ってはいるものの、その分析が十分とはいえない。そのため、今後は十分な分析を実施することで損益状況に関しどういっ

た点に問題があるのか、改善する必要があるのかなど問題点の洗い出しや改善を行う必要がある。

次に過去5年の損益状況の趨勢を踏まえ、平成20年度における損益状況を分析した結果、住宅供給公社の主な収益は賃貸管理事業収益、管理受託住宅管理事業収益であり、主な費用は賃貸管理事業原価、管理受託住宅管理事業原価である。

まず賃貸管理事業については粗利益ベースで11百万円の赤字となっている。これは一般賃貸住宅は4団地で47百万円、高齢者向け優良賃貸住宅は19百万円、賃貸施設管理事業は42百万円の黒字を計上しているものの、ワークショップ24が118百万円の赤字を計上していることからトータルで赤字となっているものである。そのためワークショップ24については今後の方策が問題となっている（「7.ワークショップ24事業について」参照）。

次に管理受託住宅管理事業については、住宅供給公社の経営に占める割合は大きく重要な事業ではあるが、現状では発生費用分を受託料として収受するにすぎず利益も損失も発生していない。

また、分譲事業については収益、原価ともに計上額が少ないが、滞留在庫を多く保有している以上、その収益が上がっていないことには大きな問題がある（「2.分譲事業について」参照）。

## 2. 分譲事業について

### 事業の概要

分譲事業は近年販売不振が続いており、長期在庫を抱える一方に対応する借入金の返済も滞りがちであるため、資金を拘束すると同時に利子負担により財政を圧迫している。

まず当該事業に係る借入金残高は、平成20年度末で事業資金借入金137百万円、その他の借入金340百万円の計477百万円である。

これに対し所有する分譲在庫はそのほとんどが長期滞留物件で、分譲宅地80区画873百万円、受託分譲宅地1区画37百万円の計911百万円である。分譲宅地の詳細は以下に記載のとおりである。なお受託分譲宅地については、国土交通省管轄の水資源機構からの委託を受けて取得・造成したもので今後同機構による買取りが見込まれている。

なお、民間市場が成熟した現在では住宅供給公社が民間企業と競合して分譲地を造成・販売する意義は低いため新規開発は行っていない。また経費を要するような販売促進策も実施しておらず、今後は残区画の処分をもって分譲事業から撤退する方針である。

### 分譲宅地在庫（長期滞留在庫）

- ・サニーハイツ花もも（飛騨市古川町）

当該物件は、平成 2 年度に取得され平成 4 年度までに造成が終了、40,405 m<sup>2</sup>の敷地 95 区画が分譲区画である。分譲実績としては平成 19 年度に 1 区画、平成 20 年度に 1 区画分譲されたのを含め平成 20 年度末で 80 区画が分譲され 15 区画が未分譲として残っている。

・サニーハイツ花の木（恵那市武並町）

当該物件は、平成 3～4 年度に取得され平成 5～7 年度までに造成が終了、敷地 118,317 m<sup>2</sup>で 116 区画が分譲区画である。分譲実績としては平成 19 年度に 1 区画分譲されたのを含め平成 20 年度末で 54 区画が分譲され 62 区画が未分譲として残っている。

・サニーハイツレンゲローズ（不破郡垂井町）

当該物件は、平成 5 年度に取得され平成 7～8 年度までに造成が終了、敷地 27,761 m<sup>2</sup>で 61 区画が分譲区画である。分譲実績としては平成 19 年度、平成 20 年度ともになく、平成 20 年度末で 59 区画が分譲され 2 区画が未分譲として残っている。

また以下の表は、帳簿価額と鑑定評価額（正常価格）を比較した結果、明らかになった未分譲宅地の抱える含み損の状況である。

分譲宅地 含み損明細

	戸数 (戸)	面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (千円)	鑑定評価額 (千円)	含み損 (千円)
花の木（恵那市）	62	15,775.25	509,620	/	/
花もも（飛騨市）	15	8,036.61	325,495		
レンゲローズ(垂井町)	2	637.58	29,874		
合計	79	24,449.44	864,989	620,509	244,480

なお、これら滞留在庫の分譲のために住宅供給公社が行ってきた取組みは以下のとおりである。

- ・分譲住宅・宅地購入者に対するサービス実施
- ・分譲地等購入者紹介報奨金制度の PR
- ・宅地建物取引業協会との斡旋協定締結
- ・不動産業者への PR の実施
- ・インターネット公有財産オークションへの参加
- ・宅地分譲価格の値下げ検討、実施

- ・新聞折り込みチラシ・広報紙・賃貸住宅へのチラシ配布等
- ・協定書に基づくの販売促進策等について関連市町村に要望、協力依頼
- ・民間事業者（ハウスメーカー）へのPR
- ・民間事業者に販売委託・一括処分について民間事業者と協議
- ・店舗用地の処分、活用についての誘致活動

#### 監査結果（指摘）

これまで分譲事業は恒常的に赤字であることに加え、分譲宅地の残戸は4地域で80区画あり、そのうち価値の低下が見込まれる3地域は直近の鑑定評価の正常価格を基にすると620百万円程度と見込まれ、分譲宅地の滞留在庫は244百万円程度の含み損を抱えている。

このような状況になった原因は、当初計画の見込の甘さに加え、分譲物件の販売管理が不十分であったことから、滞留の可能性が生じているものに関しても機動的な意思決定がなされず放置されてきたことが原因である。

3団地とも販売開始からは長期間経過しており、かつ、最近はほとんど売れていない状況を考えると簿価での販売は困難と思われる。

従って、住宅供給公社は、長期滞留在庫に関して機動的な意思決定を行い出来る限りの早期処分を実施し、少しでも損失負担を軽減するよう努力すべきである。

### 3. 賃貸管理事業について

#### 事業の概要

賃貸管理事業では、平成20年度末で住宅4団地「愛宕住宅、別府住宅、メゾン東大垣、サニーハイツ花みずき」492戸を賃貸し256百万円の賃貸事業収入を得ている。当該事業は住宅供給公社の主な収益源ではあるが、賃貸物件に関し近年老朽化が進むとともに一部の住宅においては入居率も低下しており、また賃料の滞納も発生してきている。

まず愛宕住宅(岐阜市)は昭和47年に建設されてから37年経過しており、戸数は239戸である。岐阜駅近郊という立地条件の良さから、ここ数年の入居率は95～99%前後で推移している。

次に別府住宅(瑞穂市)は昭和50年に建設され34年経過しており、戸数は92戸である。建物が古いことに加え、あまり立地条件が良くないため、ここ数年の入居率は60～65%前後で推移している。

またメゾン東大垣(大垣市)は昭和53年に建設され31年経過しており、戸数は96戸である。建物が古いことに加え、ソフトピアジャパンプロジェクトに呼応して一時期募集停止を行っていたこともあり、平成18年度までは70%に満たない入居率であったが、子育て支援家賃減免制度の実施により平成19年度以降は入居率80%近くで推移している。

サニーハイツ花みずき(各務原市)は、昭和63年に建設され21年経過しており、戸数は65戸である。比較的まだ新しいこともあり入居率は平成19年度には96.9%であったが平成20年度は93.8%と若干低下している。

なおこれらの賃貸物件にかかる賃料の延滞状況は以下のとおりとなっており、件数、金額ともに多少の変動はあるものの増加傾向にある。

#### 入居率推移

(単位：%)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
愛宕住宅(岐阜市)	95.0	95.8	92.9	95.4	98.3
別府住宅(瑞穂市)	68.5	62.0	64.1	63.0	62.0
メゾン東大垣(大垣市)	61.5	56.3	61.5	72.9	80.2
サニーハイツ花みずき(各務原市)	95.4	95.4	93.8	96.9	93.8
合計	83.5	81.7	81.5	85.4	87.8

#### 滞納推移

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数(件)	30	27	34	36	40
金額(千円)	4,690	4,609	6,270	5,987	6,845

#### 監査結果(意見)

賃貸管理事業は住宅供給公社の主な収益源となっているが、施設の老朽化、一部の住宅における入居率の低さ、滞納の増加等の問題がある。

まず施設の老朽化に関してであるが、住宅供給公社では使用可能年数を50年以上としており、毎年60百万円程度の修繕費を見込んでいる(平成20年度実績は36百万円)。ただし別府住宅に関しては耐震工事の必要性があるため、近年中に128百万円程度の耐震工事費用の発生が見込まれる。一番古い物件である愛宕住宅でも残り13年の使用が見込めるため、当面は大きな問題は生じないものと認められる。

次に一部の住宅における入居率の低さについては、別府住宅、メゾン東大垣が顕著だが、これらの物件に関しては、入居申込者の要望を取り入れたリフォームの実施、「子育て支援家賃減免制度」の実施、所得基準の緩和による入居条件の見直しなどの施策による成果が出てきている。しかしまだ入居率の低下には歯止めがかかっていない状態であるため、今後も各種手立てを講じて入居率の改善に努めることが望まれる。なお今後の見込みを推計した場合、毎年全体の1%に相当する戸数(=5戸)が減少していても、今後20年間は黒字が期待でき、その平均利益は10百万円程度である。

また滞納の増加については、昭和53年4月から用いられてきた「家賃等賃貸料滞

納措置要領」を平成 21 年 6 月に廃止し、より徴収を強化した「公社賃貸住宅家賃等賃貸料滞納整理実施要領」を適用している。これにより毎月臨宅徴収が実施されることに加え、悪質滞納者に対しては住宅明け渡し訴訟等も行われるようになっており、今後滞納が減少することが期待される。

#### 4. 高齢者向け優良賃貸住宅事業について

##### 事業の概要

現在実施している高齢者向け優良賃貸住宅事業は、前述したように、「ラシュールメゾン岐阜」であり JR 岐阜駅前に建設されたシティータワー43の6階～14階に賃貸住宅 108 戸及び同じく 3 階に福祉・医療用の賃貸施設 13 施設がある。建設費は底地部分を含め 3,101,739 千円、当初借入総額は 2,688,573 千円である。岐阜県は、高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業の補助金として建設時に 176,019 千円を支援しているほか、住宅供給公社の借入金に対し損失補償契約を締結している。(平成 20 年度末契約額 2,637,481 千円)

##### 監査結果

###### (ア) 借入金の返済計画について(指摘)

住宅供給公社は、借入金を平成 70 年まで 50 年かけて償還する予定であるが、社会一般の返済計画期間(最長でも 35 年程度)に比べ長すぎ、現実的な返済計画とはいえない。しかも、返済期間がこれほど長いにもかかわらず、毎年の返済額は元利均等であり、老朽化による修繕コストの増加や賃料収入の減少の想定数値が非常に甘い計画となっている。

また、現在は完成間もない時期であるため賃貸住宅、福祉・医療用賃貸施設ともに入居率が高い状況にあるが、30 年以後の老朽化の程度、高齢者向け住宅の需要の動向の不明確さに加え、医療モールが不振となり医療・福祉サービス提供のパートナーが撤退した場合は、高齢者向け住宅としてのサービスが提供できなくなるおそれもある。

従って、現在の返済計画では、入居率低下により返済原資となる賃料収入が確保できなくなる可能性が高い。住宅供給公社は、以上を踏まえて返済計画の再検討をする必要がある。

###### (イ) 修繕計画及び修繕引当金の算定方法について(指摘)

ラシュールメゾンは、前述したようにシティータワー43の6～14階及び3階に入居しているので、シティータワー43の管理組合による建物全体の修繕計画に従って計画を立てる必要がある。管理組合は、2007年から2046年までの40年分の修繕計画を策定しており、公社の負担額は40年間で総額605,589千円となっている。

この点、住宅供給公社は、平成 20 年度までに 26,347 千円の計画修繕引当金を計上しているが、この引当額は、ラシュールメゾンの公社の建設費負担額 2,560,040 千円（底地部分を除く）に引当率 0.65% を乗じて毎期計算しており、上記の管理組合の修繕計画は全く考慮されていない。また、そもそも引当率 0.65% の算定根拠に関する明確な根拠も残されていない。

結果として、平成 20 年度末の引当額は管理組合の数字に基づく要引当額を上回っているが、今後については不明である。

従って、住宅供給公社は管理組合が作成した修繕計画に基づいて引当金を算定すべきあり、今後管理組合が修繕計画を変更・修正するならば、それも随時考慮して引当金を算定する必要がある。

## 5. タウンビル事業について

### 事業の概要

タウンビル割賦金回収管理事業とは、土地所有者からの申込により住宅供給公社が金融機関から借入を行いその資金で耐火建築物を建設し、建築物完成後は申込者に引き渡されるとともに割賦にて毎月支払を受け、これを原資として住宅供給公社が金融機関に資金を返済するというビジネスモデルである（現在は新規案件の取扱はない）。

当該事業により住宅供給公社が借入している資金の残高は平成 20 年度末で短期のものが 543 百万円、長期のものが 7,093 百万円の計 7,636 百万円と多額である。一方で対応する割賦未収金は 7,877 百万円である。上述のように借入金の返済原資は割賦未収金を回収した資金であるため、割賦未収金の回収遅延はそのまま借入金の延滞可能性を示唆し、資金繰りに問題を生じさせるため大きな問題をはらんでいる。

以下は延滞債権 495 百万円を除く平成 20 年度末の割賦未収金残高 7,382 百万円の今後の回収予定、平成 7 年度から平成 20 年度までの割賦未収金の滞納額の推移と平成 20 年度末の割賦未収金内訳、過去に競売が実施された 6 物件に係る担保不動産競売実績表である。

## (ア) タウンビル事業 割賦未収金回収予定表

(単位：千円)

年度	前年度末残高	元金償還額	利息相当額	償還事務費	公社収入額	年度末残高
21年度	7,382,689	451,029	169,316	6,830	627,176	6,931,659
22年度	6,931,659	381,435	162,049	6,816	550,301	6,550,223
23年度	6,550,223	389,527	154,206	6,816	550,550	6,160,695
24年度	6,160,695	393,464	146,406	6,800	546,671	5,767,230
25年度	5,767,230	387,295	138,427	6,740	532,463	5,379,934
26年度	5,379,934	395,830	129,940	6,740	532,511	4,984,104
27年度	4,984,104	404,609	121,161	6,740	532,511	4,579,494
28年度	4,579,494	413,607	112,164	6,740	532,511	4,165,887
29年度	4,165,887	421,608	102,948	6,730	531,286	3,744,279
30年度	3,744,279	398,014	93,701	6,422	498,138	3,346,264
31年度	3,346,264	374,183	84,966	6,102	465,252	2,972,081
32年度	2,972,081	370,708	76,370	5,971	453,051	2,601,372
33年度	2,601,372	369,908	67,710	5,857	443,476	2,231,464
34年度	2,231,464	307,163	59,495	4,719	371,378	1,924,300
35年度	1,924,300	242,142	52,513	3,683	298,340	1,682,157
36年度	1,682,157	204,288	47,134	3,046	254,468	1,477,869
37年度	1,477,869	199,214	42,024	2,896	244,136	1,278,655
38年度	1,278,655	186,829	35,024	2,574	224,428	1,091,825
39年度	1,091,825	176,375	29,497	2,299	208,172	915,450
40年度	915,450	175,662	23,988	2,187	201,838	739,787
41年度	739,787	155,122	18,632	1,884	175,639	584,664
42年度	584,664	130,348	14,296	1,596	146,240	454,316
43年度	454,316	115,336	10,862	1,414	127,612	338,980
44年度	338,980	98,475	7,783	1,233	107,492	240,504
45年度	240,504	79,154	5,512	1,045	85,712	161,350
46年度	161,350	64,611	3,623	770	69,006	96,738
47年度	96,738	43,621	2,144	529	46,295	53,117
48年度	53,117	35,015	1,059	410	36,484	18,101
49年度	18,101	15,950	261	206	16,418	2,150
50年度	2,150	2,150	7	28	2,187	0

## (イ) 滞納額推移

年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
件数(件)	4	5	6	6	5	8	10
滞納額(千円)	5,665	52,750	67,519	85,097	97,317	151,400	417,515
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	9	12	12	12	13	10	8
	344,489	381,338	369,726	374,564	440,457	440,350	495,037

## (ウ) 債権額内訳

20年度	件数(件)	残債権額(千円)	内滞納額(千円)
滞納のない債権	65	5,805,664	0
滞納のある債権	7	2,017,626	440,601
破綻に類する債権	1	54,436	54,436
合計	73	7,877,726	495,037



(エ) 担保不動産競売実績表

担保	物件A	物件B	物件C	物件D	物件E	物件F	平均
債権額(千円)	106,222	63,615	85,505	42,072	23,733	65,162	386,309
入札額(千円)	46,461	23,885	29,700	43,580	21,011	14,085	178,722
回収率(%)	43.7%	37.5%	34.7%	103.6%	88.5%	21.6%	46.3%

以上の資料より、滞納額は年々増加傾向にあることに加え、最終回収予定年度は平成50年度とまだ30年程度先であることから、今後も滞納や破綻等により割賦未収金の回収が困難となる可能性が高いことが伺える。

これらの割賦未収金に対して、回収した割賦未収金を返済原資として住宅供給公社が市中金融機関等に返済すべきタウンビル事業に関する長期借入金の返済予定は以下のとおりである。

(オ) タウンビル事業 長期借入金返済予定表

(単位：千円)

年度	前年度未残高	元金償還額	利息相当額	公社支払額	年度未残高
21年度	7,093,438	447,811	153,434	601,246	6,645,626
22年度	6,645,626	377,809	146,601	524,411	6,267,817
23年度	6,267,817	360,488	139,736	500,225	5,907,328
24年度	5,907,328	389,976	131,901	521,877	5,517,352
25年度	5,517,352	405,949	124,432	530,382	5,111,402
26年度	5,111,402	390,139	116,482	506,621	4,721,263
27年度	4,721,263	398,344	108,269	506,614	4,322,918
28年度	4,322,918	406,735	99,869	506,604	3,916,182
29年度	3,916,182	388,254	91,281	479,535	3,527,928
30年度	3,527,928	394,096	82,697	476,793	3,133,831
31年度	3,133,831	386,255	74,660	460,915	2,747,576
32年度	2,747,576	361,323	66,799	428,122	2,386,253
33年度	2,386,253	354,808	58,958	413,767	2,031,444
34年度	2,031,444	293,432	51,582	345,015	1,738,011
35年度	1,738,011	219,861	45,409	265,270	1,518,150
36年度	1,518,150	189,359	40,904	230,264	1,328,790
37年度	1,328,790	174,085	35,517	209,602	1,154,704
38年度	1,154,704	160,621	30,873	191,495	994,083
39年度	994,083	149,036	26,467	175,504	845,046
40年度	845,046	146,739	22,131	168,870	698,307
41年度	698,307	140,277	17,790	158,068	558,029
42年度	558,029	125,154	13,669	138,823	432,874
43年度	432,874	107,624	10,375	118,000	325,249
44年度	325,249	93,153	7,440	100,594	232,095
45年度	232,095	71,611	5,315	76,926	160,484
46年度	160,484	60,995	3,553	64,549	99,488
47年度	99,488	43,441	2,124	45,566	56,047
48年度	56,047	35,283	1,059	36,342	20,763
49年度	20,763	17,540	261	17,802	3,222
50年度	3,222	3,222	7	3,229	0

前掲の表から、住宅供給公社は平成 50 年度まで当該事業に係る借入金の返済義務を負っていることがわかる。

なお住宅供給公社が現在実施している、または今後実施を予定している新規滞納者を増加させないための取り組みは以下のとおりである。

- ・組織等（銀行 O B 等の雇用）の強化
- ・現地にてオーナーとの面談（入居状況等調査）
- ・繰り上げ償還の奨励

また滞納者に対する方策は以下のとおりである。

- ・債務者との納付相談にきめ細かく対応し、計画的な返済の奨励
- ・家賃差し押さえ、担保不動産収益執行、競売等法的措置等の実行
- ・返済条件変更等の協議
- ・サービサー（債権回収会社）の活用等、効率・効果的な回収方法の検討

（現在、サービサーの業務範囲に住宅供給公社の債権回収が含まれていないため法改正が必要）

## 監査結果

### （ア）ビジネスモデルの結果（指摘）

住宅供給公社では割賦未収金に関し今後も滞納や破綻等により回収が困難となる可能性が高い一方で、返済原資である割賦未収金が回収できなかったとしても借入金の返済を免れることはできない。そのため割賦未収金の回収が滞ってしまった場合は、住宅供給公社の資金繰りは急速に悪化しその継続性に疑義が生じてしまう可能性がある。

このような状況に至った原因は多岐に亘るが、最大の原因は住宅供給公社がこのタウンビル事業というビジネスモデルに潜むリスクを見誤ったことである。当該事業のパンフレットには以下の記載がある。

### 「タウンビル建設・分譲制度」

この制度は、市街地における土地の高度利用及び防災等都市整備の一環として、耐火建築物の促進、都市の再開発を推進するため、住宅の建設と併せて店舗及び事務所等の施設を建設される方々に、公社が代わって長期・低利の資金により建設し、分譲することを目的としています。

この記載には「公社が代わって」との一文がありこれは本来であれば、資金を融資する市中金融機関等が融資した資金を回収できないことで損失を被るというリスクを、住宅供給公社が肩代わりするということを意味している。この場合、住宅供給公社としてはそのリスクに見合った価額を設定する必要があり、その価額に基づいて当初からタウンビル事業を展開する必要があったはずである。しかし住宅供給公社が設定した実費以外の上乗せ額は僅少であり、とてもそのリスクに対応できるような金額

ではなかった。そのため現在のような苦境に陥ってしまったといえる。

そもそも、住宅供給公社が市中金融機関等を代替して融資する際、申込物件の担保評価等与信調査は住宅供給公社が金融機関の協力を得て審査しており、これは住宅供給公社が自らリスクを適切に管理して実施することができる事業の範囲を超えていることを示唆している。また協力した金融機関においても、その与信調査は県財政を背景とした住宅供給公社による返済を前提としていた以上、一般の案件と比較してリスクの評価が十分でなかった可能性もある。

即ち、このタウンビル事業はリスクが高くその把握も困難であったことから、公的な機関である住宅供給公社が本来実施するような事業ではなかったと考えられる。

然るに、住宅供給公社では将来において発生が見込まれるリスクの大きさを十分検討することなく、安易に実施に踏み切ってしまったものと思われる。

今後はリスクに応じた対策がとれないような事業に着手することは厳に慎むべきである。

#### (イ) 今後の対応について(指摘)

まず過去5年間の貸倒実績(競売実績による回収金額控除後)に基づく貸倒発生率、及びこの発生率が毎年0.1%ずつ増加すると仮定して算出した割賦未収金最終回収年度までの貸倒金額は602百万円程度と見込まれる。

また現在発生している延滞だけでも8名おり金額にして495百万円である。仮にこれらの滞納者が破産した場合は住宅供給公社が市中金融機関等より一括償還を迫られ緊急の資金需要が発生することとなる。滞納や破綻等に陥った場合における不良債権処理については、競売の実施等により債権回収を意図した場合でも、過去の競売実施実績が「担保不動産競売実績表」からわかるように平均回収率が46.3%であり、債権額の半分も回収が見込まれない。そのため新たな資金調達ができなければ住宅供給公社は破綻し、損失補償契約を締結している岐阜県がその借入金の返済を肩代わりすることで岐阜県が損失を被る可能性がある。

このように現状では、住宅供給公社による割賦未収金の回収不能は岐阜県の潜在的損失負担の顕在化へとつながってしまうおそれがある。また今後、滞納や破産等が増加していくにつれその損失額は巨額なものとなっていく可能性もある。

以上より、住宅供給公社が抱えているリスクは計り知れずその経営基盤をも脅かしかねないため、当該事業により抱えているリスクに対応する手立てを早急に検討する必要がある。

## 6. 一般会計事業に係る比較貸借対照表

### 概要

上記2から5までの一般会計事業に係る分譲事業資産及び賃貸事業資産につき収益性の低下及び減損処理を反映させた貸借対照表と比較すると以下のようなになる。

評価額は正味売却価額とし、正味売却価額は、平成21年4月1日時点で公社が採った不動産鑑定評価額(不動産鑑定評価基準に定める正常価格)から、売却手数料見込を控除した価額が適当であるため、この価額により評価損及び減損損失を測定の上、比較貸借対照表を作成すると以下のようになる。

<平成20年度 一般会計 比較貸借対照表>

(単位:千円)

勘定科目	修正前	評価損金額	修正後
流動資産	1,310,353	244,480	1,065,873
現金預金	314,167		314,167
分譲事業資産	911,727	244,480	667,247
その他流動資産	84,459		84,459
固定資産	14,613,422	1,837,853	12,775,569
賃貸事業資産	6,470,833	1,837,853	4,632,980
賃貸住宅資産	5,935,373	1,837,853	4,097,520
賃貸施設等資産	532,429		532,429
長期前払費用	3,031		3,031
長期未収入金	7,836,573		7,836,573
その他の固定資産	306,015		306,015
資産の部合計	15,923,776	2,082,333	13,841,443
流動負債	4,378,164		4,378,164
固定負債	10,685,002		10,685,002
負債の部合計	15,063,166		15,063,166
資本金	11,100		11,100
剰余金	849,509	2,082,333	1,232,824
資本の部合計	860,609	2,082,333	1,221,724
負債の部及び資本の部合計	15,923,776	2,082,333	13,841,443

<評価損金額の明細>

分譲事業資産

(単位:千円)

名称	簿価額	評価額	評価損
花の木(恵那市)	509,620	/	/
花もも(飛騨市)	325,495		
レンゲローズ(垂井町)	29,874		
計	864,989	620,509	244,480

## 賃貸事業資産

(単位:千円)

名称		簿価額	評価額	評価損		
愛宕賃貸住宅	建物	347,405	/	/		
別府賃貸住宅	土地	353,953				
	建物	369,614				
メゾン東大垣	土地	511,694				
	建物	358,423				
花みずき	土地	232,458				
	建物	535,933				
ラシュールメゾン岐阜	土地	550,813				
	建物	2,460,198				
計		5,720,491			3,882,638	1,837,853

### 監査の結果(意見)

上表の通り、修正前は860,609千円の純資産があるが、時価を反映した修正後の純資産は1,221,724千円と債務超過となる。今後も、前述したラシュールメゾン岐阜やタウンビル事業等でさらに債務超過額が増加する可能性があり、岐阜県及び住宅供給公社は常に実態バランスの把握を行うことが望まれる。

## 7. ワークショップ24事業について

### 事業の概要

ワークショップ24事業は、ソフトピアジャパンに勤務する者等のために、日常業務から生活の利便まで24時間のサポート体制をとるべく、店舗・技術開発室・宿泊施設及び賃貸住宅を備えた複合ビルを整備・運営する事業である。ビルは、平成14年5月に完成し、運営を開始した。なお、底地に関しては、現状、土地開発公社が所有しており、建物を所有する住宅供給公社と賃貸借契約を結んでいる。

### 開業から平成20年度までの財務指標の推移

#### (ア) 稼働率等

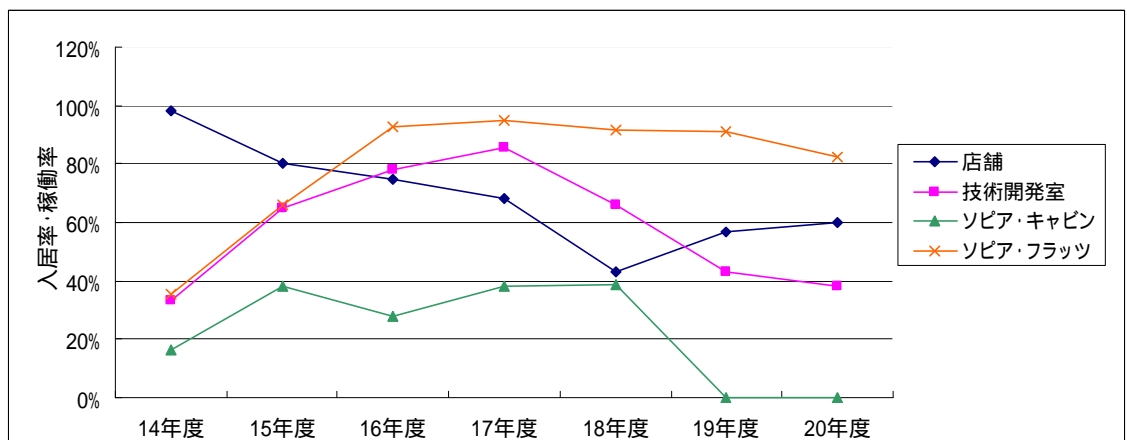
下表のとおり、店舗については開業年度をピークに、それ以外については平成17年度をピークに、年々入居率が低下していく結果となっている。賃貸住宅ソピア・フラッツについては比較的堅調であるものの、それ以外のフロアの減少幅は大きく、特に貸事務所である技術開発室フロアは、直近の平成20年度で17年度の半分以下の入居率となっている。また、宿泊施設のソピア・キャビン

は、開業当初から稼働率が低調であり、回復の見込みもないため、平成 19 年度から無期限で運営を休止している。

今後も、市況悪化等により稼働状況が回復する見込みは乏しく、緩やかに悪化していく可能性が高い。

施設名	稼働状況	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
店舗 1～2F	年平均店舗数	4.9	4.0	3.8	3.4	2.2	2.8	3.0
	年平均入居率	98.3%	80.0%	75.0%	68.3%	43.3%	56.7%	60.0%
技術開発室（貸事務所）3～6F	年平均入室数	29.0	56.3	68.0	78.1	60.1	39.3	34.8
	年平均入居率	33.3%	64.8%	78.2%	85.8%	66.0%	43.1%	38.3%
ソピア・キャビン（宿泊施設）7F	年平均稼働率	16.1%	38.0%	27.8%	38.4%	38.8%	休止	休止
ソピア・フラッツ（賃貸住宅）8～10F	年平均入居数	22.7	42.3	59.3	60.7	58.8	58.4	52.7
	年平均入居率	35.4%	66.1%	92.7%	94.8%	91.8%	91.3%	82.3%

店舗 1～2F は、住宅供給公社所有ではない（平成 24 年 3 月に一般事業会社から住宅供給公社が買い取る契約となっている）。



#### (イ) 損益計算書

住宅供給公社は、ワークショップ 24 事業を特別会計としている。従って、全体の財務諸表とは別に、損益計算書及び貸借対照表の開業時からの推移を下に掲げる。

下表のとおり、平成 17 年をピークに賃貸料収入は減少し、直近の平成 20 年度では、17 年度の 51% 程度まで減少している。開業時から 7 期連続赤字であり、計画を大きく下回る。結果、平成 20 年度で累積 675 百万円の欠損が生じている。

(単位：百万円)

科 目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
事業収益	89	205	246	275	239	170	141
賃貸管理事業収益	89	204	246	274	236	167	138
賃貸住宅管理事業収益	20	37	51	52	51	51	46
賃貸施設管理事業収益	68	166	194	222	184	116	92
その他事業収益	0	0	0	0	2	2	3
事業原価	281	310	302	301	294	269	260
賃貸管理事業原価	277	309	300	300	292	268	259
賃貸住宅管理事業原価	57	64	64	63	61	50	50
賃貸施設管理事業原価	219	244	236	237	230	217	209
その他事業原価	3	0	1	1	1	0	0
事業利益(損失)	191	105	55	26	54	99	118
その他経常収益	0	0	0	0	0	0	0
その他経常費用	0	0	0	0	0	0	0
経常利益(損失)	191	105	55	26	54	98	118
特別利益	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	6	0	0	0	0	0	0
当期純利益(損失)	198	105	55	26	54	98	118

## (ウ) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
流動資産	29	24	22	22	17	17	17
固定資産	3,511	3,413	3,094	2,995	2,607	2,509	2,412
賃貸事業資産	3,491	3,397	3,079	2,984	2,598	2,502	2,406
有形固定資産	18	15	13	10	8	7	5
無形固定資産	1	0	1	0	0	0	0
資産の部合計	3,540	3,438	3,117	3,018	2,624	2,527	2,430
流動負債	78	100	122	128	148	161	176
次期返済長期借入金	45	62	80	97	115	133	152
その他負債	33	36	41	30	32	27	23

固定負債	3,659	3,641	3,582	3,503	2,935	2,922	2,928
長期借入金	930	1,069	1,174	1,273	1,394	1,557	1,742
土地長期割賦未払金	500	500	500	500	0	0	0
建物長期割賦未払金	1,422	1,264	1,106	948	790	632	474
預り保証金	22	39	50	46	31	30	24
繰延建設補助金	784	768	751	735	719	703	686
負債の部合計	3,738	3,741	3,704	3,632	3,083	3,084	3,105
剰余金	198	303	587	613	458	557	675
利益剰余金	198	303	587	613	458	557	675
資本の部合計	198	303	587	613	458	557	675
負債の部及び資本の部合計	3,540	3,438	3,117	3,018	2,624	2,527	2,430

## 監査結果

### (ア) ワークショップ 24 事業の評価 (指摘)

ワークショップ 24 事業は、前述したとおり開業以来 7 期連続赤字であり、今後も毎期 1 億円程度の損失発生が見込まれている。

このような状況に至った原因は、ワークショップ 24 を含めたソフトピアジャパン構想にそもそも甘い需要見込みがあったことに加え、開業後も当初の構想を引きずった営業活動を行ってきたこと、実質的な営業活動を行う県と所有者である公社との連携が不十分であったことにある。

公社が試算した将来キャッシュ・フローによると、今後も毎期 25 百万円～ 60 百万円程度の営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、平成 21 年度以降 20 年間累積で営業キャッシュ・フローが概ね 932 百万円となる。端的に言うと、営業を続ければ続けるほど累積赤字が膨らむため、すぐにでも事業（建物）を売却したほうが、公社の負担は少なくなる。また、県としても、これまでに多額の補助金を支出してきたほか、公社のワークショップ 24 に係る借入金に対し損失補償契約を締結しており（平成 20 年度契約額 1,632,470 千円）、このまま事業を継続すれば公社経営が悪化し、その結果破綻した場合損失補償義務を履行する可能性が著しく高い。

以上から、住宅供給公社は、ワークショップ 24 の分離を含め少しでも資金の流出を防ぐ方法を早急に検討する必要がある。この点、特別会計の清算も念頭に置き、減損会計を適用した場合の比較貸借対照表を以下の (イ) で検討する。

### (イ) 減損会計を適用した場合の比較貸借対照表 (指摘)

社団法人全国住宅供給公社等連合会の地方住宅供給公社基準委員会が作成する「地方住宅供給公社会計基準」は、地方住宅供給公社法により設立された地方住宅供給公社が、その会計処理を行うにあたり従わなければならない基準として位置づけられている。この基準には、「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」（以下



「公社減損会計処理基準」という。)も含まれており、賃貸事業資産、事業用資産等の固定資産につき、平成 17 年 4 月 1 日から開始する事業年度から減損会計を適用する旨を求めている。

住宅供給公社は、平成 16 年度の決算において、簡便的な処理として、当時の固定資産税評価額を 0.7 で割り返した価額まで簿価を切り下げる処理を行っているが、それ以降の事業年度は、公社減損会計処理基準に従った減損処理を行っていない。

仮に、平成 20 年度において公社減損会計処理基準を適用した比較貸借対照表を作成すると以下のようなになる。

<平成 20 年度 ワークショップ 24 特別会計 比較貸借対照表>

(単位：千円)

勘定科目		修正前	評価損額	修正後
流動資産		17,365		17,365
固定資産		2,412,764	1,275,624	1,137,140
	賃貸事業資産	2,406,567	1,275,624	1,130,943
	有形固定資産	5,978		5,978
	無形固定資産	218		218
	その他固定資産	0		0
資産の部合計		2,430,129		1,154,506
流動負債		176,896		176,896
固定負債		2,928,603		2,928,603
負債の部合計		3,105,500		3,105,500
基本金		0		0
剰余金		675,370	1,275,624	1,950,994
資本の部合計		675,370	1,275,624	1,950,994
負債の部・資本の部合計		2,430,129		1,154,506

上表のとおり、1,275,624 千円と多額の減損損失が認識される結果、欠損が 1,950,994 千円となる。この比較貸借対照表は、現時点の概ねの清算貸借対照表を表すが、今後もワークショップ 24 事業を継続すると、前述したように、每期借入金の返済以外で 25,000 千円～60,000 千円程度のマイナスのキャッシュ・フローが続き、施設の老朽化とともにさらに財政状態が悪化していく可能性が高いと考えられる。従って、岐阜県及び住宅供給公社は、ワークショップ 24 事業に関し、少しでも資金の流出を防ぐ方法を早急に検討する必要がある。

## 8. 損失補償・貸付金の事務手続きのフローについて

### (1) 損失補償・貸付金の事務手続

岐阜県が住宅供給公社の借入金に係わる損失補償契約締結に至るまでのフロー

住宅供給公社は岐阜県の公共建築住宅課に対し契約締結の打診・・・必要額の連絡等

公共建築住宅課は予算案を作成（損失補償に掛かる債務負担行為）

公共建築住宅課は財政課と予算協議を行う

財政課において知事協議が行われる

財政課は議会に予算案を提出する

議会は予算案を議決し予算が発効する

住宅供給公社は金融機関に対し借入の申込みを行う

住宅供給公社は金融機関の要請により県に対し損失補償契約締結を依頼する

公共建築住宅課は損失補償契約締結に関する稟議承認の手続きを行う

金融機関と岐阜県は損失補償契約を締結する

金融機関は貸し出しを実行する

岐阜県が住宅供給公社に貸付を行う場合のフロー

住宅供給公社は岐阜県の公共建築住宅課に対し借入の打診・・・必要額の連絡等

公共建築住宅課は予算案を作成

公共建築住宅課は財政課と予算協議を行う

財政課において知事協議が行われる

財政課は議会に予算案を提出する

議会は予算案を議決し予算が発効する

住宅供給公社は岐阜県に対し借入の申込みを行う

公共建築住宅課は貸付契約締結に関する稟議承認の手続きを行う

住宅供給公社と岐阜県は貸付契約を締結する

岐阜県は貸し出しを実行する

### (2) 監査結果

損失補償・貸付金の事務手続きは上記のとおりであり監査の結果、特段の問題点は検出されなかった。

## 9. 損失補償・貸付金に対する損失の発生可能性について

### (1) 岐阜県の財政的負担の推定

「分譲事業」については、未分譲地への投資額が滞留したままとなっている。これらは、現在のような地価下落期では早期売却が必要であるが投資額の回収はかなり減額されたものになる可能性が高い。

「賃貸管理事業」については、将来的に修繕費等の増加が見込まれるが現在の住宅供給公社の体力では維持が困難になる可能性がある。

「高齢者向け優良賃貸住宅事業」については、現在では入居率が90%程度を確保しているものの借入金返済計画が50年という長期計画であること、修繕等の維持費・将来的な入居率低下の見積困難性、福祉関連施設の退去による事業継続性等の問題があり、かなりのリスクが予想される。

「タウンビル事業」については、公社の存続を脅かすほどの危険な要素がある。現在の住宅供給公社の体制では事業に係わる貸付債権を十分に管理できず、貸付先の突然の破綻によって住宅供給公社の資金繰りが行き詰まる可能性を抱えたまま今後長期にわたって住宅供給公社を維持して行かなければならない。岐阜県は緊急時には資金的な対応を迫られることになる。

「ワークショップ24事業」については、住宅供給公社経営上の最大の問題であり独自では解決不能な状況である。岐阜県は早期に問題を解決しないと公社の経営が行き詰まり多額の財政的負担が発生する可能性がある。もともと岐阜県のソフトピア構想に関連して始められた事業であり、ソフトピア構想自体の見直しを含めた抜本的な判断が求められている。これは住宅供給公社だけの問題ではなく施設の底地や周辺土地を所有する土地開発公社の経営にも重大な問題であり、土地開発公社に対する岐阜県の貸付金や損失補償に関する財政的負担にも関連している。

### (2) 監査結果（指摘）

住宅供給公社は、上記 から の様な問題の多い事業を抱えており、現時点でも資金繰りに窮しているため、岐阜県の援助が無ければ事業継続が困難な状況にある。

岐阜県は、現在住宅供給公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、事業継続の是非を判断する必要がある。債務整理を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図ることも考えられるが、この場合には岐阜県は多額の貸付金の貸倒れや損失補償の履行による損失を負担する必要がある。

一方で事業を継続する場合には、事業閉鎖に比べ一時的な損失負担は免れるものの、事業継続に必要な資金手当を行う必要があり、ワークショップ24の分離を含む経営改善が伴わなければ、結果的に事業閉鎖より多額な負担を被る可能性がある。

従って、岐阜県は損失負担の可能性を考慮して、住宅供給公社の今後について適切な方法を選択する必要がある。

## 10．岐阜県と住宅供給公社の関係について

### (1) 公社の抜本的改革の必要性(指摘)

岐阜県においては、自らの財政の健全化を積極的に図っていくことが求められる。

岐阜県が貸付及び損失補償を行っている住宅供給公社に係わる債務については、公的存在故に本来求められる民間企業と同様な市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営が著しく悪化している現在の状況においては、将来的に岐阜県の財政に深刻な影響を及ぼす危険性が高い。

現在の住宅供給公社の状況は、役員会において経営改善に向けた動きが見られるものの、収益力が低く自主的に抜本的な経営改善を行うことは困難な状況である。岐阜県は設立母体として住宅供給公社の経営改善に向けて積極的な処置をとり岐阜県の財政への影響を最小限に抑える対応を早期に実施する必要がある。

### (2) 指導監督のありかたについて(指摘)

岐阜県は住宅供給公社の設立母体として住宅供給公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の住宅供給公社の経営状況を見てみるとこの様な状況に至るまでに指導監督すべき事項が多く有ったと考えられる。

住宅供給公社は各種の事業を行っているが、これらの事業を遂行する上で必要な資金は岐阜県の出資金・貸付金・補助金、岐阜県の損失補償契約に基づく金融機関借入金等によって賄われてきた。

この様に岐阜県は、住宅供給公社が借入金等を調達する場合に、設立母体として損失補償を行うなど住宅供給公社を支援する責務がある。

組織体制においても役員には岐阜県関係者が任命され人的にも関係が深いゆえに岐阜県関係の監査、検査が定期的実施されている。

岐阜県関係の監査等については、過去3年分の結果を検証したが、このうち特に詳細な内容の検討が行われると考えられる県主管課の検査結果については指摘事項に住宅供給公社の抜本的な経営改善を求める内容の指摘事項は見当たらなかった。

一方で、平成19年度からは県内部で公社問題対処への検討を重ね、平成21年度には、外部有識者による検討委員会を開催しており、公社経営における問題点は明らかになりつつあるが、本報告書やこれらの指摘を踏まえて岐阜県は、例えば次のような指導監督を検討すべきである。

住宅供給公社の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要があるが、そのためには、財務諸表の適正性の確保が必要であり適切な実態把握に努め状況によっては、詳細な資産調査等を行うべきである。

現在行われている種々の監査制度の監査結果を利用し速やかに措置を講ずるべきである。

住宅供給公社の事業について岐阜県が定期的な点検評価を行う必要がある。また、

これに先立ち住宅供給公社自体が自ら点検評価するよう指導監督する必要がある。

( 3 ) 経営責任の明確化と運営体制の改革 ( 指摘 )

住宅供給公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。

当面の課題である「ワークショップ 24 事業」の問題を解決した段階で、各種事業の存続自体を再検討すべきである。それまでは、自主的に責任ある経営判断ができる体制が整わない限り新規の事業は原則禁止とすべきである。

役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり、特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。

## 【岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について】

### 岐阜県土地開発公社の概要

#### 1. 団体名

岐阜県土地開発公社

#### 2. 所管課

県土整備部 用地課

#### 3. 設立年月日

昭和 41 年 12 月 28 日 財団法人岐阜県開発公社として設立

昭和 48 年 3 月 31 日 岐阜県土地開発公社に組織変更( 公有地の拡大の推進に関する法律( 昭和 47 年 6 月 15 日法律第 66 号 ))

#### 4. 沿革

昭和 41 年 12 月 財団法人岐阜県開発公社設立 岐阜県庁内に本社事務所を開設  
多治見事務所を設置

昭和 48 年 4 月 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき岐阜県土地開発公社に組織変更  
高速道路事務所を設置  
多治見事務所を多治見分室に変更

昭和 49 年 3 月 高速道路事務所を一時閉鎖  
多治見分室廃止

昭和 50 年 6 月 木曾川右岸流域浄水事業建設工事事務所を設置

昭和 51 年 7 月 高速道路事務所を再開

昭和 59 年 3 月 高速道路事務所を一時閉鎖

昭和 61 年 4 月 高速道路事務所を再開

平成 元年 10 月 本社事務所を岐阜市須賀( 自社ビル )へ移転

平成 2 年 3 月 木曾川右岸流域浄水事業建設工事事務所廃止

平成 3 年 4 月 高速道路事務所を八幡町へ移転し名称を東海北陸自動車道事務所に  
変更  
東海環状自動車道事務所を設置

平成 6 年 1 月 本社事務所を「県民ふれあい会館」へ移転

平成 11 年 4 月 岐阜県住宅供給公社との事務局統合

平成 14 年 4 月 東海環状自動車道事務所を「シンクタンク庁舎」へ移転

平成 16 年 4 月 岐阜県道路公社との事務局統合

## 5. 設立目的

### (1) 定款に定める目的

この土地開発公社は、公共用地・公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (2) 設立の経緯

高度成長期において地価が上昇していた時代にあつては、土地を先行取得し道路、公園、緑地等の社会資本整備を円滑に進める必要性は高く、また工業用地の造成に伴う新規企業の立地や雇用の拡大等を目的に土地開発公社は設立された。

## 6. 主な事業内容

### (1) 定款に定める事業内容

土地開発公社定款に定める業務のうち主な業務内容は次のとおりである。

国、県等からの依頼により、道路、公園、緑地その他の公共施設等の用に供する土地の取得、造成、管理及び処分を行う。

地域開発のためにする工業用地等の用に供する一団の土地の造成事業並びに当該造成事業用地を業務施設等の用に供するために賃貸する事業を行う。

国、県等の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量、設計、その他これらに類する業務を行う。

### (2) 具体的な実施事業

#### 先行取得事業

都市計画区域内の土地の先買いや地域の整備のために必要となる土地を国、地方公共団体の依頼に基づき取得する事業で次の方式により実施している。

#### (ア) 用地の取得事業

土地取得のための調査、交渉、契約、代金支払及び登記事務を行う。取得に要した費用で土地を後年以降に再取得（依頼者による買い取り）が行われる。

#### (イ) 取得造成事業（土地取得＋造成事業）

土地取得から造成工事までを一貫して行い、完成までに要した費用で土地が後年以降に再取得される。

実績には東海環状自動車道等の多くのものがあり、現在も継続して事業が実施されているが、先行取得したまま買戻しが行われずに、長期保有の状態になっているものがある。

#### 土地造成事業

「地域の産業基盤の整備と雇用の創出を図り、地域の発展と県民所得の向上」を目的とする事業である。

調査・設計、用地取得、造成工事及び分譲業務が行なわれる。

小規模事業(一団地規模・概ね30ヘクタール未満)も含めて地方公共団体等からの依頼により土地開発公社単独若しくは共同で実施する事業である。

その他の事業について

あっせん等業務

地方公共団体等の委託による土地の取得のあっせん、調査、測量及び、設計の業務で実績を生かし、以下の業務の支援を行っている。

(ア) 土地取得に必要な、調査、用地交渉及び契約事務

(イ) 公共用地・公用地整備のために必要な測量・設計及び工事監督業務

## 7. 組織体制

### (1) 人員

(平成21年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	1	1	-	-
正規職員	20	2	1	17
計	21	3	1	17

1. 常勤理事には、上記のほか岐阜県住宅供給公社・岐阜県道路公社の役員を兼務している者が3名いる。

2. 正規職員には、岐阜県住宅供給公社兼務職員4人、岐阜県道路公社兼務職員1人、嘱託員3人、日々雇用3人は含まない。

## 8. 岐阜県からの貸付金及び債務保証額

平成21年3月31日現在の貸付金残高 6,735,502千円

(土地開発基金より借入)

貸付金残高の内訳	関テクノハイランド分	4,955,000千円
	ソフトピアジャパン分	697,973千円
	その他	1,082,529千円
	合計	6,735,502千円

平成21年3月31日現在の債務保証残高 9,992,239千円

債務保証残高の内訳	りはとぴあ短期借入分	3,775,000千円
	テクノプラザ 長期借入分	2,206,054千円
	その他	4,011,185千円
	合計	9,992,239千円



外部監査の結果

1. 直近5期の貸借対照表及び損益計算書の分析

(1) 貸借対照表の分析

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
流動資産	47,882	38,393	28,051	25,187	21,571
現金及び預金	2,485	2,716	2,805	2,503	2,544
未収金	872	1,251	342	550	465
有価証券	-	-	-	-	-
公有用地	21,784	19,074	16,989	13,631	11,307
完成土地等	17,865	10,942	4,338	4,152	5,828
開発中土地	3,638	3,133	2,772	3,562	1,067
代替地	-	694	641	762	339
関連施設	1,170	563	143	8	-
前払費用	0	0	0	0	-
未収収益	64	17	17	17	17
その他の流動資産	-	-	0	-	0
固定資産	1,083	2,460	7,345	7,343	7,374
有形固定資産	240	160	159	159	159
無形固定資産	2	1	2	1	0
投資その他の資産	840	2,299	7,184	7,182	7,214
繰延資産	11	-	-	-	-
開発費	11	-	-	-	-
資 産 合 計	48,977	40,854	35,397	32,531	28,946
流動負債	4,865	4,627	4,390	4,402	4,349
未払金	495	164	143	163	207
短期借入金	4,190	4,279	3,692	3,740	3,775
未払費用	96	101	186	137	166
前受金	-	3	215	226	75
預り金	2	2	2	2	2
前受収益	3	3	32	34	33
年賦未収仮受金	13	16	18	18	-
引当金	30	56	100	78	88
その他の流動負債	32	-	-	-	-
固定負債	30,458	28,638	23,383	20,333	16,928
長期借入金	29,823	28,192	22,594	19,613	16,245
長期預り金	-	79	474	474	486
引当金	594	320	227	180	133
その他の固定負債	40	45	86	65	62
特定引当金	5,662	-	-	-	-
災害補填引当金	350	-	-	-	-
地価変動等調整引当金	5,311	-	-	-	-
負 債 合 計	40,985	33,265	27,774	24,735	21,277
資本金	5	5	5	5	5
基本財産	5	5	5	5	5
準備金	7,986	7,583	7,618	7,790	7,663
前期繰越準備金(前期繰越損失)	8,298	7,986	7,583	7,618	7,790
当期純利益又は当期利益 (当期純損失又は当期損失)	311	403	34	172	126
資 本 合 計	7,991	7,588	7,623	7,795	7,668
負 債 ・ 資 本 合 計	48,977	40,854	35,397	32,531	28,946

(注) 百万円未満は切り捨て表示している。

・ 公有用地

公有用地とは、公有用地取得事業により、土地開発公社が所有権を取得した土地である。（ただし、特定土地及び代替地を除く。）

同事業の取扱は年々減少傾向にあることから、公有用地計上額も平成 16 年度末は 21,784 百万円あったものが平成 20 年度末は 11,307 百万円となっており、過去 5 年間で半減している。公有用地については国土交通省や岐阜県において市価等を基準に当初予算が定められ、その枠で土地開発公社が取得し国土交通省、岐阜県に対し売却されるため、土地開発公社の財政に与える影響は限定的であるといえる。

・ 完成土地等

完成土地等とは、土地造成事業に係る土地で、販売可能な状態にある土地や、開発工事の着工予定時からおおむね 5 年を経過しても開発用の土地等の買収が完了していなかったり、開発用の土地等の買収が完了した後おおむね 5 年を経過しても開発工事に着手していなかったり、開発工事に着手後中断しその後おおむね 2 年を経過していたりする開発計画に係る当該土地である。

これが滞留すると分譲により見込まれていた売却代金という返済原資が得られず、当該土地に要した借入資金の返済が滞り金利負担が財政を圧迫することとなるため、早期処分が望まれるものである。過去 5 年の内訳は以下のとおりである。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
美濃テクノパーク	551	368	368	189	189
ソフトピアジャパン	3,207	953	953	953	953
VRテクノジャパン	239	74	186	186	186
関テクノハイランド	13,867	9,469	2,640	2,632	1,176
テクノプラザ	0	0	113	113	3,245
山岡工業団地	0	76	76	76	76
合計	17,865	10,942	4,338	4,152	5,828

平成 16 年度末では完成土地残高 17,865 百万円あり、主なものは関テクノハイランド 13,867 百万円、ソフトピアジャパン 3,207 百万円である。

関テクノハイランドは平成 16 年度に造成が完了し、分譲を開始しているが、平成 20 年度末時点では貸付条件付売買予約契約分 21,931 m<sup>2</sup>、423 百万円を含め、52,201 m<sup>2</sup>、1,176 百万円分が長期滞留し未分譲で残っている。

また、ソフトピアジャパンも平成 8 年度に造成完了、平成 6 年度から分譲開始しているが平成 18 年度以降分譲が進まず、平成 20 年度末時点で 12,100 m<sup>2</sup>、953 百万円分が長期滞留して残っている。

その他、美濃テクノパークも平成 20 年度末時点で 7,886 m<sup>2</sup>、189 百万円が滞留、VRテクノジャパンも 3,729 m<sup>2</sup>、186 百万円、山岡工業団地も 68,456 m<sup>2</sup>、76 百万円が滞留している。

以上より、各造成地の長期滞留完成土地が土地開発公社の財政を圧迫する大きな要

困となっている。

なお、テクノプラザ については、平成 20 年度は期首の残高 113 百万円から 3,735 百万円増加し、分譲・賃貸により 603 百万円処分された結果、3,245 百万円残っているものであり長期滞留ではない。

・ 代替地

代替地とは、公有地取得事業等により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために土地開発公社が取得した土地である。

直近 5 年の推移は以下のとおりである。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
南飛驒国際健康保養地代替地	0	301	301	301	0
代替地供給事業	0	0	0	120	0
2代替地等	0	215	162	162	162
3代替地等	0	120	120	120	120
5代替地等	0	30	30	30	30
11代替地等	0	26	26	26	26
合計	0	694	641	762	339

平成 17 年度に残高として計上されている 694 百万円は、平成 16 年度に公有用地(自主先行用地)として計上されていた 1,597 百万円を平成 17 年度に代替地として振替した上で路線価等をベースとした市価に評価替えを行って計上されたものである。また平成 20 年度には南飛驒国際健康保養地代替地の処分を行ったことで残高が大きく減少している。

なお昨今の情勢上、代替地の需要があまり見込まれないため、公共団体等から依頼を受けても処分が確約できる条件のものに限っており新規取得は行っていない。そのため今後は、代替地取得やその保有による財政負担はあまり発生しない見込である。

・ 関連施設

関連施設とは、関連施設整備事業により整備した施設である。

関連施設については、岐阜県から委託を受けた平成記念公園整備事業が平成 14 年度から発生し、その引渡しは平成 20 年度までに終了しているため残高ゼロとなっている。

・ 投資その他の資産

投資その他の資産は、国債、利付金融債、長期性預金、賃貸事業の用に供する土地、その他で構成されており、その主なものは賃貸事業の用に供する土地である。

・ 賃貸事業の用に供する土地

賃貸事業の用に供する土地は平成 16 年度に公有地の拡大の推進に関する法律施行

令の改正により土地開発公社所有土地に対する借地権設定が認められたことから、平成 17 年度より流動資産「完成土地等」の一部を賃貸に供して投資その他の資産「賃貸事業の用に供する土地」として振替計上したものであり、その推移は以下のようになっている。

賃貸事業の用に供する土地明細	(単位：百万円)				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
ソフトピアジャパン	0	1,211	1,711	1,711	1,711
関テクノハイランド	0	112	3,634	3,633	3,633
テクノプラザ	0	113	448	448	553
合計	0	1,437	5,793	5,792	5,898

平成 17 年度に計上されている 1,437 百万円は、主にソフトピアジャパンの完成土地 1,211 百万円を賃貸に供したことによるもので、平成 18 年度の関テクノハイランドの増加も同様である。

これらは当初、分譲目的で造成されたものではあるが、分譲の進捗が芳しくない一方で利息等の財政負担が生じていたことから、少しでも土地開発公社の経済的負担を軽減するとともに企業ニーズに対応するため賃貸に供された土地である。

・ 短期借入金

短期借入金は、その全額が「りはとびあ」整備事業用地の取得に要した資金である。この資金について、期中は県立病院から借入している一方で、期末には市中金融機関からの借入と自己資金による返済を行っている。なお詳細は、「8 . 債務保証・貸付金の貸倒れの発生可能性について」にて後述する。

・ 長期預り金

長期預り金は工場用地賃貸契約保証金であり、平成 17 年度にはソフトピア・テクノプラザ に係る保証金が、平成 18 年度以降 20 年度まではソフトピア・テクノプラザ に加え、関テクノハイランドに係る保証金が計上されている。

・ その他の固定負債

その他の固定負債は、貸付条件付売買予約契約保証金であり、平成 16 年度は美濃テクノパークに係る保証金、平成 17 年度以降は美濃テクノパーク、関テクノハイランド、テクノプラザ に係る保証金が計上されている。

・ 特定引当金

制度変更により平成 17 年度以降はない。

・ 資本金

全額岐阜県の出資である。

・準備金

過去の利益の積立分である。

(2) 監査結果(意見)

直近5期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は土地開発公社として適宜なされることが望まれる。

そこでまず財政状態の管理についてであるが、土地開発公社では昭和41年度から平成20年度までの推移表を作成しその趨勢の把握や問題点の洗い出しなどを行っている。また予算実績比較も毎年滞りなく行われ管理資料等も作成されており、土地開発公社として問題とすべき事項や改善を要するものなどの把握は必要十分なものと認められる。

次に過去5年の財務内容の趨勢を踏まえ、平成20年度末における財務内容を分析した結果、土地開発公社の主な資産は公有用地、完成土地等、投資その他の資産であり、主な負債は借入金、預り金である。

まず資産であるが、公有用地については平成20年度末で11,307百万円残っており、そのうち最大のものが「りはとびあ整備事業」用地で4,547百万円である。当該土地は当初、岐阜県からの依頼に基づき取得したものの、その後事業計画が二転三転しており未だ岐阜県による買取りがなされていないものである。これにより土地開発公社では資金が拘束され、また金利負担も大きくなっており大きな問題となっている(「3.りはとびあ整備事業に係る長期保有土地について」参照)。

次に完成土地等については既述のとおり、平成20年度末で5,828百万円残っており、その中には長期滞留しているものが多く存在している。これらの長期滞留完成土地等についても公有用地同様、資金が拘束され金利負担が大きくなってしまいうため大きな問題となっている(「5.分譲が進んでいない完成土地等について」参照)。

また投資その他の資産は平成20年度末で7,214百万円あり、その内賃貸事業の用に供する土地が5,898百万円でその82%程度を占めている。賃貸事業の用に供する土地については、既述したように当初分譲目的であったものを賃貸に供したものであるが、賃貸のための借地権設定期間中は当該土地の処分が制限され投下資本の回収が先延ばしになってしまうという問題をはらんでいる(「5.分譲が進んでいない完成土地等について」参照)。

一方、負債については平成20年度末に借入金が多額で20,020百万円あり多額である。これは公有用地や完成土地等の長期滞留物件に係る資金が拘束されていることなどに起因しており、土地開発公社の財政を圧迫する主要因である(「3.りはとびあ整備事業に係る長期保有土地について」「5.分譲が進んでいない完成土地等について」参照)。

また預り金は既述のようにそのほとんどが工場用地賃貸契約保証金であり、賃貸事業を行うようになったことで発生したものである(「5.分譲が進んでいない完成土地

等について」参照)。

以上、過去5年の貸借対照表の趨勢を検討した結果、土地開発公社では多額の滞留在庫、及びそれらの処分を前提として獲得されるであろう資金を返済原資とした多額の金銭債務を恒常的に抱えており、滞留在庫の存在とその増加がさらに土地開発公社の財政状態を悪化させる可能性が高いため、それぞれの問題について早急な対応が望まれる。

### (3) 損益計算書の分析

#### 損益計算書

(単位：百万円)

勘定科目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
事業収益	7,096	8,922	12,979	6,664	7,470
公有地取得事業収益	6,137	7,103	8,208	4,877	4,315
土地造成事業収益	282	1,143	4,277	1,601	3,098
附带等事業収益	27	30	12	16	5
関連施設整備事業収益	609	610	419	129	6
あっせん等事業収益	39	34	61	39	44
事業原価	6,953	8,858	12,799	6,392	7,531
公有地取得事業原価	6,004	7,102	8,197	4,875	4,486
土地造成事業原価	257	1,051	4,095	1,323	2,990
附带等事業原価	4	1	2	15	1
関連施設整備事業原価	608	609	423	135	8
あつせん等事業原価	78	93	80	42	45
事業総損益	143	64	180	272	60
販売費及び一般管理費	89	92	130	92	81
販売費及び一般管理費	89	92	130	92	81
事業損益	54	27	50	179	141
事業外収益	14	10	16	41	51
受取利息	2	2	3	2	6
有価証券利息	2	4	9	30	35
雑収益	9	4	4	8	10
事業外費用	95	76	55	49	41
支払利息	84	74	53	49	39
繰延資産償却	9	-	-	-	-
消費税	1	1	1	0	2
雑損失	-	-	-	-	-
経常損益	26	93	11	171	131
特別利益	16	5,626	23	1	5
前期損益修正益	1	0	1	1	0
固定資産売却益	-	-	-	-	-
その他の特別利益	14	5,626	22	-	4
特別損失	0	5,936	-	0	0
前期損益修正損	0	0	-	0	-
固定資産売却損	0	0	-	0	0
土地評価損	-	5,923	-	-	-
その他の特別損失	-	11	-	-	-
当期純損益	10	403	34	172	126
特定引当金取崩額	5,361	-	-	-	-
災害補填引当金取崩額	362	-	-	-	-
地価変動等調整引当金取崩額	4,998	-	-	-	-
特定引当金繰入額	5,662	-	-	-	-
災害補填引当金繰入額	350	-	-	-	-
地価変動等調整引当金繰入額	5,311	-	-	-	-
当期損益	311	403	34	172	126

事業収益原価率	98.0%	99.3%	98.6%	95.9%	100.8%
公有地取得事業収益原価率	97.8%	100.0%	99.9%	100.0%	104.0%
土地造成事業収益原価率	91.1%	92.0%	95.7%	82.6%	96.5%

事業収益販管費率	1.3%	1.0%	1.0%	1.4%	1.1%
----------	------	------	------	------	------

(注) 百万円未満は切り捨て表示している。

土地開発公社では損益状況に関しても、昭和 41 年度から平成 20 年度までの推移表を作成しその趨勢の把握や問題点の洗い出しなどを行っており、土地開発公社として問題とすべき事項や改善を要するものなどの把握は必要十分なものと認められる。

以下では直近 5 期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べる。

- ・ 事業収益原価

近年、土地開発公社の事業収益、原価はそのほとんどが公有地取得事業と土地造成事業によるものである。

公有地取得事業は、その収益、原価ともに岐阜県との間で締結される基本協定書、実施協定書に基づくため、原価率はほぼ 100%前後で推移しており異常はない。ただ平成 20 年度に関しては、南飛騨国際健康保養地代替地の処分に伴う処分額（時価評価額）と帳簿価格との間に発生した損失額 1 億 7 千 6 百万円余の影響により原価率が 104%と 100%を超過している。同地は当初、県からの依頼により代替地としての利用が見込まれていたものがその用途が立たなくなりその後 10 年程度滞留していたもので、今後の販売見込と維持管理費等の経費を考慮した結果、土地開発公社として処分に踏み切ったものである。

土地造成事業は、平成 19 年度は用地取得時期や市況等から原価率 83%程度と低水準に抑えられているが、他は例年 90～95%程度で推移している。

- ・ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、事業収益販管費率が 1%程度の年度が多いが、その費用の多くを人件費が占めているため事業収益の低下に伴って柔軟に経費削減できず、事業収益の少ない平成 16 年度は 1.3%、同様に平成 19 年度は 1.4%と比率が上昇している。

- ・ 事業外損益

事業外収益は、平成 19 年度に定期預金から国債・地方債による運用ヘシフトしたことで、例年 10～15 百万円程度であったものが、平成 19 年度は 41 百万円（うち有価証券利息が 30 百万円）、平成 20 年度は 51 百万円（同 35 百万円）と大きく増加している。

事業外費用はそのほとんどが支払利息であり、主に分譲可能な未分譲地（いわゆる滞留土地）に要した借入資金の利息である。こちらは滞留土地の処分による借入金の圧縮に伴って減少傾向である。

- ・ 特別損益

平成 17 年度は特別損失で土地評価損 5,923 百万円計上されているが、これは完成土地、代替地、賃貸事業供用土地に関して市価が下落している物件を市価並みに評価



し直した結果である。

・ 特定引当金繰入取崩

特定引当金制度は平成 16 年度までであるため、平成 17 年度以降は計上されておらず平成 16 年度に計上した引当金のほとんどは平成 17 年度に取り崩され特別利益として計上されている。

( 4 ) 監査結果 ( 意見 )

直近 5 期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は土地開発公社として適宜なされることが望まれる。

そこでまず損益状況の管理についてであるが、土地開発公社では損益状況に関しても財務内容と同様、昭和 41 年度から平成 20 年度までの推移表を作成しその趨勢の把握や問題点の洗い出しなどを行っており、管理はなされているといえる。

次に過去 5 年の損益状況の趨勢を踏まえ、平成 20 年度における損益状況を分析した結果、土地開発公社の主な収益費用は公有地取得事業収益原価、及び土地造成事業収益原価であった。

公有地取得事業については、平成 20 年度は赤字であるが原因は既述のとおりであり、今後も原価率 100% 前後で推移するものと見込まれるため、滞留しているりはとぴあ整備事業用地を除いて特段指摘すべき事項はない(「3. りはとぴあ整備事業に係る長期保有土地について」参照)。

土地造成事業については、平成 20 年度は黒字となっているが、その一方で完成土地等は既述のとおり滞留している。そのため本来は滞留する以前に早期処分を行いもっと収益計上されるべきであったものであり、今後も収益が見込めない場合はその事業展開を検討することが望まれる(「5. 分譲が進んでいない完成土地等について」参照)。

2 . 公有地取得事業について

( 1 ) 事業の概要

土地開発公社では公有地取得事業として、国、県等からの依頼により、道路、公園、緑地その他の公共施設等の用に供する土地の取得、造成、管理及び処分を行っている。主な実施内容は、国や県で必要としている用地等の先行取得である。

岐阜県の公共用地先行取得事業の実施に当たっては、岐阜県と土地開発公社との間で毎年度基本協定書を締結し実施されている。

( 2 ) 公有地取得事業における主な取得資産

公有地取得事業で先行取得された資産には、公有用地、代替地がある。

公有用地は平成 20 年度末で 11,307 百万円計上されており、その内容としては、国土交通省からの依頼による道路用地が 6,217 百万円、岐阜県からの依頼によるものは、道路用地が 305 百万円、河川用地が 92 百万円、その他用地としてりはとびあ整備事業用地が 4,547 百万円、中等教育学校寮建設事業用地が 84 百万円、市道用地が 59 百万円である。

また代替地は 4 箇所 339 百万円計上されている。

### (3) 監査結果

りはとびあ整備事業に係る長期保有土地について

3. で詳述する。

中等教育学校寮建設事業に係る長期保有土地について

#### (ア) 「中等教育学校寮建設事業」の概要

所在地・・・岐阜県関市富之保

取得年度・・・平成 16 年

面積・・・17,990 m<sup>2</sup>

簿価・・・84,732 千円

「中等教育学校寮建設事業」は、全寮制公立中等教育学校設立のための事業であり、これにより平成 16 年度に土地開発公社が上記土地を取得した。

しかし平成 20 年度に教育委員会定例会議で中等教育学校整備中止が決定し、それに伴って教育委員会が寮建設を中止する決定を下した。

そのため、教育委員会では教育活動を目的とした他の利用方策を検討中である。

#### (イ) 監査結果(指摘)

当該土地は、全寮制公立中等教育学校を建設し岐阜県のリーダーとなるような人材を育成するという高い理念の下、取得されたものである。しかし現実にはその構想は中止され、土地だけ残っている。

このような事態が生じた原因は、まだ他の地方自治体等ではほとんど実施されていなかった全寮制公立中等教育学校というものを先駆しようとしたことによるものである。もちろん当時は新聞記事にも取り上げられ一定の評価を受けていたものではあるが、そもそものニーズの有無については不透明な部分がある。

一方で、この事業は中止されたのであるから、その事業用地は有効な利用法がなければ早期に処分し、少しでも土地開発公社の経済的負担を軽減するべきである。それにも拘らず現在、教育委員会では当該用地に関して他の教育活動を目的とした利用方策を 5 年間で検討していくとしており、結論を先延ばしにした状態である。

現地を視察したが、現地は山すその雑木林であり、他の利用と言っても用途は非常

に限定されたものとならざるを得ないと思われる。

従って、当該土地については利用に拘泥せず、処分も視野に入れて少しでも早く意思決定を行い問題の解消に努めるべきである。

#### 県庁周辺代替地について

##### (ア)「県庁周辺代替地」の概要

所在地・・・岐阜県岐阜市藪田南他

取得年度・・・平成2～11年

面積・・・4,411 m<sup>2</sup>

簿価・・・339,890 千円

県の「副都心整備基本構想」により県庁周辺の代替地の需要を見込んで取得したものであるが、その後の政策総点検により見直しを行い、平成18年度に県庁各課に取得希望がないことを確認し、公社にて売却を進めることになった。

##### (イ) 監査結果(指摘)

この代替地も、りはとぴあ・ソフトピア構想と同様に甘い需要見込計画に基づいて取得し、滞留しているものである。後述する4.(1)の表にあるように平成17年度において1,295,899千円の簿価に対し903,257千円もの評価減を行っており、取得コストの高さを表している。売却方針に変更後もほとんど売却できておらず、一部駐車場として貸しているほかは、更地のまま所有している状況である。土地開発公社は、売却方針に変更したのであれば、早急に処分し少しでも早く資金を回収する必要がある。

### 3. りはとぴあ整備事業に係る長期保有土地について

#### (1)「りはとぴあ整備事業」の概要

所在地・・・岐阜県下呂市森

取得年度・・・平成8～11年

面積・・・89,039 m<sup>2</sup>

簿価・・・4,547,643 千円

「りはとぴあ整備事業」は、障害者の自立と社会参加を支援する県域全体の中核施設として、障害者総合リハビリテーションセンター「りはとぴあ」を整備することを事業目的としていた。しかしその後現在に至るまで幾多の変更がなされており、その変遷は以下のとおりとなっている。

まず平成7年度に「りはとぴあ(仮称)」整備基本計画が策定され、平成9年度に整備マスタープランが策定される。これに基づき、平成8年度～平成11年度にかけ

て土地開発公社による事業用地の先行取得（約 9.8ha）が概ね終了し、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査が開始される。

平成 12 年度には「りはとぴあ（仮称）」整備と下呂温泉病院移転新築を一体化した「南飛騨総合医療センター（仮称）」として整備を推進することを決定する。

平成 14 年度～平成 15 年度にかけては「南飛騨総合医療センター（仮称）」整備基本計画を策定、埋蔵文化財発掘調査の終了、「南飛騨総合医療センター（仮称）」整備基本計画に基づく事業着手の検討がなされる。

平成 17 年度には政策総点検の最終報告を踏まえて、整備計画見直し（縮小）を決定する。

平成 18 年度には、事業用地 9.8ha のうち約 1ha を岐阜県が土地開発公社より再取得し、下呂市に南飛騨総合健康アリーナ（仮称）用地として売却した。

平成 20 年度、12 月議会において知事より「平成 21 年度に基本計画、平成 22 年度から基本設計に取りかかる」旨の答弁がなされる。

平成 21 年度、5 月より下呂温泉病院整備基本計画策定に着手する。なお下呂温泉病院予定地は土地開発公社で取得済みの事業用地の一部に留まる可能性が高く（現状では 30,000 m<sup>2</sup>程度の見込）、残地の取扱いについては事業課（主に岐阜県健康福祉部健康福祉政策課）をはじめ各部署で検討中である。

## （２）監査結果

「りはとぴあ整備事業」の結果（指摘）

「りはとぴあ整備事業」の名のもと、土地開発公社が岐阜県からの委託により先行取得した土地は約 89,000 m<sup>2</sup>に上り、その半分程度が急斜面である。また当該土地の帳簿価格は、平成 21 年 3 月末で利息も含め 4,547 百万円（うち利息 523 百万円）に上る。これは岐阜県や土地開発公社が実施している事業の中でも大規模なものである。

そして当該事業は規模が大きいだけでなく、その抱えていた潜在的なリスクも大きなものである。それは巨額の資金を、半分程度が急斜面である土地の先行取得にあてることから、事業が計画通り推移せず土地の使用見込みがなくなった場合に当該土地の処分価値が大きく低減することで巨額な財政上の損失を被るリスクである。

即ち、急斜面が半分程度を占める 89,000 m<sup>2</sup>に対して投じた 4,547 百万円という金額は現在の時価推定額 2,210 百万円を大きく上回っており、その損失をどこが負担するかという問題である。

岐阜県との契約においては、当該土地は県がまとめて土地開発公社から取得する契約となっているため、土地開発公社が損失を負担することは想定されない。しかし一方で当該土地を取得する岐阜県は、時価よりも非常に高い額で当該土地を取得せねばならないこととなり多額の財政負担が生じる。また県が、下呂温泉病院予定地 3ha 分以外の、利用目的の定まっていない土地約 6ha 分を処分しようとしても、このような傾斜のある大規模な土地に対する需要は現実的には見込み難いため、処分するためには土地を区分して切り売りせざるを得ないこととなる。しかしこれにより区分され

た土地の価値は更に下落することが考えられ、投資額の回収は非常に困難となる。特に急斜面の土地などは、その価値の有無さえ不透明である。

通常、このような大規模・巨額かつハイリスクな事業の実施に当たっては、有識者や熟練者による幾多の議論や実地検証を交え、その上で事業の効果、効率、実行可能性等を勘案し成果の見込みを立てた上で実行の可否を判断しなければならない事項である。またそれらを検討した結果、事業実施の判断がなされる場合においても、事業が計画に従って滞りなくかつ円滑に実施できるよう精緻化された計画が必要であり、その作成は事業実施主体として当然払うべき注意義務である。

然るに、このような注意義務を果たさなかった結果、先行取得された土地の大部分について未だ使用又は処分の目途が立っていないこと、これにより土地開発公社では多くの資金が拘束され金利負担も多大となっている上に事務負担も大きなものとなっていること、それらが土地開発公社の経営に甚大な悪影響を及ぼしていることなどに至っている。

この問題は、当初の計画において、社会全体の経済情勢の変化や、それを踏まえた実現性を予測できなかった認識の甘さが引き起こした大変大きな問題である。

岐阜県は、当該土地の処理につき早急に意思決定を図るべきである。

#### 今後の対応について（指摘）

先行取得した土地に関しては、下呂温泉病院用地以外の利用目的の定まっていない土地がまだ 60,000 m<sup>2</sup>程度残ってしまう見込みであり、それらを今後どのようにしていくかについては大きな問題である。上述のとおり、残地の取扱いについては各部署で検討中であるがその多くは急斜面であるため、当該土地での事業実施の決定にあたってはその緊急性や必要性を十分に検討し、単に財政負担を増やすだけのような事業を行わないようにしなくてはならない。特に事業実施の決定に際し岐阜県が土地開発公社から当該土地を買い取る場合には、契約上定められた買取額よりも実質価額が大きく下回っており多額の含み損を抱えていることに留意する必要がある。

また必要性や緊急性の高い事業がないのであれば、土地の早期処分を実施して少しでもその経済的負担を減らす努力をすべきである。

## 4．土地勘定の貸借対照表価額と時価の乖離について

### （1）平成17年度に行った完成土地等、代替地及び事業用土地の評価減について 概要

平成17年1月に、「土地開発公社経理基準要綱」の一部改正（総務省自治行政局地域振興課 以下「経理要綱」という）により、土地の時価下落率が50%以上の場合には、回復可能性があるとして認められるときを除き、評価減しなければならない旨が規定された（同要綱 第25条）。これに伴い、土地開発公社は、平成17年度において完成土地等、代替地及び事業用土地につき評価減を行い、土地評価損5,923百万円

を計上している。この評価減の明細は以下のとおりである。

<平成17年度土地評価減明細>

(単位：千円)

科目	場所	簿価 (a)	時価 (b)	評価減 (a) (b) = (c)	下落率 (c)/(a) (%)
完成土地等	関テクノハイランド	13,315,752	9,469,862	3,845,890	28.8%
	ソフトピアジャパン	3,207,117	2,164,613	1,042,504	32.5%
	VRテクノジャパン	239,606	186,491	53,115	22.1%
代替地	県庁周辺	1,295,899	392,641	903,257	69.7%
土地 (固定資産)	公社駐車場	233,583	154,374	79,209	33.9%
合計		18,291,957	12,367,981	5,923,975	32.4%

監査結果

上記明細のとおり、下落率が50%以上となっているのは、代替地の県庁周辺土地のみであるが、土地開発公社は、経理要綱改正を契機として含み損を顕在化させる見地から、下落率50%未満の土地についても、評価減を行っている。ただし、その後の年度においては、基準地価の平均変動率資料を整備しているものの、評価減は行っていない。この点については、後述する「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用を検討する必要がある。

(2) 評価減不足について

概要

企業会計制度においては、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が採用され、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合、収益性が低下しているものとし、正味売却価額への簿価切下げをするものとしている。

監査結果(指摘)

経理要綱も、第1条(適用の一般原則)で要綱に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする旨が定められているので、公社が保有する棚卸資産(販売用不動産)である土地につき、正味売却価額(時価)

の下落が生じたのであれば、その収益性の低下を明らかにするために、簿価切下げを行うべきである。

そこで、平成 20 年度の貸借対照表に収益性の低下を反映させた場合の比較貸借対照表は、次のようになる。

なお、比較貸借対照表を作成するにあたり、公有用地は、県等からの依頼により土地の先行取得を行いそのまま引き渡すのみであり、当基準の対象としてなじまないの  
で対象外とする。また、賃貸土地は、前述したように、平成 16 年度に公有地の拡大の推進に関する法律施行令の改正により公社所有土地に対する借地権設定が認められたことから、17 年度より完成土地等の一部を賃貸に供して投資その他の資産「賃貸事業の用に供する土地」として振替計上したものであり、本来分譲する目的の完成土地等の一部にすぎないため、完成土地等と同様に修正の対象とした。

< 評価損額の算定方法 >

評価損額 = 簿価 - 正味売却価額 ( )

( ) 正味売却価額・・・平成 17 年度評価減時の時価相当額(売買実例価格、鑑定評価額等)に各年度の公示地価市町村別平均変動率を加味した価額。

< 平成 20 年度 比較貸借対照表 >

( 単位: 千円 )

区 分	修正前	評価損額	修正後
資産の部	28,946,218	415,256	28,530,962
流動資産	21,571,363	124,201	21,447,162
現金及び預金	2,544,799	0	2,544,799
未収金・未収収益等	483,834	0	483,834
公有用地	11,307,450	0	11,307,450
完成土地等	5,828,076	105,418	5,722,658
開発中土地	1,067,314	0	1,067,314
代替地	339,890	18,783	321,107
関連施設	0	0	0
固定資産	7,374,855	291,055	7,083,800
有形・無形固定資産	160,121	0	160,121
賃貸事業用土地	5,898,790	291,055	5,607,735
投資有価証券	1,300,661	0	1,300,661
その他	15,282	0	15,282
負債及び資本の部	28,946,218	415,256	28,530,962

負債の部	21,277,317	0	21,277,317
流動負債	4,349,008	0	4,349,008
固定負債	16,928,309	0	16,928,309
資本の部	7,668,902	415,256	7,253,646

< 評価損額の明細 >

(単位:千円)

科目	名称	簿価	評価額	評価損
完成土地等	V R テクノジャパン	186,491	169,270	17,221
	テクノプラザ	113,883	103,367	10,516
	ソフトピアジャパン	953,415	880,813	72,602
	山岡工業団地	76,387	71,306	5,081
	小 計	1,330,176	1,224,756	105,418
代替地	県庁周辺	339,890	321,107	18,783
賃貸土地	ソフトピアジャパン	1,711,198	1,420,142	291,055
合 計		3,381,264	2,966,005	415,256

前述したように、公有用地は「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用対象としてなじまないため、上表に「りはとぴあ整備事業」用地の多大な含み損を含めていないが、参考として当用地の含み損を示すと以下のとおりとなる。

< 参考 公有用地 ( りはとぴあ整備事業用地 ) の含み損 >

(単位:千円)

科目	名称	簿価	評価額	評価損
公有用地	りはとぴあ整備事業用地	4,547,643	2,210,393	2,337,250

なお、評価額は、平成 21 年度の近隣地の公示地価を基礎として以下のように算定している。

最近隣地	適用価格(円/㎡)	土地面積(㎡)	評価額(千円)
下呂市森字上垣内 2613-2 公示価格: 33,100 円/㎡	33,100	44,519.5	1,473,595
	16,550	44,519.5	736,798
	計	89,039.0	2,210,393

前述したように当用地の半分以上が急斜面であり、そのまま全面積に公示価格そのままを適用するのは実態と乖離するので、全面積の半分については、公示価格の 50%である 16,550 円/㎡を適用して算定している。



以上のように、完成土地等、代替地、賃貸土地全体で 415,256 千円の評価損が認識される。前述したように、平成 17 年度に既に 5,923,975 千円の評価減を行っているため評価損額自体は相対的に多額ではないが、昨今の不動産市況の急速な悪化により、当面は評価損額が大きくなっていくと予想される。以下 5 .において、これら評価損が生じている土地について、売却が進まない原因を検討する。

なお、りとはぴあ整備事業用地がこのような多大な含み損を抱える結果となった原因は、「3 .りとはぴあ整備事業に係る長期保有土地について」で述べたとおりである。

## 5 . 分譲が進んでいない完成土地等について

### (1) 平成 20 年度現在の完成土地等及び賃貸事業土地等の内訳

下表の通り、テクノプラザ、関テクノハイランド及びソフトピアジャパンの簿価合計が 11,274 百万円あり、全体の 96%を占めている。

(単位：千円)

事業名	完成土地等	賃貸事業土地
美濃テクノパーク	189,278	0
VRテクノジャパン	186,491	0
ソフトピアジャパン	953,415	1,711,198
関テクノハイランド	1,176,668	3,633,670
テクノプラザ	3,245,835	553,921
山岡工業団地	76,387	0
合計	5,828,075	5,898,790

以下、簿価残高の大きい、テクノプラザ、関テクノハイランド及びソフトピアジャパンについて、各団地の分譲状況、分譲が進まない原因及び今後の方針等の是非を検討する。

### (2) 各団地の分譲状況、分譲が進まない原因

#### テクノプラザ

##### (ア)テクノプラザの概況

テクノプラザは、「ITとモノづくりの融合による県内産業の高度化、新技術の創出」というコンセプトを持つ。概要は以下のとおりである。

所在地	各務原市
分譲対象企業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業の事業所、高度技術工業、バイ

	オ、ナノテク、VR等の技術を利用する 製造工場、研究所の設置。
完成時期	平成17年
区画数	25区画
分譲対象面積	155,627 m <sup>2</sup>
分譲価格 (m <sup>2</sup> )	32,570 円～41,650 円
賃料 (月/m <sup>2</sup> )	80 円～120 円

(イ)テクノプラザ の分譲状況

平成21年6月末時点の分譲状況は、以下のとおりとなっている。

状況	区画数	分譲面積 (m <sup>2</sup> )	面積割合	分譲価格 (千円)	価格割合	
分譲済(契約中含む)	9	49,093.93	31.5%	1,889,544	31.5%	
賃貸中	4	20,302.89	13.0%	756,509	12.6%	
未分譲	予約あり	3	20,798.80	13.4%	804,287	13.4%
	予約なし	9	65,431.78	42.0%	2,532,513	42.3%
賃貸中・未分譲 計	16	106,533.47	68.4%	4,093,309	68.4%	
総合計	25	155,627.40	100.0%	5,982,853	100.0%	

上表のように、全体の25区画中、分譲済(契約中も含む)区画は9区画(3割程度)に留まっており、残りは、20年の借地権設定又は年度更新による賃貸区画が4区画と、未分譲区画が12区画となっている。また、未分譲のうち「予約あり」の区画も1区画を除き法的拘束力はないので必ず売れるとは限らない。

(ウ)監査結果(指摘)

分譲が進まない原因としては、前年下半期からの急速な景気の悪化の影響も大きいですが、入居対象業種を上記のように限定していることも少なからずあると考えられる。また、分譲価格も、隣接する後発のテクノプラザ(平成22年3月完成予定 事業主体:各務原市土地開発公社)に比べ1平米あたりの単価が最低価格帯で11%程度、最高価格帯で33%程度高くなっており、これも分譲が進まない要因の一つとなっている(テクノプラザは、現状で既に10区画中5区画が分譲済)。以上を勘案すると、入居対象業種を広げる、分譲価格を引き下げる、といった対応をとらないと早期分譲は困難であることは明らかである。

さらに、賃貸区画は、賃貸に供している間は分譲することができないので、

本来の目的を達成できないし、賃貸収入だけでは、利払いは賄えるものの借入元本の返済が進まない。

工業団地の実質的な誘致活動は、岐阜県商工労働部企業誘致課が行っており、土地開発公社としては、基本的な分譲の方針を変更できない。一方で、企業誘致課では分譲価格設定までは行わない。

従って、団地の誘致活動に係る権限と責任の所在が不明瞭となっており、これも早期処分が停滞する一因となっていると考えられる。両者は、毎月情報交換会を開き連携を図っているとのことであるが、結果としてその成果が十分に挙がっているとは言い難いため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。

#### 関テクノハイランド

##### (ア)関テクノハイランドの概況

高度に複合化された生産物流拠点の受け皿としての機能、そして働く人に優しく、周辺住民に開かれた環境としての公園的機能を複合化した団地というコンセプトを持つ。概要は、以下のとおりである。

所在地	関市
分譲対象企業	製造業等
完成時期	平成 16 年
区画数	18 区画
分譲対象面積	423,453 m <sup>2</sup>
分譲価格 (m <sup>2</sup> )	23,774 円 (直近分譲価格)
賃料 (月 / m <sup>2</sup> )	36 円 ~ 53 円

##### (イ)関テクノハイランドの分譲状況

平成 21 年 6 月末時点の分譲状況は、以下のとおりとなっている。

状況	区画数	分譲面積 (m <sup>2</sup> )	面積割合	分譲価格 (千円)	価格割合
分譲済	13	223,540.64	52.8%	5,022,419	51.4%
賃貸中(条件付)	2	21,931.34	5.2%	423,743	4.3%
賃貸中(条件無)	2	147,710.83	34.9%	3,557,800	36.4%
未分譲	1	30,270.48	7.1%	753,481	7.7%
賃貸中(条件無)・未分譲	3	177,981.31	42.0%	4,311,281	44.1%
総合計	18	423,453.29	100.0%	9,757,443	100.0%

賃貸中(条件付)とは、一定期間後に賃借人が買い取る条件(売買予約)を付した賃貸借契約である。なお、契約上、契約解除があった場合、借主

は契約締結時の分譲価格の20%相当額を違約金として支払う必要がある。

上表のとおり、18区画中13区画が分譲済であるが、売買予約のない賃貸区画の面積が大きく、未分譲と合わせると4割程度売れ残っている状況である。

(ウ)監査結果(指摘)

関テクノハイランドは、テクノプラザ とほぼ同時期に完成しているが、テクノプラザ より対象業種を広く募集しており、また分譲単価も3割～4割程度安いので、ある程度分譲は進んでいる。しかしながら、上記のとおり、面積の大きい2区画が売買予約のない賃貸(20年の事業用定期借地権設定)に供されており、実質的に全体の4割程度が売れ残っている状況である。この2区画の平成20年度の賃貸収入は合計で91,561千円であり、表面利回りは2.57%と不動産市場一般の利回りに比べかなり低い。仮に20年間同じ賃料収入があるとしても、割引前で1,831,220千円のキャッシュ・フローしか得られず、分譲価格3,557,800千円の5割程度の回収に留まる。従って、賃貸土地についても早期に資金を回収し借入金の返済を図るために、賃借人への売却の打診及び賃料アップの交渉を継続的に行う必要がある。

ソフトピアジャパン

(ア)ソフトピアジャパンの概況

国内外の優れた情報関連企業の集積拠点として、新たな情報価値を生み出す高密度ITタウンの形成というコンセプトを持つ。概要は、以下のとおりである。

所在地	大垣市
分譲対象企業	情報関連産業
完成時期	平成6年
区画数	22区画
分譲対象面積	102,589 m <sup>2</sup>
分譲価格(m <sup>2</sup> )	79,600円～84,400円
賃料(月/m <sup>2</sup> )	176円～222円

(イ)ソフトピアジャパンの分譲状況

平成21年6月末時点の分譲状況は、以下のとおりとなっている。

状況	区画数	分譲面積(m <sup>2</sup> )	面積割合	分譲価格(千円)	価格割合
分譲済	13	70,912.93	69.1%	9,147,585	76.9%
賃貸中	4	19,576.88	19.1%	1,764,419	14.8%
未分譲	5	12,100.12	11.8%	980,034	8.2%

賃貸中・未分譲 計	9	31,677.00	30.9%	2,744,453	23.0%
総合計	22	102,589.93	100.0%	11,892,038	100.0%

上表のとおり、分譲済区画は22区画中13区画であり、売れ残っている区画は、面積割合にして全体の3割程度ある。

(ウ)監査結果(指摘)

当団地は、情報関連企業の集積を目的としているため、テクノプラザと同様入居対象企業を限定する必要があること、また、分譲単価も高いことから分譲が進んでいない。最終の売却時期は、平成14年12月であるので、以後7年間全く分譲が進んでいないことになる。この団地の実質的な誘致活動は岐阜県商工労働部情報産業課が行っており、土地開発公社としては基本的な分譲の方針を変更できない。一方で、情報産業課では分譲価格設定までは行わない。

従って、団地の誘致活動に係る権限と責任の所在が不明瞭となっており、これも早期処分が停滞する一因となっていると考えられるため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。

6. 未分譲の完成土地等に係る金利負担について

(1) 概要

上記5.の各事業の表のとおり、3団地における未分譲地及び売買予約のない賃貸土地は、総額で10,344,756千円ある。分譲が進まないと、対応する借入金の返済が進まず、利息負担が生じることになる。事業別の利息負担の推移は以下のとおりであり、直近5年間で約429百万円の負担が生じている。

<各事業別の借入金・支払利息の推移>

(単位：千円)

事業名	内訳	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
関テクノハ イランド	借入金	10,569,322	10,279,241	6,398,011	6,281,121	4,955,000	
	支払利息 a	83,712	74,338	51,427	39,404	24,070	272,951
	賃料収入 b	0	1,106	76,685	102,226	101,864	281,881
	b-a	83,712	73,232	25,258	62,822	77,794	8,930
ソフトピア ジャパン	借入金	1,229,651	1,229,651	1,202,891	910,966	697,973	
	支払利息 a	369	369	2,290	4,817	3,419	11,264
	賃料収入 b	0	503	26,760	34,019	34,019	95,301
	b-a	369	134	24,470	29,202	30,600	84,037
テクノプラ ザ	借入金	3,348,781	2,944,354	2,817,708	2,866,845	3,309,081	
	支払利息 a	24,360	23,969	23,811	24,699	47,968	144,807
	賃料収入 b	0	803	15,229	16,841	19,716	52,589
	b-a	24,360	23,166	8,582	7,858	28,252	92,218

合計	支払利息 a	108,441	98,676	77,528	68,920	75,457	429,022
	賃料収入 b	0	2,412	118,674	153,086	155,599	429,771
	b-a	108,441	96,264	41,146	84,166	80,142	749

(2) 監査結果(指摘)

関テクノハイランドは、上述したように18区画中13区画が分譲済みとなっているが、賃貸区画の面積が大きく、未分譲と合わせると4割程度売れ残っている状況であり、その売れ残りに係る借入金の返済が進んでいない状況が上表に顕れている。平成19年度から賃料収入が1億円を超え、年間7千万円程度の返済原資を確保しているが、このままの状況が続けば完済に60~70年程度要することになり、現状の賃料収入だけでは返済原資として不十分であるため、上述したように分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。

ソフトピアジャパンの借入金は、全て土地開発基金からの借入れであり、利率が0.03%~0.17%と著しく低いため、賃料収入により支払利息が賄われ平成19年から借入金返済が進んでいるものの、常に借入コストを意識し分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。

テクノプラザは、上表のとおり直近5年間の借入利息合計が賃料収入合計を92百万円上回っており、平成20年度も28百万円のマイナスとなっている。このままの状況では、利払いのために借入金が増加していくことになるため、上述の2団地に増して早期処分ための方策を早急に検討する必要がある。

7. 計画が中断している山岡工業団地について

(1) 概要

山岡工業団地の開発は、平成2年、建設省所管の小里川ダム建設工事の発注残土受入用地として、建設省、恵那郡山岡町(現恵那市)及び土地開発公社の3者で、工業団地を建設する協定が結ばれ、計画がスタートした。その後、社会情勢の変化等により企業誘致が見込めなくなり、工業団地計画を実質的に断念し、買上げた土地(簿価76百万円 完成土地等に計上)を土地開発公社が抱える結果となった。そこで、土地開発公社は、平成12年及び平成16年に恵那市に対し、文書により買上げを依頼した。これに対し恵那市は、財源が厳しくすぐに応じることができず、現状としては、平成24年3月に予定している河川への付け替え手続き完了を待ち、買上げに向けた協議を行うこととなっている。

(2) 監査結果(指摘)

この団地開発も、元々の計画に甘い需要見込みがあったところに問題がある。たとえ、建設省主導による計画であったとしても、結果として最終的に県民の負担になるような事案は受諾するべきではない。土地開発公社は、今後このような問題が生じないようにするため、工業団地の開発にあたっては十分な検討を行なう必要がある。

## 8. 債務保証・貸付金の事務手続きのフローについて

### (1) 債務保証・貸付金の事務手続

岐阜県が土地開発公社の借入金に係わる債務保証契約締結に至るまでのフロー

土地開発公社は岐阜県の用地課に対し契約締結の打診・・・必要額の連絡等  
用地課は予算案を作成（債務保証に掛かる債務負担行為）  
用地課は財政課と予算協議を行う  
財政課において知事協議が行われる  
財政課は議会に予算案を提出する  
議会は予算案を議決し予算が発効する  
土地開発公社は金融機関に対し借入の申込みを行う  
土地開発公社は金融機関の要請により岐阜県に対し債務保証契約締結を依頼する  
用地課は債務保証契約締結に関する稟議承認の手続きを行う  
金融機関と岐阜県は債務保証契約を締結する  
金融機関は貸し出しを実行する

岐阜県が土地開発公社に土地開発基金の貸付を行う場合のフロー

土地開発公社は岐阜県の用地課に対し借入の打診・・・必要額の連絡等  
土地開発公社は岐阜県に対し借入の申込みを行う  
用地課は貸付契約締結に関する稟議承認の手続きを行う  
土地開発公社と岐阜県は貸付契約を締結する  
岐阜県は貸し出しを実行する  
貸付をはじめとする土地開発基金の運用状況を議会へ報告する

### (2) 監査結果

債務保証・貸付金の事務手続きは上記のとおりである。監査の結果、事務手続自体には特段の問題点は検出されなかった。

## 9. 債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性について

### (1) 岐阜県の財政的負担の推定

「りはとぴあ整備事業用地」については、下呂温泉病院移転計画を除き現在利用の予定がなく投資額4,547,643千円が滞留したままとなっている。岐阜県と土地開発公社との契約によれば岐阜県が投資額で再取得することになっており、契約どおり履行されれば土地開発公社には損失負担が発生しないが取得した岐阜県は多額の含み損を抱えることになり、下呂温泉病院予定地以外を売却するとすれば多額の売却損が発生する。仮に岐阜県が残りの土地について利用計画を立てた場

合でもこれだけの広大な土地の事業となれば、その事業費は多額なものに上る可能性があり、どちらにしても岐阜県の財政的負担は多額に上ることになる。

「中等教育学校寮建設事業用地」については、投資額は 84,732 千円であるが状況は と同様なものになっている。

「県庁周辺代替地」については、現在利用の予定がなく 339,890 千円（平成 17 年度 70%評価減後）が滞留したままとなっている。早期の売却は困難な状況であるが県庁周辺の市街地であり投資額の回収は一定程度見込める状況である。

「テクノプラザ」については、未分譲地 3,245,835 千円と賃貸事業用地 553,921 千円の投資額が滞留している。これは団地自体の分譲要件が制約されていることと、整備状況の違いから近隣の団地に比べ分譲価格が高いためである。状況に応じた対応を考慮すれば一定程度の資金回収が見込める可能性があるが、現在の経済状況では分譲はかなり困難なものといえる。

「関テクノハイランド」については、完成土地 1,176,668 千円のうち未分譲地 753,481 千円及び賃貸事業用地 3,633,670 千円の投資額が滞留している。周辺の状況から一定程度の回収が見込める可能性がある。

「ソフトピアジャパン」については、未分譲地 953,415 千円及び賃貸事業用地 1,711,198 千円の投資額が滞留している。ソフトピア構想自体が実質的に停滞している現在の状況では売却の可能性は極めて低い。根本的に方針を変更しないと現在の状況から抜け出すことは難しく、投資額も回収困難であろう。

「山岡工業団地」については未分譲地 76,387 千円の投資額が滞留している。長期にわたり未開発であり投資額の回収は相当な不確実性が見込まれる。

## （２）監査結果（指摘）

りとはびあ整備事業用地については、帳簿価格と時価との乖離が大きく、全てを委託者である岐阜県が帳簿価格で購入すれば、岐阜県は時価に比べ非常に高い価格で購入することになり、県民に損失を与えることになる。

逆に、岐阜県が購入せず土地開発公社が独自に売却をすれば、土地開発公社に大きな損害が出て、結果的に岐阜県の債務保証損失に繋がる可能性が高く、結局は県民の負担になってしまう。

関テクノハイランド、テクノプラザ 及びソフトピアジャパンの賃貸用地については賃料が金利プラス公租公課程度に設定されており、元本の回収には至っていないため、賃貸終了時に大きな負担が生ずる可能性がある。

以上を総合すると、保有土地の処分方法と処分価格によっては土地開発公社が大きな損失を抱える危険性があり、それは、最終的には県民の負担になるものである。

岐阜県と土地開発公社は上記 から に記載の土地について早急に対応を検討すべきである。



## 10．岐阜県と土地開発公社の関係について

### (1) 岐阜県の対応の不十分性(指摘)

岐阜県においては、自ら財政の健全化を積極的に図って行くことが求められる。

特に、岐阜県が債務保証等を行っている土地開発公社に係わる債務については、公的存在故に本来求められる民間企業と同様な市場規律やガバナンスが働かない危険性がある。

現在の状況は、役員会や岐阜県の指導により、一部について経営改善に向けた動きが見られるものの、その動きは不十分なものである。岐阜県は設立母体として土地開発公社の経営改善に向けて積極的な関与を行い、将来における岐阜県の財政への影響を最小限に抑える対応を早期に実施する必要がある。

### (2) 今後の方針決定の必要性(指摘)

岐阜県は、現在土地開発公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、個々の事業の事業継続の是非を判断する必要がある。その過程では第三者の検討を受けるため「経営検討委員会」等の設置や外部監査を活用することも考慮に入れてもよいのではないかと。

公有用地のうち、「りはとびあ整備事業」、「中等教育学校寮建設事業」については早期に方針を決定する必要がある。当初の計画自体が問題であった可能性が高く本来は岐阜県が買い取り当初の事業に着手していなければならないはずであった。現在でも土地開発公社の所有土地のまま処分を指導しているような状態は問題である。今後の方針については財政的に負担増加につながる計画等が策定されないように十分に注意する必要がある。

代替地は取得自体が明確な計画にもとづいているものではなく本来土地開発公社が取得すること自体に問題があった可能性がある。このような土地は処分等を早期に実行する必要がある。

完成土地等・開発土地のうち「ソフトピアジャパン」の関連土地については岐阜県の早期の方針決定が必要である。現状では岐阜県の構想自体に縛られて土地開発公社自体では身動きが取れない状態となっている。

「テクノプラザ」の関連土地についても岐阜県の早期の方針決定が必要である。開発が完了していながら未売却未分譲となっている土地が大半を占め多額の資金が無駄になっている。「事業用借地」として貸付けている土地については当初分譲地であったものが分譲できないために賃貸に供されているものであるが、その賃料は借入金利息と必要経費を補っているだけであり、開発に要した多額の資金の返済原資にはなっていない。これでは現状維持だけで将来的に資金的な問題が生

ずる可能性が高い。将来の処分ができない事態に備えた対策が必要である。

開発中の工業団地には県内の市町村の依頼によって事業を実施しているものがある。大半は「協議書」によって、最悪の場合は買取り又は利子補給が定められているものの依頼した市町村の財政状態によっては開発した工業団地が売れ残った場合、土地開発公社の塩漬け土地になるおそれがあり、これについても将来の処分ができない事態に備えた対策が必要である。

### (3) 指導監督のありかたについて(指摘)

岐阜県は土地開発公社の設立母体として土地開発公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有している。

土地開発公社は、公共用地・公用地等の先行取得や岐阜県の産業施策を推進する上で必要な工業団地の造成を実施すべく事業を行ってきた。このため土地開発公社が事業を進める上で必要となる岐阜県の事業に係る資金は岐阜県が債務保証をする形で金融機関から借り入れてきた。

この様に岐阜県は、土地開発公社が借入金等を調達する場合に、土地の取得が円滑に行われるように公有地の拡大の推進に関する法律に基づき債務保証を行うなど土地開発公社を支援する責務がある。

組織体制においても役員には岐阜県関係者が任命され人的にも関係が深いうえに岐阜県関係の監査、検査が定期的実施されている。

しかしながら、土地開発公社は上記2.3.5.7に記載したように長期保有土地を抱えた状態になっている。

従って、岐阜県は土地開発公社の実態を踏まえた迅速な対応を行う必要があり、たとえば次のような指導監督事項を検討すべきである。

土地開発公社の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要があるが、このためには、財務諸表の適正性の確保が必要であり適切な実態把握に努め状況によっては、詳細な資産調査等を行うべきである。

土地開発公社の事業について岐阜県は更に踏み込んだ点検評価を行う必要がある。また、これに先立ち土地開発公社自体が自ら点検評価するよう指導監督する必要がある。

上記2.3.5.7に記載の長期保有土地の早期解消に向けた抜本的な対応を指導すべきである。

### (4) 経営責任の明確化と運営体制の改革(指摘)

岐阜県に経営上の意思決定を依存した現在の体制は変更する必要がある。自主的に経営問題を判断できるように意識改革が必要である。

土地開発公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。

役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。

## 【岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について】

### 岐阜県道路公社の概要

#### 1．団体名

岐阜県道路公社

#### 2．所管課

県土整備部 道路建設課

#### 3．設立年月日

昭和 50 年 7 月 1 日

#### 4．沿革

昭和 50 年 7 月 岐阜県道路公社の設立 本社事務所を岐阜総合庁舎に設置

昭和 55 年 4 月 飛騨美濃有料道路の供用開始

有料道路の管理一元化により乗鞍スカイライン有料道路を岐阜県より引継

昭和 59 年 4 月 中津川有料道路の供用開始

昭和 62 年 4 月 長良川リバーサイド有料道路の供用開始

平成 2 年 12 月 島大橋有料道路（暫定 2 車線）の供用開始

平成 6 年 1 月 本社事務所を「県民ふれあい会館」へ移転

平成 7 年 4 月 島大橋有料道路（4 車線）の供用開始

平成 13 年 4 月 長良川右岸有料道路の供用開始

平成 15 年 4 月 乗鞍スカイライン有料道路の無料開放

平成 16 年 4 月 三公社（土地、住宅、道路）の事務局統合

平成 20 年 4 月 島大橋高架下施設（駐車場）の開場

#### 5．設立目的

##### （1）定款に定める目的

この道路公社は岐阜県の区域及びその周辺地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（以下「有料道路」という。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。

##### （2）設立の経緯

地方公共団体による一般有料道路の建設は昭和 40 年頃から積極的に行われるようになったが、増大する自動車交通需要に対して道路の整備はなお著しい立ち

遅れを示しており、国土の総合的な開発と産業経済の発展のためには、さらに強  
力に整備する必要があった。

当時のこのような状況の中で、飛躍的な有料道路の整備のためには民間資金を積  
極的に導入、活用することで、地方的な幹線道路の整備を行う必要があり、その  
事業主体として、地方公共団体が出資する地方道路公社を設立すべく、昭和 45  
年 5 月 20 日地方道路公社法が施行された。

## 6. 主な事業内容

### (1) 定款に定める事業内容

定款第 13 条に定める業務のうち、主な業務内容は次のとおりである。

岐阜県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を  
徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕及び道路法第 13 条第 1  
項に規定する災害復旧その他の管理を行う。

国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国  
等」という）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管  
理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち  
地方道路公社法施行令第 3 条で定めるものをいう。

第 1 号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができ  
る自動車駐車場の建設及び管理を行う。

第 1 号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第 4 条  
で定める施設の建設及び管理を行う。

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う。

前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関す  
る調査、測量、設計、試験及び研究を行う。

### (2) 具体的な実施事業

#### 有料道路建設事業

通常の道路は、公共事業として建設され、無料で通行できるものであるが、道  
路公社の有料道路は多額の先行投資を行い、長期間の有料制で返済する仕組みで  
ある。地方の幹線道路等について、道路を緊急に整備する必要が生じた場合、政  
府貸付等に加え、民間金融機関からの借入れも行い、短期間で道路を整備し、建  
設に要した費用を完成後の通行料金で返済しようとするものである。

有料道路が整備されると、交通渋滞の解消、環境負荷の削減、地域経済の活性  
化、利用者の利便性の向上等の効果が期待できる。

有料道路建設事業はこのうち有料道路の建設部分を行う事業である。

事業の実績は 5 つの有料道路を建設している。

#### 有料道路管理事業

有料道路管理事業は整備された有料道路を総合的に維持管理する事業であり、当事業も通行料金で賄われている。

事業の実績は現在までに6つの有料道路の管理業務を行ったが現在継続しているものは、そのうち5つとなっている。

#### 認可事業

島大橋高架下に駐車場施設を建設し管理を行っている。

#### 受託事業

密接関連道路の建設及び調査事業を行った。

事業の実績は、それぞれ2事業を行った。

道路公社は、現在5路線を営業している。このうち2路線（飛騨美濃有料道路と中津川有料道路）は平成21年度に無料開放を迎えることになり岐阜県に移管される。新たな有料道路を建設する予定は現在のところはなく、道路公社の今後の事業の見直しが必要な状態になっている。

## 7. 組織体制

### (1) 人員

(平成21年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	-	-	-	-
正規職員	10	4	2	4
計	10	4	2	4

1. 常勤理事には、上記のほか岐阜県土地開発公社・岐阜県住宅供給公社の役員を兼務している者が3名いる。

2. 正規職員には、岐阜県土地開発公社兼務職員2人、岐阜県住宅供給公社兼務職員2人、日々雇用2人は含まない。

## 8. 岐阜県からの貸付金及び債務保証額

平成21年3月31日現在の貸付金残高 885,167 千円

貸付金残高の内訳 有料道路整備事業資金 885,167 千円

平成21年3月31日現在の債務保証残高 1,634,286 千円

債務保証残高の内訳

国から有料道路整備事業資金借入分 862,406 千円

金融機関から有料道路整備事業資金借入分 64,681 千円

地方公共団体金融機構から有料道路整備事業資金借入分 707,199 千円

合計 1,634,286 千円

・外部監査の結果

1. 直近5期の貸借対照表及び損益計算書の分析

(1) 貸借対照表の分析

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
流動資産	885	656	706	737	707
現金・預金	761	528	285	181	127
有価証券	122	122	412	545	567
未収金	1	2	5	11	12
仮払金	0	0	-	-	0
前払費用	-	2	2	0	-
固定資産	13,942	13,886	13,797	13,707	13,617
事業資産	13,212	13,212	13,212	13,212	13,212
道        路	13,212	13,212	13,212	13,212	13,212
有形固定資産	728	671	582	492	402
建        物	165	160	155	151	146
機械・装置	544	493	408	324	239
車両・運搬具	0	0	0	0	0
工具・器具・備品	3	2	2	2	1
土        地	14	14	14	14	14
無形固定資産	2	2	2	2	2
資産の部合計	14,828	14,542	14,503	14,445	14,324
流動負債	355	97	83	117	79
未払金	354	95	73	105	71
預り金	0	2	10	12	8
固定負債	3,925	3,562	3,431	3,228	2,854
債        券	225	168	111	54	12
長期借入金	3,678	3,370	3,069	2,774	2,506
退職給与引当金	22	23	24	30	33
道路引継整備引当金	-	-	225	-	-
その他固定負債	-	-	-	368	301
特別法上の引当金等	7,730	8,065	8,171	8,282	8,573
道路事業損失補填引当金	1,977	2,046	2,114	2,180	2,241
償還準備金	5,752	6,018	6,057	6,102	6,332
基本金	2,817	2,817	2,817	2,817	2,817
出資金	2,817	2,817	2,817	2,817	2,817
負債及び資本の部合計	14,828	14,542	14,503	14,445	14,324

(注) 百万円未満は切り捨て表示している。

- ・ 有価証券

平成 18 年度に有価証券残高が大きく増加しているのは、余剰資金運用のため国債を 390 百万円追加購入しているためである。

- ・ 道路

道路は、飛騨美濃有料道路が 3,644 百万円、中津川有料道路が 2,612 百万円、長良川リバーサイド有料道路が 1,226 百万円、島大橋有料道路が 3,321 百万円、長良川右岸有料道路が 2,409 百万円の計 13,212 百万円で計上されておりここ数年変化はない。計上額は道路の取得、建設に要した直接費と間接費の合計額で構成されている。

平成 20 年度末で道路公社の総資産に占める道路の割合が 92%であることから、道路公社の資産のほとんどが道路であるといえる。

- ・ 債券

債券は全て岐阜県道路公社債であり償還により年々減少してきており、平成 20 年度末では 12 百万円まで圧縮している。

- ・ 長期借入金

長期借入金は、有料道路の利用料収入等により返済することで年々減少してきている。

- ・ 道路引継整備引当金、その他固定負債

平成 18 年度に発生している道路引継整備引当金は、中津川有料道路の償還による岐阜県への引継にかかる道路整備に対する引当金である。

またその他固定負債として、平成 19 年度は飛騨美濃有料道路と中津川有料道路の償還による岐阜県への引継にかかる道路整備に対する引当金が 368 百万円、平成 20 年度は 301 百万円計上されている。

- ・ 道路事業損失補填引当金

道路事業損失補填引当金とは、道路事業に係る損失を補填するため、当該道路の一事業年度における料金徴収総額（消費税相当額を除く。）の 10/100 に相当する額を、事業年度末において道路事業損失補填引当金として計上した累計額である。毎年の引当により年々逡増している。

- ・ 償還準備金

償還準備金とは、道路の償還に充てるため、毎事業年度末において計算して得た額の累計額である。毎年の引当により年々逡増している。



・基本金

全額岐阜県の出資である。

( 2 ) 監査結果 ( 意見 )

直近 5 期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は道路公社として適宜なされることが望まれる。

そこでまず財政状態の管理についてであるが、道路公社では財務内容に関しその実態を明らかにできるよう関連資料を作成した上で、問題点の把握や情報の共有化等を図っており、特段問題とすべき事項はない。

次に過去 5 年の財務内容の趨勢を踏まえ、平成 20 年度末における財務内容を分析した結果、道路公社の主な資産は道路であり、主な負債は借入金、道路事業損失補填引当金、償還準備金であった。

まず道路については既述のとおりであり、道路公社の資産のほとんどがこれである。

次に借入金は平成 20 年度末で、道路公社債 12 百万円を含め 2,519 百万円あり、道路建設に要した資金である。既述のように年々減少してきてはいるものの、その額は未だ多額である。また借入金の返済原資である道路の使用料収入は、所有する各道路が 30 年を経過し岐阜県へ償還されることに伴って失われていくため、現状の使用料収入と各道路の償還計画を基に推計すると、道路公社が全ての道路の償還により使用料収入が絶たれる時点においても、莫大な借入金が残ったままとなってしまうことが予測されている。この残された借入金は岐阜県の潜在的経済負担であるため、この負担をいかに軽減していくかが問題となっている。(「4. 債務保証及び貸付金に対する損失の発生可能性について」参照)。

道路事業損失補填引当金、償還準備金については既述のとおりであり特段問題とすべき事項はない。

## ( 3 ) 損益計算書の分析

## 損 益 計 算 書

( 単位：百万円 )

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常収益					
業務収入	754	723	718	683	647
道路料金収入	753	722	716	682	646
業務雑収入	1	1	1	0	1
高架施設賃貸料収入	-	-	-	-	0
業務外収入	4	11	2	9	11
受取利息	0	0	1	4	4
雑    益	4	10	1	4	6
特別利益	-	2	-	-	-
前期損益修正益	-	2	-	-	-
収益の部合計	759	737	721	693	659
経常費用					
事業資産管理費	180	171	165	190	160
道路管理費	180	171	165	190	160
一般管理費	172	183	189	186	183
一般管理費	106	97	98	90	90
退職給与引当金繰入	1	1	1	5	2
減価償却費	63	84	90	90	90
引当金等繰入	350	334	106	110	291
道路事業損失補填引当金繰入	71	68	68	65	61
償還準備金繰入	278	266	38	45	230
業務外費用	56	44	34	28	23
支払利息	47	40	33	28	23
雑    損	9	4	0	0	0
特別損失	0	2	225	178	-
前期損益修正損	0	2	-	-	-
道路引継整備引当金繰入	-	-	225	-	-
その他特別損失	-	-	-	178	-
費用の部合計	759	737	721	693	659

事業収入原価率	23.9%	23.7%	23.0%	27.8%	24.7%
事業収入販管費率	22.8%	25.3%	26.3%	27.2%	28.3%

( 注 ) 百万円未満は切り捨て表示している。

・道路料金収入

道路料金収入とは、道路料金の収入調定済額であり、周辺道路環境の変化や社会情勢の変化による有料道路利用者数の減少に伴って年々逡減している。

収入のほとんどがこの道路料金収入である。

・償還準備金繰入

償還準備金は、各有料道路における収益から費用を差し引いた金額を毎年積み立てている勘定である。平成 18 年度、平成 19 年度は特別損失の影響で収支が悪く積立額が少ないが平成 16 年度、平成 17 年度、平成 20 年度は 250 百万円程度ずつ積み立てている。

( 4 ) 監査結果 ( 意見 )

直近 5 期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は道路公社として適宜なされることが望まれる。

そこでまず損益状況の管理についてであるが道路公社では損益状況に関しても財務内容と同様、その実態を明らかにできるよう関連資料を作成した上で、問題点の把握や情報の共有化等を図っており、特段問題とすべき事項はない。

次に過去 5 年の損益状況の趨勢を踏まえ、平成 20 年度における損益状況を分析した結果、道路公社の主な収益は道路料金収入であり、主な費用は道路管理費、道路事業損失補填引当金繰入、償還準備金繰入であった。

道路料金収入は道路公社のほとんど唯一の収入である一方、道路の償還に伴う無料化によりその多寡が左右されることとなるため、その判断には十分な検討が必要である ( 「 3 . 長良川右岸有料道路及び島大橋有料道路について 」 参照 ) 。

道路管理費は必要十分な範囲と認められるため特段問題視すべき事項はない。

道路事業損失補填引当金繰入、償還準備金繰入は規程で定められた額を計上しているため特段問題視すべき事項はない。

2 . 債務保証・貸付金の事務手続きのフローについて

( 1 ) 債務保証・貸付金の事務手続

岐阜県が道路公社の借入金に係わる債務保証契約締結に至るまでのフロー

道路公社は岐阜県の道路建設課に対し契約締結の打診・・・必要額の連絡等  
道路建設課は予算案を作成 ( 債務保証に掛かる債務負担行為 )

道路建設課は財政課と予算協議を行う

財政課において知事協議が行われる

財政課は議会に予算案を提出する

議会は予算案を議決し予算が発効する

道路公社は金融機関に対し借入の申込みを行う  
道路公社は金融機関の要請により岐阜県に対し債務保証契約締結を依頼する  
道路建設課は債務保証契約締結に関する稟議承認の手続きを行う  
金融機関と岐阜県は債務保証契約を締結する  
金融機関は貸し出しを実行する

道路公社債の起債についても金融機関引き受けのため、上記債務保証契約締結の場合と基本的な違いはない。

岐阜県が道路公社に貸付を行う場合のフロー

道路公社は岐阜県の道路建設課に対し借入の打診・・・必要額の連絡等  
道路建設課は予算案を作成  
道路建設課は財政課と予算協議を行う  
財政課において知事協議が行われる  
財政課は議会に予算案を提出する  
議会は予算案を議決し予算が発効する  
道路公社は岐阜県に対し借入の申込みを行う  
道路建設課は貸付契約締結に関する稟議承認の手続きを行う  
道路公社と岐阜県は貸付契約を締結する  
岐阜県は貸し出しを実行する

## (2) 監査結果

債務保証・貸付金の事務手続きは上記のとおりであり監査の結果、事務手續自体には特段の問題点は検出されなかった。

## 3. 長良川右岸有料道路及び島大橋有料道路について

### (1) 現状と将来予測

長良川右岸有料道路

「長良川右岸有料道路」は、3,011,919 千円の損失を予想しているが、状況を分析すると以下のようなになる。

平成 20 年度 未償還額 2,860,095 千円

平成 42 年度 未償還額 3,011,919 千円

この様に、将来は未償還額が約 1.5 億円増加する予想で現在とそれほどの大きな増加にはなっていない。しかしこの期間の収入予想は、平成 25 年度以降に下流工区の整備による増加を見込んでおり大きな不確実性を含んでいる。

平成 20 年度の交通量は計画に比べ 16.8%と大幅に過少なものとなっており、将来の見込みについても、その達成は困難性を伴うことが予想される。

長良川の対岸には、「長良川リバーサイド有料道路」も整備されており、この無料開放が「長良川右岸有料道路」の採算悪化に拍車をかけることが予想されている。

この状況は、過大な将来予測に基づく有料道路の過剰な整備ではなかったのか疑問がもたれるところである。

#### 島大橋有料道路

「島大橋有料道路」は、1,031,407 千円の損失を予想しているが、状況を分析すると以下ようになる。

平成 20 年度 未償還額 1,835,219 千円

平成 32 年度 未償還額 1,031,407 千円

この様に、将来は未償還額が約 8 億円減少する予想となっている。この期間の収入予想は、現在の実績値をやや下回るものであるが過去 3 年の収入減少を考えると損失は拡大する可能性がある。

今後の状況を注視し、方針を定期的に再検討することが望まれる。

#### (2) 監査結果(意見)

「長良川右岸有料道路」の当初予想が大幅に下回っている現状においては、岐阜県が今後、道路公社の抜本的な方針を示す場合には、有料道路に関係する周辺道路の建設等についても総合的に考慮する必要があるだろう。

### 4. 債務保証及び貸付金に対する損失の発生可能性について

#### (1) 概算による損失額の推定

現在、道路公社で営業している 5 つの路線について無料開放までの状況を概算で計算してみると以下ようになる。

#### 飛騨美濃有料道路

有料道路は料金徴収期間を通じて、支出した総資金を通行料金で全額回収することを前提に事業を開始するが、料金徴収期間満了日の平成 22 年 3 月末予想借入金残高 535,755 千円に岐阜県出資金 432,297 千円を含めた、968,052 千円が通行料金で回収できなかった金額と推計され、同額が損失となる。

#### 中津川有料道路

料金徴収期間満了日の平成 21 年 10 月予想余剰金残高 1,137,353 千円より岐阜県出資金 530,000 千円を差し引いた、607,353 千円が支出した総資金以上に通行料金で回収した金額と推計され、同額は余剰金となる。

#### 長良川リバーサイド有料道路

料金徴収期間満了日の平成 29 年 3 月末予想余剰金残高 594,591 千円より岐阜県出資金 280,000 千円を差し引いた、314,591 千円が支出した総資金以上に通行料金で回収した金額と推計され、同額は余剰金となる。

#### 島大橋有料道路

料金徴収期間満了日の平成 32 年 12 月予想借入金残高 16,407 千円に岐阜県出資金 1,015,000 千円を含めた、1,031,407 千円が通行料金で回収できなかった金額と推計され、同額が損失となる。

#### 長良川右岸有料道路

料金徴収期間満了日の平成 43 年 3 月末予想借入金残高 2,451,919 千円に岐阜県出資金 560,000 千円を含めた、3,011,919 千円が通行料金で回収できなかった金額と推計され、同額が損失となる。

### (2) 監査結果(指摘)

以上、5 つの路線についての概算では総合計で 4,089,434 千円の損失となるが、上記 、 、 の 3 路線でほぼ収支がバランスしており、 、 の 2 路線の収支が損失の大半を占めている。

道路公社では、平成 17 年度第 1 回役員会において、厳しい経営状況を踏まえて、「経営改善計画(案)」が検討されている。その中では公差制度の活用や運営資金を市中銀行借入より岐阜県からの無利子借入等の活用に転換し損失補填引当金を充当後の収支差試算額マイナス 27 億 3 千 4 百万円の圧縮を検討している。

また、当時はすでに「長良川右岸有料道路」の事業運営は厳しい状況にあり、道路公社でできる最大の努力をしてもある程度は道路公社では補填できないものが残ることも認識されていた。

現在、大きな損失が見込まれている「島大橋有料道路」と「長良川右岸有料道路」の平成 17 年度第 1 回役員会開催当時の状況は、「島大橋有料道路」が累積の実績交通量は累積の計画交通量を上回っているものの、平成 15 年度より毎年の実績交通量が計画交通量を下回る状況になり、平成 16 年度実績では達成率が 94.1%であった。

また「長良川右岸有料道路」は供用当初の計画交通量 1,198,295 台に対する実績交通量 352,795 台の達成率 29.4%を最高に以後減少傾向が続き、平成 16 年度達成率は計画交通量 1,811,860 台に対し実績交通量 332,824 台と 18.3%の低いものであった。

その後、「島大橋有料道路」は毎年度達成率の低下が続き事業運営は厳しいものに変化した。「長良川右岸有料道路」の達成率は平成 19 年度に前年度の 10.4%より 17.3%に改善したが、増加の要因は「岐阜美濃線」の長良川上流部分が供用を開始したもので交通量増加の期待に反して、そのインパクトは小さなもので、依然、達

成率は低いままの状態であった。

また、「島大橋有料道路」と「長良川右岸有料道路」の2路線については無料開放時期がそれぞれ平成32年12月と平成43年4月の遠い将来にかかわる推定計算であるため今後の状況変化によっては収支のバランスが大きく異なることも考えられるが、現時点においては岐阜県からの出資金（約28億円）及び今後必要と見込まれる貸付金（約10億円）は回収不能となる可能性が高い。

よって、岐阜県は将来を踏まえた対応策を考える必要がある。

## 5. 岐阜県と道路公社の関係について

### (1) 岐阜県の対応の不十分性（指摘）

岐阜県においては、自ら財政の健全化を図っていくことが求められる。

特に、岐阜県が債務保証等を行っている道路公社に係わる債務については、公的存在故に本来求められる民間企業と同様な市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営が著しく悪化している現在の状況においては、将来的に岐阜県の財政に深刻な影響を及ぼす危険性が高い。

岐阜県は道路公社の設立母体として道路公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有しており、これまでに実施されてきた組織の改善やコスト縮減等において指導監督の努力は認められるものの抜本的な解決には至っていない。また、それらの対応についても遅れてしまったと判断せざるを得ない。

このため、岐阜県は、道路公社の抜本的改革を行い将来の岐阜県の財政に及ぼす影響を可能な限り縮小するよう管理する必要がある。

### (2) 今後の方針決定の必要性（指摘）

岐阜県は、現在道路公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、事業継続の是非を判断する必要がある。その過程では第三者の検討を受ける必要があり「経営検討委員会」等の設置や必要により外部監査を活用することも考慮に入れてもよいのではないかと判断される。その結果、債務整理を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図ることも考えられる。

道路公社が、営業している5つの路線のうち「飛騨美濃有料道路」と「中津川有料道路」については平成21年度に無料開放されて岐阜県に移管される。残りは3つの路線となるが、料金徴収方法はすべて自動収受機による方法であり管理事務所に職員を配置する必要もなく、実質的に道路公社の事務管理が中心業務となる。現在までに組織体制のスリム化をはかり事務組織の3公社（住宅供給公社、土地開発公社、道路公社）兼業体制や経費削減等を実施してきたが、現在の経営状況を根本的に改革するような内容とはなっていない。

岐阜県は、このような状況にある道路公社が独立した存在として必要であるか否か、場合によっては、道路公社の解散も視野に入れた各種の検討が必要である。

### ( 3 ) 指導監督のありかたについて ( 指摘 )

岐阜県は道路公社設立母体として道路公社が適切な経営を行なっていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の道路公社の経営状態を見てみると、結果的には、過去の岐阜県による指導が不十分であったことが推察される。

道路公社は、独立採算を前提に、国や民間資金からの借入金等で調達した資金によって、有料道路等の新設を行い、利用者から徴収した料金収入で維持管理費等の費用や借入金等を長期にわたって償還することになる。

岐阜県は、道路公社が借入金等を調達する場合に、設立母体として債務保証を行うほか、直接の貸付を実施して道路公社を支援している。また、岐阜県は道路公社の予算、事業計画及び資金計画等に関する承認権限を有しており、必要に応じて適切な指導をする権限と責務を有している。

道路公社役員には岐阜県関係者が任命され人的にも関係が深いうえに岐阜県関係の監査等が定期的実施されている。

その中で岐阜県主管課が行った過去3年分の検査結果を検証したが、道路公社の経営改善を求める内容は見当たらなかった。

結果、道路公社の事業運営は年々厳しさが増すこととなり、最終的には道路公社では投下資金を回収できないと予想される状況となった。

従って、岐阜県は、通常の指導監督による経営改善には限界があると考えられることから、道路公社の解散も視野に入れた抜本的改革を指導すべきである。

### ( 4 ) 経営責任の明確化と運営体制の改革 ( 指摘 )

道路公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。

役員を選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。



## 【社団法人 岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について】

### ．岐阜県森林公社の概要

#### 1．団体名

社団法人 岐阜県森林公社

#### 2．所管課

岐阜県 林政部 治山課

#### 3．設立年月日

昭和41年11月1日

#### 4．沿革

昭和41年11月	「(社)岐阜県林業公社」設立
12月	第1期分収林計画により分収林契約を開始
昭和42年6月	林道測量受託事業開始
昭和44年1月	(社)木曾三川水源造成公社が設立
昭和49年10月	県より白山スーパー林道の移管を受ける
昭和50年11月	治山事業の測量受託を開始
昭和51年4月	第1期分収林計画を策定
昭和52年4月	高山出張所を飛騨総合庁舎に開設
8月	白山スーパー林道供用開始
昭和59年12月	森林整備法人に認定される
昭和61年4月	第2期分収林計画を策定、間伐事業を開始
昭和62年11月	白山スーパー林道の2車線化が完成
平成5年7月	白山林道施設整備計画検討委員会が開催
平成8年4月	第3期分収林計画を策定、グリーンバンク事業を開始
平成9年3月	「(社)岐阜県森林公社」に改称 林業労働力確保支援センターを設置
12月	分収林機能高度化資金の利用により支払い利息を軽減
平成10年4月	公社理事長、専務理事、総務課長が木曾三川公社の役職を兼務
平成11年3月	県営林受託事業の実施を決定
5月	第4期分収林計画を見直す
平成12年5月	新規分収造林にかかる分収割合の変更を決定(7:3)
平成13年4月	県借入金の金利が軽減(3.5%→2.0%)措置される
平成14年4月	県借入金の金利が軽減(2.0%→0%)措置される 新規借入先が県から市中金融機関へ変更措置される 市中金融機関からの借入金に対する利子補給制度が措置される

平成14年 5月	新規造林計画を凍結する
9月	県に公益森林整備協議会が設置される
平成15年 5月	保育事業施業基準の一部見直し
9月	公益森林整備協議会より「森林公社経営改革のための提言」を受けける
9月	利用間伐を開始
平成16年 3月	「森林公社経営改革のための行動計画書」を作成
4月	長伐期施業へ施業体系を見直す
8月	「飛騨・加賀花街道整備5ヶ年計画」(白山スーパー林道)を開始 施業転換資金活用により借り換えを実施(公庫支払利息の軽減)
平成17年 4月	分収契約期間及び主伐開始時期の延長手続きを開始
6月	公庫借入金の任意繰上償還を実施
平成18年 5月	第 期分収林計画を策定(新規造林計画はなし、長伐期施業)
平成19年 3月	林道及び治山事業の測量等受託事業を休止
10月	白山スーパー林道経営改善計画を作成(整備5カ年計画を含む)
平成20年 3月	森林公社経営改善プランを作成

## 5. 設立目的

### (1) 定款に定める目的

公社は、岐阜県における造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進その他県土の緑化の推進並びに特定森林地域開発林道の維持管理を行うことにより森林生産力の増大を図るとともに、水資源の確保、県土保全及び林野の高度利用並びに森林整備を担う林業労働力の確保を図りあわせて農山村経済力の振興と住民の福祉の向上により産業の進展に寄与することを目的とする。

### (2) 設立の経緯

昭和41年11月に、県、市町村並びに県森林組合連合会等を社員として、社団法人岐阜県林業公社が設立され、平成9年3月に、社団法人岐阜県森林公社と名称を変更した。

設立当時は、戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大、を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっていた。

このため、国においては、昭和33年に分収造林特別措置法が施行され、木材の安定供給と森林復興のための森林資源造成政策が推進された。

また、分収造林推進要綱において、昭和55年度末までに、全国で50万haの分収造林目標が提示され、こうした国策を受けて、公社は、民間ではできない奥地の

森林整備に取り組むこととなり、資金上の制約や組織の弱体等から、森林所有者や森林組合等による自主的な造林が困難な場合に、県、市町村に代わって、分収方式による造林を行うこととなった。

## 6. 主な事業内容

### (1) 定款に定める事業内容

造林又は育林に関する事業

分収方式による造林又は育林の促進に関する事業

森林の管理及び経営、森林及び林業に係る調査、森林土木事業の設計積算及び施工管理等それらの受託に関する事業

特定森林地域開発林道の整備及び維持管理に関する事業

林業労働力の確保に関する事業

森林、林業に関する啓蒙普及及び緑化の推進に関する事業

農山村の経済及び文化の振興のために必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業

### (2) 具体的な実施事業

分収造林事業

分収造林特別措置法（昭和33年法律57号）に基づいて、土地所有者から預かった土地に、公社が造林者と費用負担者となり、スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来生長した木材を伐採したときに土地所有者と収益を分収する事業である。

事業を実施するための財源は、補助金の他は日本政策金融公庫及び県からの長期借入金を財源としている。なお、平成14年度からは県に代わって市中金融機関からの借入金となっている。

1団地は概ね5ha以上の規模の土地に造林をする。分収割合は、土地所有者が4割、公社が6割である。（平成12年5月29日以後の分収造林契約においては、土地所有者が3割、公社が7割である）分収造林地の造成は、県下28市町村で実施され、昭和41年度から平成17年度までの実績は、14,347haである。植栽樹種別の面積割合は、スギ32%、ヒノキ64%、その他4%となっている。所有形態別の面積は、公有林14.9%、私有林85.1%で、私有林のうち個人有林が45.1%、記名・慣行共有林が22.6%、会社等法人6.7%、神社寺有林5.4%、組合有林5.3%、学校有0.1%となっている。年齢別面積では、4年齢級（16～20年生）から9年齢級（41～45年生）の占める割合が90%を占め、分収林の全てが今後も間伐を主とした保育施業を実施していく必要のある育成途上の森林である。

なお、長期借入金の増嵩のため、現行の分収方式の新規造林契約は平成14年以降凍結し、今後は既契約森林を適正に維持管理していくこととしている。

また、平成16年度からは、森林の持つ公益的機能をより高度にかつ持続的に

発展させるため、施業体系を、標準伐期施業から長伐期施業に全ての契約地において転換した。

長伐期施業転換に伴い、分収造林契約期間及び主伐の時期を延長するための契約変更をする必要が生じ、平成17年度から実施しているが、平成20年度、国の支援施策「美しい森林共同整備特別対策事業」に則して、分収造林契約の長伐期化及び非皆伐施業の推進を目的として「美しい森林共同整備岐阜県協議会」を設立し、協議会事業として契約変更の支援を実施することとしている。

#### 分収育林事業

昭和58年に改正された分収育林特別措置法に基づき、公社が育林地所有者から預かった育成途上にある造林木を、一般から募集した「緑のオーナー」(育林費用負担者)と土地所有者と公社が契約を結び、公社が伐期まで育林管理し、伐採したときに得られる収益を3者で分収する事業である。

分収割合は、費用負担者：土地所有者：公社 = 50：45：5 である。都市住民などの参加による山村地域の活性化と健全な森林づくりに貢献してきた事業である。

#### 家族ぐるみの森林造成事業

昭和63年度に実施された「ぎふ中部未来博」の記念として、家族ぐるみの労力提供による植栽から保育までの一貫作業を実施し、森林に対する愛着と認識を深めるための分収方式による事業である。

土地所有者から土地を借り、一般募集した各オーナーに対して、保育作業の指導を行いながら、造林地の管理を実施している。分収割合は、費用負担者：土地所有者：公社 = 55：40：5 である。

#### 白山林道事業

特定森林地域開発林道「白山スーパー林道」の維持管理及び整備をする事業である。

昭和49年、森林開発公団が建設し県に移管、その後公社に移管されたもので、再整備後、昭和52年から有料道路として供用開始した。

石川県白山市と白川村を結ぶ、全延長 33.3 km の林道で、岐阜県側 14.7 km 区間の管理及び運営をしている。

#### 林業労働力対策事業

県内の森林技術者数は、林業の採算性の悪化や山村の過疎化、高齢化の進行により、減少している。このため、林業労働力の確保を図るための各種対策事業を実施する組織として、県から「林業労働力確保支援センター」として指定され、平成9年度から、公社が関連事業を行っているものである。

支援センターの業務として、新たに林業に就業しようとする者や林業技術の習

熟度に応じて、林業就業支援研修、緑の雇用担い手対策事業の集合研修及びリーダー養成のための林業就業者リーダー養成研修等を実施している。

雇用する側である林業事業体に対しても、雇用管理の改善を促進するための雇用管理セミナーの開催や雇用情報の収集、提供を実施している。

林業就業希望者に対し、相談窓口の設置や森林の仕事ガイダンスを開催し、就業に関する相談等を実施している。

#### 受託事業

県、市町村からの受託により、林道・治山の調査、測量及び設計等の事業を実施する。

公社が行う事業は、公共事業のうち特に民間企業の参入が難しい部門を補うことなど、行政の補完機能を果たすために取り組んできた。

最近では、公共事業の予算縮減による事業量の減少や、民間企業の育成による参入者が増え、民間企業の業務執行体制が整ったことから、平成18年を以て、森林公社の測量設計等の業務を休止することとした。今後は、林道災害の対応や森林経営に関する調査等、出資者の緊急要請に対応できる体制の維持のみとしている。

#### グリーンバンク事業

公共事業の施工に伴い不用となった既存樹木を緑化木として有効活用するため、県からの情報提供を受けて、公社が調査・移植をするシステムの事業である。

平成8年度から実施しているが、樹木のストックヤードが無いため、樹木の提供者と受け入れ先の調整が困難で、対象となる事業がここ数年発生していない。

#### 県営林受託事業

平成11年度から、143箇所、7,795haの県営林(県有林及び県行造林)の保育及び管理事業を県から受託して実施しているものである。

## 7. 組織体制

### (1) 人員

(平成21年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	2	1	1	-
正規職員	18	5	-	13
計	20	6	1	13

正規職員には業務管理指導員6人、嘱託員1人、日日雇用職員3人は含まない。

8．岐阜県からの貸付金及び損失補償額

平成21年3月31日現在の貸付金残高 14,552,340千円

(今回の監査では、岐阜県林業経営資金貸付金のみを監査対象とした。)

平成21年3月31日現在の損失補償残高 16,538,348千円

9．直近5期の貸借対照表

平成16年度～平成18年度の事業報告書は旧方式で作成されていたが期間比較のため下記の表では新様式に組替している。

(1) 貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目 / 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産の部					
1．流動資産	618,792	470,291	618,756	349,546	392,972
2．固定資産					
(1) 基本財産	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480
(2) 特定財産					
分収造林勘定	34,737,318	35,317,775	35,853,697	36,204,699	36,565,863
その他	298,683	333,444	170,789	179,061	190,066
特定資産合計	35,036,002	35,651,219	36,024,487	36,383,761	36,755,930
(3) その他の固定資産					
構築物	1,644,157	1,644,157	1,644,157	1,644,157	1,644,157
その他	232,761	226,848	175,705	174,874	168,428
減価償却累計額*	986,432	990,748	948,913	1,546,069	1,561,689
その他の固定資産合計	890,486	880,257	870,948	272,962	250,896
固定資産合計	35,931,968	36,536,957	36,900,916	36,662,203	37,012,306
資産合計	36,550,761	37,007,248	37,519,672	37,011,750	37,405,278
負債の部					
1．流動負債	342,823	264,681	355,738	168,671	220,551
2．固定負債					
公庫借入金	12,579,041	10,789,917	9,507,831	9,286,925	9,151,317
市中銀行借入金	2,448,253	4,798,818	6,585,427	6,998,762	7,387,030
県借入金	15,237,283	15,237,098	15,294,114	15,324,221	15,361,095
県借入金未払利息	5,489,109	5,489,109	5,489,109	5,489,109	5,489,109
その他	265,837	262,762	165,802	174,209	183,998
固定負債合計	36,019,524	36,577,706	37,042,285	37,273,227	37,572,550
負債合計	36,362,347	36,842,388	37,398,023	37,441,899	37,793,102
正味財産の部					

1 . 指定正味財産	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480
2 . 一般正味財産 *	182,933	159,380	116,168	435,629	393,303
正味財産合計	188,413	164,860	121,648	430,149	387,823
負債及び正味財産合計	36,550,761	37,007,248	37,519,672	37,011,750	37,405,278

\* 新公益法人会計基準の施行に伴い、平成 19 年度に白山林道事業の過年度減価償却費 571,205 千円を計上したため、同年以降の減価償却累計額は著しく増加している。

．外部監査の結果

１．分収造林事業の将来計画について

（１）概要

社団法人岐阜県森林公社（以下、森林公社という。）は、昭和 41 年から平成 109 年までの長期収支試算を作成し、ホームページで公開している（<http://www.gifu-shinrin.or.jp/gaiyou/shiryō.html>）。平成 21 年度の試算結果を要約すると、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	S41-50	S51-60	S61-H7	H8-17	H18-27	H28-37	H38-47
販売収入	0	0	0	15	379	1,032	3,528
補助金	661	3,107	6,094	8,532	5,278	5,405	4,226
借入増加	2,208	7,851	10,268	18,773	11,611	13,791	15,316
その他	42	161	274	529	235	158	113
収入合計	2,911	11,119	16,637	27,851	17,505	20,387	23,184
事業費	2,546	8,649	10,848	12,628	5,249	4,652	2,607
間接費	345	2,418	5,374	5,960	4,203	4,210	4,845
借入返済	9	27	333	8,873	7,871	11,243	14,367
その他	0	14	31	434	204	281	1,363
支出合計	2,901	11,109	16,587	27,898	17,528	20,387	23,184
当期収支	10	9	50	-47	-22	0	0
収支累計	10	20	70	22	0	0	0

	H48-57	H58-67	H68-77	H78-87	H88-97	H98-109	計
販売収入	5,310	10,306	24,165	23,339	15,892	4,596	88,567
補助金	3,620	4,064	4,221	2,467	721	17	48,419
借入増加	20,232	25,748	18,721	7,764	1,242	0	153,529
その他	77	37	10	1	0	0	1,642
収入合計	29,241	40,156	47,120	33,572	17,856	4,614	292,159
事業費	879	75	0	0	0	0	48,137
間接費	6,704	7,503	5,754	3,404	1,608	1,059	53,391
借入返済	19,404	28,139	31,245	20,343	10,205	1,463	153,529
その他	2,252	4,438	10,120	9,824	6,042	1,582	36,592
支出合計	29,241	40,156	47,120	33,572	17,856	4,105	291,651
当期収支	0	0	0	0	0	508	508
収支累計	0	0	0	0	0	508	508



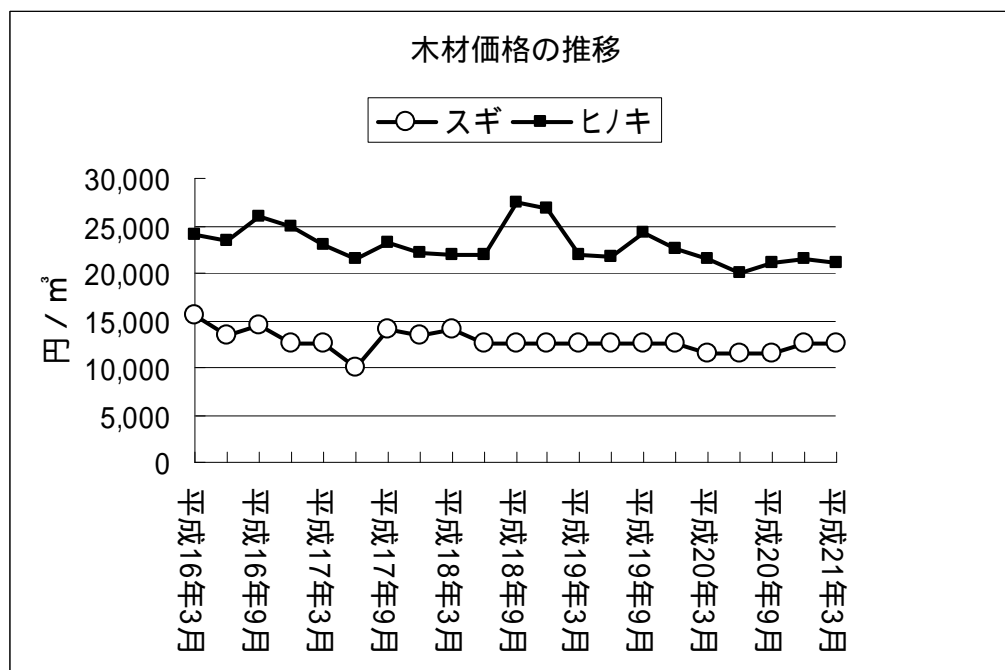
(2) 監査の結果（指摘）

長期収支試算によると、事業完了までの収支は合計で約5億円の収支黒字となっている。しかし、次節以降で詳述しているように、収支に影響を及ぼす要因として金利、販売単価、収穫時の歩留率などがあり、これらの要因が長期収支に及ぼす影響額を示すと以下ようになる。

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7%（現状）	-
	2.5%	93億円
	3.5%	208億円
販売単価（1m <sup>3</sup> ）	スギ 1,000円下落	15億円
	ヒノキ 1,000円下落	23億円
歩留率	スギ 10%低下	3億円
	ヒノキ 10%低下	39億円

（注）1．金利変動の影響額は岐阜県からの利息補填を受ける前（即ち実質）の影響額である。

2．スギやヒノキの販売価格は長さや径ごとに異なり、また市場（共販所）によっても異なるが、過去5年間の価格は、例えば飛騨共販所における長さ4m径20～28cmスギの場合、10,000円～15,500円の範囲で変動しており、また、岐阜共販所における長さ4m径16-28cmヒノキの場合、20,000円～27,500円の範囲で変動が見られた（グラフ参照）。従って数千円の価格変動は今後も頻繁に生じると考えられる。



（注）岐阜県内には、岐阜県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）の木

材市場が3市場（岐阜共販所、飛騨共販所及び東濃共販所）があるが、森林公社の取引量はスギについては飛騨共販所が最大（77%）であり、ヒノキについては岐阜共販所が最大（55%）であるため、サンプルについてもスギは飛騨共販所の平均価格を、ヒノキは岐阜共販所の平均価格を抽出した。規格については中程度を目安とし、スギについては長さ4m径20-28cmを、ヒノキについては長さ4m径16-28cm（規格変更により平成21年3月は長さ4m径24-28cm）を用いた。

このことから、前提条件の変化によって数十～百億円程度の収支は容易に変化してしまい、変化の方向によっては森林公社は借入金を返済することができず、結果的に将来岐阜県が負担する可能性は十分に考えられる。このように長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。

即ち、森林公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。

## 2. 社団法人木曾三川水源造成公社との統合

### (1) 概要

岐阜県内を事業対象地域として分収造林事業を実施する森林整備法人は社団法人岐阜県森林公社の他に社団法人木曾三川水源造成公社がある。両法人を比較すると以下のようなものである。

	社団法人岐阜県森林公社	社団法人木曾三川水源造成公社
定款に定める事業内容	造林又は育林に関する事業 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業 森林の管理及び経営、森林及び林業に係る調査、森林土木事業の設計積算及び施工管理等それらの受託に関する事業 特定森林地域開発林道の整備及び維持管理に関する事業 林業労働力の確保に関する事業	造林又は育林に関する事業 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業 造林、育林、森林の調査及び管理の受託に関する事業 森林、林業その他緑化に関する啓発・普及事業 森林の取得及び管理に関する事業 治山事業の促進に関する事業

	森林、林業に関する啓蒙普及及び緑化の推進に関する事業 農山村の経済及び文化の振興のために必要な事業 その他公社の目的を達成するために必要な事業	その他公社の目的を達成するために必要な事業
所管官庁	岐阜県林政部治山課	同左
出資者の状況	岐 阜 県 262 口 岐阜県内市町村 171 口 森 林 組 合 93 口 そ の 他 22 口 合 計 548 口	岐 阜 県 400 口 愛 知 県 200 口 三 重 県 100 口 名 古 屋 市 100 口 県 内 市 町 村 26 口 森 林 組 合 28 口 合 計 854 口
主たる事務所	岐阜県県民ふれあい会館 第 1 棟 9 階	同左

## (2) 監査の結果(意見)

社団法人木曾三川水源造成公社は東海三県における水需要の増大や、水害対策の必要から、木曾三川の上流地域において水源林を造成することを目的として設立されたという経緯があり、治水目的の比重が社団法人岐阜県森林公社に比べて高いという点で違いがある。しかし社団法人木曾三川水源造成公社が実際に行っている主要な事業は森林整備事業であり、その内容は社団法人岐阜県森林公社の事業と変わるところはない。

同じ岐阜県内を事業領域として同一事業を行う外郭団体が別々に存在することは、間接部門で働く職員や設備が重複したり、隣接する事業エリアにおいて集約的作業が行えないなど、経済性の観点からは明らかに不効率である。このため岐阜県は両社団法人の統合を図ることが望ましい。

なお岐阜県としても、両社団法人の事務所を同一場所に設置したり、兼務職員を配置するなど一定の努力が見られるが、完全な統合による効果と比較すれば不十分な状態である。社団法人木曾三川水源造成公社は2県1市(愛知県、三重県及び名古屋市)から出資されているため、2県1市(愛知県、三重県及び名古屋市)との調整が必要となるが、統合に向けて強力に取り組んで行くことが望まれる。

### 3. 貸付金の事務手続きのフローについて

#### (1) 概要

県は、森林公社が行う造林事業に必要な経費について、岐阜県林業経営資金貸付規則に従い資金の貸付けを行っている。貸付金の事務手続きは、以下のとおりである。

県は、毎年度予算段階において、森林公社への貸付金予算を決定する。

森林公社は、県に「林業経営資金貸付申請書（事業計画書、収支予算書、その他知事が必要と認める書類を添付）」を提出する。

県は、「林業経営資金貸付申請書」を受理し、内容を審査の上、貸付けの可否を決定する。

県は、森林公社に対し「林業経営資金貸付決定通知書」を交付する。

森林公社は、県に「借入証書」を提出する。

県は、森林公社に対し貸付けを実行する。

森林公社は、翌年度の5月末日までに「林業経営資金貸付事業実績報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他知事が必要と認める書類を添付）」を県に提出する。

#### (2) 監査の結果（指摘）

貸付金の事務手続きを検討した結果、貸付金の事務手続きは上記 から に従い行われており特段の問題はみられなかった。

ただし、「林業経営資金貸付申請書」に添付される事業計画書・収支予算書等は、年度事業計画書・年度収支予算書である。

森林公社の造林事業は、今後89年にも及び長期の事業であり、また、貸付金の償還期間も最長で60年と非常に長期となる。年度事業計画書・年度収支予算書だけでなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。

### 4. 損失補償の事務手続きのフローについて

#### (1) 概要

県は、森林公社の造林事業に必要な経費のために行う日本政策金融公庫又は市中銀行からの借入れについて損失補償をしている。損失補償の事務手続きは、以下のとおりである。

県は、毎年度予算段階において、森林公社の日本政策金融公庫又は市中銀行からの借入金に対する損失補償限度額を決定する。

森林公社は、日本政策金融公庫又は市中銀行に対し借入れの申込みを行う。

森林公社は、日本政策金融公庫又は市中銀行からの要請により県に対し損失補償契約の締結を依頼する。

県は、損失補償契約額が予算段階の損失補償限度額内であるか否か等の審査を行い、損失補償契約の可否を決定する。

県は、日本政策金融公庫又は市中銀行との間で損失補償契約を締結する。

日本政策金融公庫又は市中銀行は、森林公社に対し貸付けを実行する。

## (2) 監査の結果(指摘)

損失補償の事務手続きを検討した結果、損失補償の事務手続きは上記 から に従い行われており特段の問題はみられなかった。なお、森林公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からのすべての借入金について損失補償契約が締結されていることを確認した。

ただし、森林公社は、今後市中銀行借入れに大きく依存した資金繰りを計画しており、現在の試算によれば、市中銀行借入金残高は平成 67 年に最高で 262 億円となると見込まれる(平成 21 年 3 月末現在の残高は 73 億円)。今後 47 年の間にさらに 189 億円もの資金を市中銀行から調達することになり、県は巨額な損失補償契約を求められることになる。今後県としてどこまでの損失補償を行っていくべきか、適正な損失補償水準を見極め、毎年度の損失補償の可否を決定していく必要がある。

## 5. 長期収支試算の計算方法について

### (1) 木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動

#### 概要

分収造林事業の将来計画について森林公社は長期収支試算を作成している。当該試算は昭和 41 年から平成 109 年までの 132 年の収支計算を行っており、平成 109 年の最終年度においての累計収支は 508 百万円の黒字となると試算している。

この試算はある一定の主伐収入試算条件を前提とした計算であるので、前提条件(以下、パラメーターと称す)が実績と乖離すると計算結果は大きく変動する。

パラメーターは 木材の販売単価、 木材の歩留率(主伐販売材積の変動)、 借入金の金利とする。この 3 つのパラメーターが変動すると長期収支試算は変動する。

木材の販売単価が変動すると主伐収入、収穫間伐収入、利用間伐収入等が変動し長期収支試算は変動する。

森林公社が行った平成 21 年度の長期収支試算に適用した木材の販売単価は以下の表のとおりであり、県森連の 3 市場(岐阜共販所、飛騨共販所及び東濃共販所)で形成された直近 5 年間(平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月)の各々の平均単価について、森林公社の各市場での取引量に応じた加重平均値を計算して適用している。

平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月の間の 5 年間の平均 (単位:円 / m<sup>3</sup>)

樹種		スギ		ヒノキ		マツ類
材長 (m)	径級 (cm)	二番玉	元玉	二番玉	元玉	省略
3	14~18	11,024		26,453		
4	20~28	13,014		23,340	42,184	
4	30以上		24,079			

- (注) 1.例えば、スギ(長さ4m 径20~28cm)の設定単価 13,014 円/m<sup>3</sup>は、岐阜共販所における直近5年間の平均価格 14,195 円/m<sup>3</sup>、飛騨共販所における同 12,667 円/m<sup>3</sup>及び東濃共販所における同 13,812 円/m<sup>3</sup>について、各市場での取引量の構成割合 22%、77%、1%による加重平均値を算定して設定している。
- 2.前掲のグラフに用いたヒノキのサンプルからも分かるように、森林公社が分類上用いる規格と共販所における規格はやや異なる場合があるが、長期収支を計算する目的から、市場の類似する規格を森林公社の設定した規格に当てはめる方法をとっている。

#### 監査の結果(指摘)

仮にスギの販売単価が1,000円低下すると公社の長期収支試算の最終年度累計金額は995百万円の赤字となる。販売単価を変動させる前の森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は508百万円の黒字であったので、1,504百万円採算が悪化することとなる。

次にスギに加えてヒノキの販売単価も1,000円低下すると森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は3,344百万円の赤字となる。販売単価を変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は508百万円の黒字であったので、3,852百万円採算が悪化する。

このように、販売単価の変動により、長期収支試算の計算結果は大きく変動し、森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。将来において販売単価がいくらになったら長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い県民に示すべきである。

#### (2) 木材の主伐販売材積(歩留率)の変動による長期収支試算の変動

##### 概要

主伐販売材積は一定の仮定を置いて計算しているため、仮定と実績が乖離すれば、材積が変動する。

主伐販売材積は森林整備区分別の1ha当たり主伐販売材積に森林整備区分別面積を乗じて計算している。

森林整備区分別の1ha当たり主伐販売材積は整備区分別1ha当たり幹材積に歩

留率（幹材積に対する利用率）を乗じて計算している。

整備区分別 1 ha 当たり幹材積は全ての材木が一定の品質があるものとして計算しているが、材木の品質が悪ければ材積は少なくなる。

具体的には整備区分別 1 ha 当たり幹材積は「平成 4 年岐阜県林政部発行収穫予想表」から地位級を 3 又は 4 として計算している。仮に実際の地位級がさらに悪くなった場合、整備区分別 1 ha 当たり幹材積は少なくなる。

歩留率は整備区分別、樹種別に 40% から 80% の間で設定している。実際の歩留率が仮定よりも悪い場合には 1 ha 当たり主伐販売材積は少なくなる。

この仮定の妥当性は主伐が始まる平成 57 年になって明らかになる。

（歩留率）

樹種	スギ	ヒノキ
循環利用林 A	80%	75%
循環利用林 B	65%	60%
環境保全林	50%	45%

監査の結果（指摘）

仮にスギ(主伐)の循環利用林 A の歩留率が現在の 80% の仮定から 10% 低下し 70% となった場合、公社の長期収支試算の最終年度累計金額は 159 百万円の黒字となる。歩留率を変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は 508 百万円の黒字であったので、349 百万円採算が悪化することとなる。

次にスギの循環利用林 A の歩留率が現在の 80% の仮定から 10% 低下し 70% となり、かつ、ヒノキ(主伐)の循環利用林 A の歩留率が現在の 75% の仮定から 10% 低下し 65% となった場合、公社の長期収支試算の最終年度累計金額は 3,733 百万円の赤字となる。歩留率を変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は 508 百万円の黒字であるので、4,241 百万円採算が悪化することとなる。

このように、地位級や歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材積の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。将来において歩留率がいくらになったら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い、県民に示すべきである。

（3）金利の変動による長期収支試算の変動

借入金利息について

森林公社は、県、日本政策金融公庫及び市中銀行から借入れを行っているが、借入金利息について、県から以下のような補助を受けている。

（ア）県に対する借入金利息

森林公社は、昭和 41 年度から平成 12 年度までは 3.5%の利率で、平成 13 年度は 2.0%の利率で県から借入れを受けてきた。なお、昭和 41 年度から平成 13 年度までの 36 年間の利息は 54 億円にのぼり、全額未払いとなっている。これについては、約定に従い借入金返済時に全額支払うこととなっている。

また、平成 14 年度以降はすべての借入金について利率がゼロ%とされ、支払利息は発生していない。なお、県は、利率をゼロ%にしたことについて、国から森林公社への貸付金残高に対し、毎年長期プライムレートの利息計算により、50%程度の特別交付税を受けている。

(イ) 日本政策金融公庫に対する借入金利息

森林公社は、日本政策金融公庫に対する借入金利息について、県から国の要綱に基づき、10%程度の利子助成補助金を毎年受領している。

(ウ) 市中銀行に対する借入金利息

森林公社は、市中銀行に対する借入金利息について、県から毎年支払利息全額を補助金として受領している。なお、県は、一旦、市中銀行の借入金利息全額を負担するが、そのうち 50%程度については特別交付税を受けている。

設定利率と支払利息の変動について

森林公社のシミュレーション（長期収支試算）は、日本政策金融公庫に対する借入利率が 1.7%から 1.85%、市中銀行に対する借入利率が 1.7%で設定され、試算されている。しかしながら、当該シミュレーションは、今後 89 年にも及ぶ長期の試算であり、今後とも借入利率が森林公社の設定した 1.7%で推移していくかどうか疑問である。ここで、過去 20 年の日本政策金融公庫からの借入利率を示すと以下ようになる。

H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11
5.25%	6.50%	6.15%	5.20%	4.25%	4.25%	3.10%	2.90%	2.10%	1.30%

H1 2	H1 3	H1 4	H1 5	H1 6	H1 7	H1 8	H1 9	H20	H21
1.90%	1.70%	1.60%	1.20%	1.50%	1.60%	1.60%	1.80%	1.70%	1.70%

このように、日本政策金融公庫からの借入利率は過去 20 年間で、平成 3 年に最高の 6.50%、平成 15 年に最低の 1.20%を記録しており、また、上記の利率の過去 20 年平均は、2.87%となる。従って、森林公社の示すシミュレーション上の設定利率 1.7%は、過去の日本政策金融公庫からの借入利率から判断し低いものと言える。

そこで、シミュレーションの設定利率を 2.5%及び 3.5%とした場合の支払利息の発生額がどれくらいになるかを示してみる。なお、県借入金は利率ゼロのため、県借入金に係る支払利息への影響はない。



(平成 21 年度以降の支払利息の発生額)

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
1.7% (現状)	4,734	19,619	24,354
2.5%	5,284	28,320	33,604
3.5%	5,977	39,195	45,173

設定利率 1.7%と比較した場合の支払利息の発生増加額

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
2.5%	550	8,700	9,250
3.5%	1,243	19,575	20,819

森林会社の試算では、設定利率 1.7%で、平成 21 年度以降 89 年間の支払利息の発生額は 243 億円となる。これに対して、設定利率を 2.5%にした場合には 336 億円、さらに、設定利率を 3.5%とした場合には 451 億円の支払利息が発生すると見込まれる。このように設定利率を変化させると支払利息の発生額は著しく増加する。特に市中銀行借入金に係る支払利息が著しく増加するが、これは森林会社の今後の資金繰りが市中銀行借入に大きく依存しているためである。

ただし、森林会社は、日本政策金融公庫に対する借入金利息の 10%程度及び市中銀行借入金利息全額について県から補助を受けることになっているため、森林会社が負担する借入金利息は以下に示すように、日本政策金融公庫に対する借入金利息の 90%程度のみとなる。

従って、設定利率を変化させ支払利息が増加した場合にも、森林会社のシミュレーション上、借入金利息として支出が増加する一方で、借入金利子補助金として収入も増加するため、シミュレーション収支に与える影響額は以下に示すように発生増加額に比べ相当程度少額となる。

(平成 21 年度以降の支払利息のシミュレーション収支への影響額)(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
1.7% (現状)	4,254	0	4,254
2.5%	4,805	0	4,805
3.5%	5,498	0	5,498

設定利率 1.7%と比較した場合の影響額の増加額 (単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
2.5%	551	0	551
3.5%	1,244	0	1,244

監査の結果（指摘）

森林公社はシミュレーション上の設定利率を 1.7%としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率（過去 20 年の平均利率 2.87%）から判断し、現状の 1.7%は設定利率として低い。シミュレーションは長期かつ多額の借入金残高に基づく試算であり、設定利率如何で支払利息の発生額は著しく増減する。よって、森林公社は、シミュレーション上の設定利率を見直すべきである。

次に、「7. 今後の利息に対する補助金負担について」で後述するように、森林公社の対外的な支払利息は、主に県が補助金として負担していくことになっており、森林公社のシミュレーション収支は、森林公社の事業運営によって生じる支払利息全額のうちの一部が反映されるに過ぎない。森林公社のシミュレーション収支による長期収支の試算だけでなく、県が補助金として負担していく利息分も含めた、事業運営によって生じる支払利息全額による試算を行い経営の参考とすべきである。

6. 長期収支試算のシミュレーションのまとめ

(1) 概要

木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動、木材の主伐販売材積の変動による長期収支試算の変動、金利の変動による長期収支試算の変動により、長期収支試算のシミュレーションは大きく変動する。

(2) 監査の結果（指摘）

木材の販売単価、歩留率、金利の変動が長期収支試算の最終年度累計金額にどのような影響を与えるかというシミュレーションは下表のとおりである。森林公社は現在の財政状態だけでなく、下表の様なシミュレーションも広く県民に知らしめるべきである。

森林公社シミュレーション要約

(単位：百万円)

当初収支差額	販売単価下落	販売材積下落	金利上昇	影響金額	当初収支差額 - 影響金額
508	変動なし	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	0	508
			2.50%	551	43
			3.50%	1,244	735

		スギ循環利用林 A の歩留率 10%低下	変動なし (1.7%)	349	159
			2.50%	901	392
			3.50%	1,594	1,085
		ヒノキ循環利用林 Aの歩留率 10%低 下	変動なし (1.7%)	3,892	3,383
			2.50%	4,444	3,935
			3.50%	5,136	4,628
		スギ・ヒノキ循環利 用林 A の歩留率 10%低下	変動なし (1.7%)	4,241	3,733
			2.50%	4,793	4,285
			3.50%	5,486	4,979
	スギ単価 1,000 円低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	1,504	995
			2.50%	2,056	1,547
			3.50%	2,749	2,240
		スギ循環利用林 A の歩留率 10%低下	変動なし (1.7%)	1,776	1,267
			2.50%	2,328	1,819
			3.50%	3,020	2,511
		ヒノキ循環利用林 A の歩留率 10%低 下	変動なし (1.7%)	5,397	4,888
			2.50%	5,949	5,440
			3.50%	6,641	6,132
		スギ・ヒノキ循環利 用林 A の歩留率 10%低下	変動なし (1.7%)	5,668	5,159
			2.50%	6,220	5,711
			3.50%	6,913	6,404
	ヒノキ単価 1,000 円低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	2,348	1,839
			2.50%	2,900	2,391
			3.50%	3,592	3,084
スギ循環利用林 A の歩留率 10%低下		変動なし (1.7%)	2,697	2,189	
		2.50%	3,249	2,741	
		3.50%	3,942	3,433	
ヒノキ循環利用林 A の歩留率 10%低 下		変動なし (1.7%)	6,045	5,536	
		2.50%	6,597	6,088	
		3.50%	7,289	6,781	
スギ・ヒノキ循環利 用林 A の歩留率 10%低下		変動なし (1.7%)	6,394	5,886	
		2.50%	6,946	6,438	
		3.50%	7,639	7,130	
スギ・ヒノキ 単価 1,000 円 低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	3,852	3,344	
		2.50%	4,404	3,896	
		3.50%	5,097	4,588	

	スギ循環利用林 A の歩留率 10% 低下	変動なし (1.7%)	4,124	3,615
		2.50%	4,676	4,167
		3.50%	5,368	4,860
	ヒノキ循環利用林 A の歩留率 10% 低 下	変動なし (1.7%)	7,550	7,041
		2.50%	8,102	7,593
		3.50%	8,794	8,285
	スギ・ヒノキ循環利 用林 A の歩留率 10% 低下	変動なし (1.7%)	7,821	7,312
		2.50%	8,373	7,864
		3.50%	9,066	8,557

## 7. 今後の利息に対する補助金負担について

### (1) 概要

森林公社が平成 21 年度以降実質負担する借入金利息は、岐阜県に対する 54 億円と日本政策金融公庫に対する借入金利息の 90% 程度である。一方、岐阜県が補助金として負担する森林公社の借入金利息は、日本政策金融公庫に対する借入金利息の 10% 程度及び市中銀行に対する借入金利息の 50% 程度（岐阜県は、一旦、市中銀行の借入金利息全額を負担するが、そのうち 50% 程度について国から特別交付税を受ける）である。従って、森林公社の対外的な借入金利息は、主として県が補助金として負担していくことになる。下記に示すように、設定利率を現状の 1.7% とした場合、県は平成 21 年度以降平成 109 年までの総合計で 102 億円の借入金利息を補助金として負担していかなければならない。

また、設定利率を 2.5% とした場合には 146 億円、さらに、3.5% とした場合には 200 億円もの借入金利息を補助金として負担していかなければならない。

(平成 21 年度以降の県の利息に対する補助金負担額)

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
1.7%	479	9,809	10,288
2.5%	479	14,160	14,639
3.5%	479	19,597	20,076

### (2) 監査の結果 (指摘)

このように、県は、森林公社への貸付金に対する貸倒損失リスク及び森林公社の日本政策金融公庫借入金及び市中銀行借入金に対する損失補償リスクを負担する以外に、今後 89 年間の長期にわたって巨額の借入金利息を補助金として負担していかなければならない。県は、森林公社の事業運営のために巨額な借入金利息の補助金負担が必要となることについて、県民に十分な説明を行っていくべきである。

## 8. 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について

### (1) 概要

森林公社は、平成 21 年 3 月末現在、分収造林事業において県に対する借入金残高が 145 億円、日本政策金融公庫に対する借入金残高が 91 億円、市中銀行借入金残高が 74 億円、合計で 310 億円の借入金残高がある。

県は、自らの貸付けに加え、森林公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金全額について損失補償契約を締結している。そのため仮に森林公社が財政破綻に陥った場合には、自らの貸付金が回収不能となるだけでなく、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金についても森林公社に代わって返済しなければならない。つまり、県は、森林公社の借入金全額についてリスクを負担している。

森林公社の長期収支試算に基づく借入金残高の推移を示すと以下のようになる。

(分収造林事業に係る森林公社の試算による借入金算高の推移)(単位：百万円)

	県借入金残高	日本政策金融公庫借入金残高	市中銀行借入金残高	借入金残高合計
H20	14,548	9,151	7,387	31,087
H30	15,649	8,308	10,562	34,520
H40	16,915	6,861	12,633	36,410
H50	16,095	5,588	15,888	37,572
H60	12,296	2,989	21,870	37,157
H70	5,379	1,201	26,048	32,629
H80	2,763	479	16,270	19,513
H90	1,662	138	5,501	7,303
H100	354	18	0	372
H109	0	0	0	0

森林公社の借入金合計残高は、平成 56 年に最高 380 億円まで増加し続け、以後減少していく。森林公社が事業運営していくためには、今後 36 年の間でさらに 70 億円(平成 21 年 3 月末現在の借入金残高は 310 億円)の資金が必要となる。森林公社は、このように多額の事業運営資金を市中銀行借入れによるシミュレーションをしており、また、事業運営資金以外の日本政策金融公庫借入金の償還資金の一部についても市中銀行からの借入によるシミュレーションをしている。よって市中銀行借入金残高は平成 67 年に最高で 262 億円となると見込まれ、今後 47 年間でさらに 189 億円(平成 21 年 3 月末現在の借入金残高は 73 億円)の資金を市中銀行から調達する試算になる。

## (2) 監査の結果(指摘)

森林公社の市中銀行等からの借入れについては岐阜県が損失補償を行っているので、仮に森林公社が事業に行き詰ったとしても、岐阜県が森林公社に対して貸付けを行えば、同社は市中銀行等へ完済できることから、損失補償という事態にはならないと考えられる。また、岐阜県が森林公社への貸付金について、最終的に債権放棄を行えば、同社に対する貸倒損失の計上は行われぬ。このように形式上の議論をするのであれば、損失補償・貸倒損失ともに回避され、発生しないものと思われる。

しかし、これらの行為は名目が債権放棄に変化しただけであり、補償損失や貸倒損失による負担と同じ大きさの負担を岐阜県が負うことに変わりはない。そこで債権放棄が行われる場合も含め、広く貸倒損失及び損失補償の発生と捉えて実質的な負担の発生可能性について検討する必要がある。

### (シミュレーション結果(再掲))

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7% (現状)	
	2.5%	93億円
	3.5%	208億円
販売単価(1m <sup>3</sup> )	スギ 1,000円下落	15億円
	ヒノキ 1,000円下落	23億円
歩留率	スギ 10%低下	3億円
	ヒノキ 10%低下	39億円

各種シミュレーションの仮定は決して非現実的なものではなく、特に金利水準については、森林公社が設定している1.7%は過去20年間における日本政策金融公庫からの借入利率の平均2.87%に比べ低く、むしろ2.5%という金利は十分想定される水準と考えられる。

また販売単価についても前掲のグラフから分かるように5年間で数千円の変動が起こっていることから長期収支への影響額は甚大である。さらに木材の収量については、今後90年に及ぶ事業期間を考慮すれば、地球温暖化等の生育環境の変化や病害虫による被害、広範囲に及ぶ山火事、風水害といった事象により、全体としての収量が想定以下になる危険性を想定すべきである。

このように考えると、森林公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大380億円程度を負担することが考えられる。また、最終事業年度まで継続したとしても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。

岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。

9. 分収造林事業の存続・廃止の検討

(1) 概要

森林公社は一般会計で5事業、特別会計で4事業を行っているが、その中で中核的  
事業である分収造林事業（一般会計）の、平成21年3月31日時点の事業別貸借対照  
表の要約は以下のとおりである。

分収造林事業の貸借対照表（要約）

（平成21年3月31日）

（単位：千円）

流動資産	218,716	流動負債	211,705
固定資産		固定負債	
分収造林勘定	36,565,863	公庫借入金	9,151,317
その他	7,872	市中銀行借入金	7,387,030
		県借入金	14,548,745
		県借入金未払利息	5,488,173
		正味財産	5,480
資産合計	36,792,452	負債正味財産合計	36,792,452

また、森林公社が作成した分収造林事業に係る長期収支試算（昭和41年度～平成  
109年度）の内、平成22年度以降の部分について損益項目だけを抜き出すと以下のよ  
うになる（a）。ここから同期間において岐阜県が交付する助成金（b）を控除し、同様  
に国から県へ交付される助成金（c）を加えると、翌年から事業終了年度までに県が分  
収造林事業によって享受する損益の累計額は、205億円（黒字）であった。

（単位：百万円）

区 分		H22-H109 損益 (a)	県が公社へ 交付する 助成金 (b)	国が県へ 交付する 助成金 (c)	県が実質的 に享受する 損益 (a-b+c)
収 入	主伐収入	66,661			
	収穫間伐収入	19,287			
	利用間伐収入	2,548			
	造林補助金	8,248	8,248		
	支援交付金	128			
	市中銀行利子補助金	19,491			
	その他収入	529			
収入合計		116,895			
支 事 業	直 保育保護費	5,083			
	接 作業路開設費	1,398			
	事 利用間伐費	4,331			
	業 管理事業費	282			

出	費	支援交付金事業費	116				
	間	一般管理費	7,846				
		森林保険料	157				
		固定資産取得支出	21				
	接	支	公庫資金	4,576	228		
			県資金			588	
		利	市中銀行資金	19,491	19,491	9,745	
			短期借入金	36			
	その他支出		2,126				
	分収交付金		33,268				
支出合計			78,738				
収支差額（損益）			38,157	27,969	10,334	20,521	

- (注) 1. 県は公庫への借入金利息の10%程度を補助金として交付している。  
2. 県は市中銀行借入金利息の全額を補助金として交付している。  
3. 国は県が補助した市中銀行借入金利息の約50%を県に特別交付税として交付している。  
4. 国は県による無利子貸付けにつき、長期プライムレートの利息計算による50%相当を、県に特別交付税として交付している(2%×1/2と仮定した)。

## (2) 監査の結果(指摘)

分収造林事業を現時点で仮に廃止する場合、貸借対照表における資産科目の分収造林勘定は、樹木の生育がまだ不十分であることから換金性はほとんど無いと考えられ、借入金等の負債だけが残る結果、岐阜県の銀行等に対する補償損失は165億円、貸付金が回収不能となることによる貸倒損失は200億円で、合計365億円の負担が生じることになる。一方、分収造林事業を継続する場合には、平成109年度までの損益累計381億円の黒字から、県からの補助金279億円を控除し、国からの補助金103億円を加える結果、岐阜県への影響額は205億円の黒字になると試算された。この結果から、試算方法が妥当である限り、岐阜県にとって分収造林事業は継続するほうが望ましいと結論づけることができる。

ただし、前述したように試算に用いられている金利水準1.7%はやや低目であることから、100億円程度の悪化は十分考えられること、木材の販売単価や収量が予定通りにならない可能性もあること、国から県へ交付される補助金制度が平成109年までに変更されないとは言えないこと、これらの点を考慮すれば、試算結果だけを根拠に事業継続に確信を持つことは危険である。

地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大きいこ



とから、毎期前提条件の変化に注意するとともに、森林公社としての長期収支を試算だけでなく、岐阜県にとっての有利選択についても定期的に試算すべきである。

## 【社団法人 木曾三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について】

### ・ 木曾三川水源造成公社の概要

#### 1 . 団体名

社団法人 木曾三川水源造成公社

#### 2 . 所管課

岐阜県 林政部 治山課

#### 3 . 設立年月日

昭和 4 4 年 1 月 2 3 日

#### 4 . 沿革

昭和 44 年 1 月	社団法人木曾三川水源造成公社設立
昭和 45 年 12 月	矢作川水源造成事業の受託契約締結
昭和 52 年 3 月	映画「東海の水」制作完成、一般に公開
昭和 52 年 4 月	造林地域の拡大...久瀬村、白鳥村、高鷲村、明方村、清見村
昭和 53 年 3 月	共同水源林造成特別対策事業の指定を受ける
昭和 56 年 12 月	第 2 期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成元年 4 月	第 3 期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成 5 年 9 月	森林整備法人の認可を受ける
平成 10 年 4 月	公社、事務所を移転 (岐阜市藪田南五丁目県民ふれあい会館 9 階)
平成 11 年 4 月	第 4 期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成 13 年 4 月	生産間伐を実施し、間伐収入の分収金を交付する
平成 15 年 5 月	岐阜県が幹事となり、公社の「経営見直検討会」発足 以後定期的に開催し、社員借入金利息 3.5%の低率化などを協議
平成 16 年 4 月	第 4 期(後期)共同水源林造成計画農林水産大臣承認

#### 5 . 設立目的

##### ( 1 ) 定款に定める目的

公社は、木曾三川等の水源地帯で附属書木曾三川水源造成公社業務方法書に定める地域において造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

## ( 2 ) 設立の経緯

木曾川、長良川、揖斐川の三大河川、いわゆる木曾三川を擁する東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）は、古くから木曾三川の水に育まれ、また水に悩まされた幾多の歴史を秘め、今日の繁栄を作り上げてきた。近年に至っても、この圏域における産業、経済の発展に伴う水需要の増大に加え、台風、集中豪雨など多発する災害により、治山治水の重要性に対する認識が高まり、木曾三川の水源地域の森林整備が要請されることとなった。

こうした情勢を背景に、水源のかん養を図るとともに災害の防止に寄与するため、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が相協調し、木曾三川の上流地域において、森林の持つ多面的機能を高度に発揮する活力のある水源林を造成することを目的として、社団法人木曾三川水源造成公社が設立された。

## 6 . 主な事業内容

### ( 1 ) 定款に定める事業内容

造林又は育林に関する事業

分収方式による造林又は育林の促進に関する事業

造林、育林、森林の調査及び管理の受託に関する事業

森林、林業その他緑化に関する啓発・普及事業

森林の取得及び管理に関する事業

治山事業の促進に関する事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業

### ( 2 ) 具体的な事業内容

森林整備事業（共同水源林造成事業）

公社の主軸となる事業で、木曾三川の最上流部の水源地帯を対象に、昭和 44 年度から同 53 年度までの 10 年間に、毎年 500ha の造林を実施する当初計画を持って水源林造成（分収造林）に着手した。

その後、昭和 52 年に至り、国において共同水源林造成特別対象事業が創設されたのを機に、共同水源林造成事業計画を発表し、農林水産大臣の承認を得て、第 1 期は昭和 52 年度から同 56 年度の 5 年間で 2,500ha、第 2 期は昭和 57 年度から同 63 年度の 7 年間で、従来の分収造林の外、公社有林造林も含め 2,400 ha、第 3 期は平成元年度から平成 10 年度の 10 年間で育成天然林整備 250 ha を含む 2,000 ha 水源林造成を推進した。

この結果、森林整備事業の全体計画は昭和 44 年度から 30 年間に及び、第 3 期の終了した平成 10 年度末で、水源林造成は 10,650 ha の計画に対し 10,681 ha、育成天然林整備事業は 250 ha の計画に対し 250 ha の実績を見た。

平成 11 年度からの第 4 期計画では、水源林造成（造林）を計画せず、それまでに整備してきた造林地の保育保護事業を主体に事業を計画し実施してきた。

#### 分収造林

分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）に基づき、土地所有者、造林者及び公社による二者又は三者間において分収造林契約を締結して造林事業を行うものであり、将来、造林木の売却収益を定められた割合により分収する。

#### 公社有林造林

公社が取得し管理している森林（以下「公社有林」という。）のうち、造林適地を対象にして昭和 57 年度から事業を実施した。

#### 公社有林育成天然林整備

公社有林のうち、比較的有效樹種が多く認められる森林を対象にして、平成 6 年度 29.50ha の事業を実施した。

#### 水源かん養公益森林取得事業

国土の乱開発に対する批判の声が高まりを見せた昭和 40 年代の後半、水資源のかん養、国土の保全など森林の持つ公益的機能を維持増進すると共に森林の乱開発を抑制することを目的に、木曾三川の上流地域において、昭和 48 年度から昭和 53 年度までの 6 年間に 19 か所 1,779 ha の森林を取得した。

これに要した事業費は東海 3 県及び名古屋市の特別出資金と岐阜県交付金（中部電力と関西電力の寄付金）によって調達された。

その後、昭和 61 年に長良川上流で治水ダム用地に郡上市大和町の 21 ha を売却し、代替地として高山市久々野町の 98 ha を取得した。これにより、取得面積は 1,857 ha となっている。

#### 公益森林管理事業

水源かん養公益取得事業の実施に伴い積み立てられた管理基金の果実（利息）を主な財源として、昭和 54 年度から実施している。

社有林での火災、盗伐、誤伐等の防止のための巡視を行うとともに、除伐、間伐、枝打、複層林整備、育成天然林整備など、森林の整備と適切な維持管理を実施するほか、流域の人々の参加による「水源林見学会」などを実施している。

#### 受託造成事業

矢作川に建設された矢作川ダムの上流に水源林を造成するため、ダム建設に伴い愛知県から補償された基金 1 億 1 千万円を財源とする矢作川水源造成事業を岐阜県の委託を受けて実施したものであり、昭和 45 年から昭和 51 年の 7 年

間に 601 ha 新植事業を完了した。

なお、同新植地は、岐阜県が財産処分の議会決議を経て土地所有者に一切の  
保育管理を義務づけ無償で譲渡した。

#### 映画製作事業

昭和 50 年、将来の水需要の増大にかんがみ、水の大切さ、恐ろしさ、そして  
水を作るための施策について圏域の住民の理解と認識を高めることを目的に映  
画を製作した。その後は製作していない。

### 7. 組織体制

#### (1) 人員

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	1	-	1	-
正規職員	8	2	0	6
計	9	2	1	6

この他、日雇雇用職員が 1 人勤務している。

### 8. 岐阜県からの貸付金残高及び損失補償額

平成 21 年 3 月 31 日現在の貸付金残高 6,893,431 千円

平成 21 年 3 月 31 日現在の損失補償残高 8,053,656 千円

9. 直近5期の貸借対照表

平成16年度～平成18年度の事業報告書は旧方式で作成されていたが期間比較のため下記の表では新様式に組替している。

(1) 貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目 / 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産の部					
1. 流動資産	213,813	239,799	239,379	165,555	172,314
2. 固定資産					
(1) 基本財産	1,065,275	1,065,275	1,065,275	1,065,275	1,065,275
(2) 特定資産					
分収造林勘定	23,325,052	23,739,454	24,064,708	24,347,591	24,604,323
公社有林造林勘定	2,202,405	2,251,018	2,301,148	2,344,518	2,377,953
その他	167,142	186,487	164,506	164,398	163,684
特定資産合計	25,694,600	26,176,960	26,530,363	26,856,508	27,145,960
(3) その他の固定資産	439	385	620	526	311
固定資産合計	26,760,315	27,242,621	27,596,260	27,922,310	28,211,547
資産合計	26,974,129	27,482,420	27,835,639	28,087,866	28,383,861
負債の部					
1. 流動負債	206,644	229,295	221,706	149,971	130,543
2. 固定負債					
社員借入金	11,975,702	12,438,556	12,918,377	13,356,104	13,786,800
公庫借入金	8,367,736	7,409,179	6,506,351	6,424,213	6,331,024
銀行借入金	162,577	1,087,840	1,855,905	1,784,695	1,722,631
社員借入金未払利息	5,030,239	5,067,013	5,105,175	5,144,746	5,185,297
その他	134,695	161,174	146,215	153,197	159,240
固定負債合計	25,670,951	26,163,764	26,532,025	26,862,956	27,184,994
負債合計	25,877,596	26,393,059	26,753,732	27,012,928	27,315,537
正味財産の部					
1. 指定正味財産				1,072,198	1,065,275
2. 一般正味財産*				2,739	3,048
正味財産合計	1,096,533	1,089,361	1,081,907	1,074,938	1,068,324
負債及び正味財産合計	26,974,129	27,482,420	27,835,639	28,087,866	28,383,861

平成16年度から平成18年度は公益法人会計基準の改正前であり、指定正味財産と一般正味財産を区分していない。

・外部監査の結果

1. 分収造林事業の将来計画について

(1) 概要

社団法人木曾三川水源造成公社（以下、木曾三川水源公社という。）は、昭和44年から平成100年までの長期収支試算を作成している。平成21年度の試算結果を要約すると、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	S44-H20	H21-30	H31-40	H41-50	H51-60
販売収入	10,358	801	6,755	10,718	17,136
補助金	15,086	2,038	1,737	1,578	1,534
借入増加	32,020	5,062	3,578	2,737	3,526
その他	389	98	-	-	-
<b>収入合計</b>	<b>47,506</b>	<b>8,000</b>	<b>12,071</b>	<b>15,034</b>	<b>22,197</b>
事業費	25,842	3,225	5,550	6,370	7,875
間接費	3,165	765	949	996	1,109
借入返済	18,480	3,838	4,053	4,734	7,855
その他	2	170	1,517	2,932	5,357
<b>支出合計</b>	<b>47,491</b>	<b>8,000</b>	<b>12,071</b>	<b>15,034</b>	<b>22,197</b>
当期収支	14	0	0	0	0
収支累計	14	0	0	0	0

	H61-70	H71-80	H81-90	H91-100	合計
販売収入	24,081	32,002	25,213	11,939	128,659
補助金	883	400	51	-	23,312
借入増加	3,773	-	-	-	50,698
その他	-	-	-	-	487
<b>収入合計</b>	<b>28,737</b>	<b>32,403</b>	<b>25,265</b>	<b>11,939</b>	<b>203,158</b>
事業費	11,168	9,854	6,055	2,540	78,484
間接費	1,098	900	582	380	9,948
借入返済	8,713	6,892	6,218	10,847	71,636
その他	6,874	11,263	9,603	4,699	42,422
<b>支出合計</b>	<b>27,855</b>	<b>28,910</b>	<b>22,460</b>	<b>18,468</b>	<b>202,491</b>
当期収支	883	3,492	2,805	-6,528	666
収支累計	898	4390	7,195	666	666

## (2) 監査の結果(指摘)

長期収支試算によると、事業完了までの収支は合計で約6.6億円の収支黒字となっている。しかし、次節以降で詳述しているように、収支に影響を及ぼす要因として金利、販売単価、収穫時の歩留率などがあり、これらの要因が長期収支別に及ぼす影響額を示すと以下ようになる。

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7% (現状)	
	2.5%	3億円
	3.5%	7億円
販売単価(1m <sup>3</sup> )	スギ 1,000円下落	12億円
	ヒノキ 1,000円下落	12億円
歩留率	スギ 10%低下	6億円
	ヒノキ 10%低下	18億円

(注) 過去5年間の岐阜県内市場価格から判断して、1,000円程度の価格変動は頻繁に生じると考えられる。

このことから、前提条件の変化によって数十億円程度の収支は容易に変化してしまい、変化の方向によっては木曽三川水源公社は借入金を返済することができず、結果的に将来岐阜県が負担する可能性は十分に考えられる。このような長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。

即ち、木曽三川水源公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。

## 2. 貸付金の事務手続きのフローについて

### (1) 概要

県は、木曽三川水源公社が行う造林事業に必要な経費について、岐阜県林業経営資金貸付規則に従い資金の貸付けを行っている。貸付金の事務手続きは以下のとおりである。

県は、毎年度予算段階において、木曽三川水源公社への貸付金予算を決定する。木曽三川水源公社は、県に「林業経営資金貸付申請書(事業計画書、収支予算書、その他知事が必要と認める書類を添付)」を提出する。

県は、「林業経営資金貸付申請書」を受理し、内容を審査の上、貸付けの可否を決定する。



県は、木曾三川水源公社に対し「林業経営資金貸付決定通知書」を交付する。

木曾三川水源公社は、県に「借入証書」を提出する。

県は、木曾三川水源公社に対し貸付けを実行する。

木曾三川水源公社は、翌年度の5月末日までに「林業経営資金貸付事業実績報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他知事が必要と認める書類を添付）」を県に提出する。

## （2）監査の結果（指摘）

貸付金の事務手続きを検討した結果、貸付金の事務手続きは上記 から に従い行われており特段の問題はみられなかった。

ただし、「林業経営資金貸付申請書」に添付される事業計画書・収支予算書等は、年度事業計画書・年度収支予算書である。

木曾三川水源公社の造林事業は、今後80年にも及ぶ長期の事業であり、また、貸付金の償還期間も最長で60年と非常に長期となる。特に、木曾三川水源公社は、今後の資金繰りを3県1市追加借入れ及び3県1市の借入金借換えに大きく依存したシミュレーションをしている。年度事業計画書・年度収支予算書だけでなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。

## 3．損失補償の事務手続きのフローについて

### （1）概要

県は、木曾三川水源公社の造林事業に必要な経費のために行う日本政策金融公庫又は市中銀行からの借入れについて損失補償をしている。なお、損失補償契約は、他の2県1市（愛知県、三重県、名古屋市）との間で締結されることはなく、岐阜県が単独ですべての損失補償契約を締結する。損失補償の事務手続きは、森林公社への損失補償同様以下のとおりである。

県は、毎年度予算段階において、木曾三川水源公社の日本政策金融公庫又は市中銀行からの借入金に対する損失補償限度額を決定する。

木曾三川水源公社は、日本政策金融公庫又は市中銀行に対し借入れの申込みを行う。

木曾三川水源公社は、日本政策金融公庫又は市中銀行からの要請により県に対し損失補償契約の締結を依頼する。

県は、損失補償契約額が予算段階の損失補償限度額内であるか否か等の審査を行い、損失補償契約の可否を決定する。

県は、日本政策金融公庫又は市中銀行との間で損失補償契約を締結する。

日本政策金融公庫又は市中銀行は、木曾三川水源公社に対し貸付けを実行する。

## (2) 監査の結果(意見)

損失補償の事務手続きを検討した結果、損失補償の事務手続きは上記 から に従い行われており特段の問題はみられなかった。なお、木曾三川水源公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からのすべての借入金について損失補償契約が締結されていることを確認した。

現在、木曾三川水源公社の借入れについては、岐阜県が単独ですべての損失補償契約を締結している。しかし、木曾三川水源公社の事業運営は、3 県 1 市の共同出資によるものであり、他の 2 県 1 市(愛知県、三重県、名古屋市)に対して、木曾三川水源公社の借入れに係る損失補償の協力を求めていくことが望ましい。

## 4. 長期収支試算の計算方法について

### (1) 長期収支試算計算の誤り

#### 概要

分収造林事業の将来計画について木曾三川水源公社は長期収支試算を作成している。

当該試算は昭和 44 年から平成 100 年までの 120 年の収支計算を行っており、平成 100 年の最終年度において 666 百万円の黒字となると試算している。

この試算はある一定の主伐収入試算条件を前提とした計算であるので、前提条件(以下、パラメーターと称す)が実績と乖離すると計算結果は大きく変動する。パラメーターは 材木の販売単価、材木の歩留率(主伐販売材積の変動)、借入金の金利とする。この 3 つのパラメーターが変動すると長期収支試算は変動する。これら 3 つのパラメーターは主要なものであるが、その他、事業費の単価に見積単価を使用する等の仮定が存在する。

#### 監査の結果

木曾三川水源公社が試算した当初の長期収支試算には計算上の誤りが存在した。

#### (ア) 主伐事業費の計算誤り(指摘)

当初の長期収支試算の内容をチェックしたところ、主伐の事業費の間違いが発見された。主伐の事業費は伐出経費(伐採～搬出)、椋積料、市場手数料から構成されている。

まず、伐出経費は 4,502 円/m<sup>3</sup>となっており、労務費と機械器具費等から計算された伐出単価 8,186 円/m<sup>3</sup>(公社が素材生産費計算書より算出)の 55%相当分である。8,186 円/m<sup>3</sup>の 55%相当分は売上からも控除されているので、合計 110%分の費用計上が行われている。また、本来伐出経費の一部を売上から控除するのは不適切であり、全額費用処理すべきである。

また、椋積料 1,200 円/m<sup>3</sup>及び市場手数料 1,422 円/m<sup>3</sup>(1 m<sup>3</sup>当たり販売単価×8%)については売上から控除されていると同時に同額の費用計上が事業費とし

て計上されており、費用が2重計上されており修正すべきである。

極積料及び市場手数料についても売上から控除する必要はなく、費用処理のみとすべきである。

(イ) 平均販売単価の算出方法(指摘)

販売単価を計算する際に、平成13年4月から平成18年3月までの間の5年間の販売単価を平均して算定している。販売単価は変動しているため、最新のものとすべきであり平成16年4月から平成21年3月までの間の5年間の平均から算定する必要がある。

現在の長期収支試算で用いられている木材販売価格は下記のとおりである。

平成13年4月から平成18年3月までの間の5年間の平均 (単位:円)

樹種		スギ		ヒノキ		マツ類
長さ(m)	径級(cm)	平均	元玉	平均	元玉	省略
3	~14			14,000		
3	14~18	12,000		29,000		
4	20~28	14,000		26,800	47,800	
4	30以上		25,200		59,200	

直近5年間の木材販売価格を算定するように木曾三川水源公社に依頼したところ、平成16年4月から平成21年3月までの間の販売単価の平均を計算した下記結果を得た。

平成16年4月から平成21年3月までの間の5年間の平均 (単位:円)

樹種		スギ		ヒノキ		マツ類
長さ(m)	径級(cm)	平均	元玉	平均	元玉	省略
3	~14			12,924		
3	14~18	13,005		27,958		
4	20~28	14,869		24,703	46,129	
4	30以上		26,182		55,108	

木曾三川水源公社は長期収支試算を定期的に行なっているものの、単価については更新されていない状態であるため、試算をする以上は単価についても最新情報を反映すべく、直近5年間の平均を用いて計算すべきである。

(ウ) 借入金残高がゼロとならない(指摘)

当初の収支試算表の内容をチェックしたところ、シミュレーションの最終年度(平成100年)において日本政策金融公庫借入金残高がゼロになっておらず、試算誤りが見られた。収支試算表作成上の単純なミスである。

以上の(ア)から(ウ)の誤りを修正すると木曾三川水源公社が試算した当初の長期収支試算は666百万円の黒字から599百万円の赤字に転じた。

(2) 木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動

概要

木材の販売単価が変動すると長期収支試算は変動する。

直近5年間である平成16年4月から平成21年3月の間の販売単価の平均を計算すると下記のとおりである。

平成16年4月から平成21年3月までの間の5年間の平均 (単位:円)

樹種		スギ		ヒノキ		マツ類
長さ(m)	径級(cm)	平均	元玉	平均	元玉	省略
3	~14			12,924		
3	14~18	13,005		27,958		
4	20~28	14,869		24,703	46,129	
4	30以上		26,182		55,108	

森林公社と単価が異なる理由は岐阜県下の岐阜県森林組合連合会の木材市場には岐阜、飛騨、東濃の3市場があり、構成比率の相違が原因となっている。森林公社は飛騨市場が多く、木曾三川水源公社は岐阜市場が多い。

監査の結果(指摘)

仮にスギの販売単価が1,000円低下すると公社の長期収支試算の最終年度累計金額は1,844百万円の赤字となる。販売単価を変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は599百万円の赤字であったので、1,245百万円採算が悪化することとなる。

次にスギに加えてヒノキの販売単価も1,000円低下すると公社の長期収支試算の最終年度累計金額は3,000百万円の赤字となる。販売単価を変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は599百万円の赤字であったので、2,401百万円採算が悪化することとなる。

このように、販売単価の変動により、長期収支試算の計算結果は大きく変動し、木曾三川水源公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な

危険性をはらんでいる。将来において販売価格がいくらになったら長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い県民に示すべきである。

(3) 木材の主伐販売材積(歩留率)の変動による長期収支試算の変動

概要

一定の仮定を置いて計算しているので、仮定と実績が乖離すれば、材積が変動する。木曾三川水源公社の1ha当たり販売材積は下表のとおり仮定している。

木曾三川水源公社							
樹種	伐採種	伐採林齢	1ha 当り本数	規格		1 本当たり利 用材積 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1ha 当り 販売材積 <sup>m<sup>3</sup></sup>
				長さ	径級		
スギ	主伐	80 年	300	3	14 ~ 18	0.097	29
				4	20 ~ 28	0.426	128
				4	30 以上	0.822	247
				計			404
		80 年	300	3	14 ~ 18	0.087	29
				4	20 ~ 28	0.426	128
				4	30 以上	0.796	239
				計			393
		80 年	350	3	14 ~ 18	0.068	24
				4	20 ~ 28	0.704	246
				4	30 以上	0.410	144
				計			414

(注) 1ha 当たり販売材積は伐採林齢 80 年 は中濃・益田地域 404 m<sup>3</sup>、80 年 は飛騨地域 393 m<sup>3</sup>、80 年 は揖斐地域 414 m<sup>3</sup>と仮定している。

森林公社の 1ha 当たり販売材積は下表のとおり仮定している。

森林公社													
区分	樹種	種類	林齢	胸高直径	樹高	蓄積 m <sup>3</sup>	×	歩留まり	=	材積 m <sup>3</sup>	伐採前本数	伐採率	伐採材積

主 伐	ス ギ	循 環 利 用 林 A	80 年	37.4	27.7	708.7	×	0.8	=	567	300	100%	567
		循 環 利 用 林 B	80 年	37.4	27.7	708.7	×	0.65	=	461	300	100%	461
		環 境 保 全 林	85 年	33.6	25.4	643.8	×	0.5	=	322	500	100%	322

#### 監査の結果（指摘）

スギの主伐（林齢80年）1ha当たり販売材積の計算仮定は木曾三川水源公社の場合、1ha当たり販売材積は伐採林齢80年は中濃・益田地域404 m<sup>3</sup>、80年は飛騨地域393 m<sup>3</sup>、80年は揖斐地域414 m<sup>3</sup>と仮定しており、地域ごとに一定の販売材積が適用されている。これに対して、森林公社は森林管理の目的別に循環利用林Aは567 m<sup>3</sup>、循環利用林Bは461 m<sup>3</sup>、環境保全林は322 m<sup>3</sup>と仮定している。

このように両公社の1ha当たり販売材積の計算仮定の考え方は異なるが、両公社は同県に存在する公社であるので考え方を統一すべきである。

#### 監査の結果(指摘)

仮に木曾三川水源公社のスギ主伐80年、の1ha当たり販売材積の計算仮定値が10%下落した場合1,203百万円の赤字となる。変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は599百万円の赤字であったので、604百万円採算が悪化することとなる。

ヒノキについても同様にヒノキ主伐90年、の1ha当たり販売材積の計算仮定値が10%下落した場合2,399百万円の赤字となる。変動させる前の公社の長期収支試算の最終年度累計金額は599百万円の赤字であったので、1,800百万円採算が悪化することとなる。

このように歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材積の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。木曾三川水源公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。将来において歩留率がいくらになったら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い、県民に示すべきである。

#### (4) 金利の変動による長期収支試算の変動

##### 借入金利息について

木曾三川水源公社は、3県1市、日本政策金融公庫及び市中銀行から借入れを行っ

ているが、借入金利息について、県から以下のような補助を受けている。

(ア) 3県1市に対する借入金利息

木曽三川水源公社は、昭和44年度から平成16年度までは3.5%の利率で、平成17年度以降は0.3%の利率で3県1市から借入れを受けている。昭和44年度から平成20年度までの40年間の利息は51億円にのぼるが、40年間の据置期間が設けられているため現時点では全額未払いとなっている。これについては、約定に従い借入金返済時に全額支払うこととなっている。

なお、県は、森林公社へのゼロ%融資については、国から毎年特別交付税を受けているが、木曽三川水源公社への低利融資については、国から特別交付税を受けていない。

(イ) 日本政策金融公庫に対する借入金利息

木曽三川水源公社は、日本政策金融公庫に対する借入金利息について、県から国の要綱に基づき、5%程度の利子助成補助金を毎年受領している。

(ウ) 市中銀行に対する借入金利息

木曽三川水源公社は、市中銀行に対する借入金利息について、県から補助金は受けていない。

設定利率と支払利息の変動について

木曽三川水源公社のシミュレーションは、日本政策金融公庫に対する借入利率が1.7%から1.85%、市中銀行に対する借入利率が1.7%で設定され、試算されている。しかしながら、当該シミュレーションは、今後80年にも及ぶ長期の試算であり、今後とも借入利率が木曽三川水源公社の設定した1.7%で推移していくかどうか疑問である。ここで、過去20年の日本政策金融公庫からの借入利率を示すと以下ようになる。

H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
5.25%	6.50%	6.15%	5.20%	4.25%	4.25%	3.10%	2.90%	2.10%	1.30%

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1.90%	1.70%	1.60%	1.20%	1.50%	1.60%	1.60%	1.80%	1.70%	1.70%

このように、日本政策金融公庫からの借入利率は過去20年間で、平成3年に最高の6.50%、平成15年に最低の1.20%を記録しており、また、上記の利率の過去20年平均は、2.87%となる。従って、木曽三川水源公社の示すシミュレーション上の設定利率1.7%は、過去の日本政策金融公庫からの借入利率から判断し低いものと言える。

そこで、シミュレーションの設定利率を2.5%及び3.5%とした場合の支払利息の発生額がどれくらいになるかを示してみる。

(平成 21 年度以降の支払利息の発生額)

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	3 県 1 市借入金に係る支払利息	3 県 1 市借換金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
1.7% (現状)	2,881	8,332	994	380	12,589
2.5%	3,153	8,358	999	380	12,892
3.5%	3,497	8,389	1,006	380	13,274

(設定利率 1.7%と比較した場合の支払利息の発生増加額)

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	3 県 1 市借入金に係る支払利息	3 県 1 市借換金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
2.5%	272	25	4	0	302
3.5%	616	56	11	0	684

木曽三川水源公社の試算では、設定利率 1.7%で、平成 21 年度以降 80 年間の支払利息の発生額は 125 億円となる。これに対して、設定利率を 2.5%にした場合には 128 億円、設定利率を 3.5%とした場合には 132 億円の支払利息が発生すると見込まれる。このように、設定利率を 2.5%、3.5%に変化させた場合、支払利息合計はそれぞれ 2.4%、5.4%の増加に留まり、支払利息の著しい増加はみられない。これは、木曽三川水源公社のシミュレーション上、今後の資金繰りを 0.3%の低利の 3 県 1 市借入金借換えに大きく依存しており、市中銀行借入金残高を減少させていく資金繰りとなっているため、設定利率を変化させても市中銀行借入金に係る利息は変化しないためである。

なお、木曽三川水源公社は、借入金利息に係る県からの補助金が日本政策金融公庫に対する借入金利息の 5%程度のみとなっているため、ほとんどすべての支払利息の発生額を木曽三川水源公社が負担することになる。木曽三川水源公社のシミュレーション収支への影響額、つまり、木曽三川水源公社が負担する支払利息は以下のようになる。

(平成 21 年度以降の支払利息のシミュレーション収支への影響額)(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	3 県 1 市借入金に係る支払利息	3 県 1 市借換金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
------	--------------------	-------------------	-------------------	----------------	--------



1.7% (現状)	2,736	8,332	994	380	12,445
2.5%	2,995	8,358	999	380	12,734
3.5%	3,322	8,389	1,006	380	13,099

(設定利率 1.7%と比較した場合の影響額の増加額)

(単位：百万円)

設定利率	日本政策金融公庫借入金に係る支払利息	3県1市借入金に係る支払利息	3県1市借換金に係る支払利息	市中銀行借入金に係る支払利息	支払利息合計
2.5%	258	25	4	0	289
3.5%	585	56	11	0	653

#### 監査の結果(指摘)

木曾三川水源公社はシミュレーション上の設定利率を 1.7%としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率(過去 20 年の平均利率 2.87%)から判断し、現状の 1.7%は設定利率として低い。木曾三川水源公社は、シミュレーション上の設定利率を見直すべきである。

次に、木曾三川水源公社は、3県1市借入金借換えに大きく依存した資金繰りを想定し、シミュレーション上、市中銀行借入金に係る支払利息を極めて少額に抑えている。しかし、「6.低利融資による機会損失について」で後述するように、一方で、県は木曾三川水源公社への低利・長期・巨額の融資により巨額な機会損失を被ることとなる。単に支払利息の発生額のみ焦点をあてた試算では不十分であり、県の被る機会損失を含めた、事業運営によって生じる実質的な利息額をもって試算すべきである。

さらに、木曾三川水源公社は、市中銀行借入れに依存しない資金繰りを想定しているが、このような資金繰りが実行可能かどうか疑問である。木曾三川水源公社の資金繰りも市中銀行借入れに依存しなければならないと考えるのが現実的であり、実際には上記試算よりも多額の支払利息が発生するのではないかと懸念される。

### 5. 長期収支試算のシミュレーションのまとめ

#### (1) 概要

(2) 木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動、(3) 木材の主伐販売材積の変動による長期収支試算の変動、(4) 金利の変動による長期収支試算の変動により、長期収支試算のシミュレーションは大きく変動する。

#### (2) 監査の結果(指摘)

木曾三川水源公社が試算した当初の長期収支試算は 666 百万円の黒字から 599 百万円の赤字に転じた。さらに木材の販売単価、歩留率、金利の変動が長期収支試算の最終累計金額にどのような影響を与えるかというシミュレーションは下表のとおりである。

木曾三川水源公社は現在の財政状態だけでなく、下表の様なシミュレーションも広く県民に知らしめるべきである。

木曾三川水源公社シミュレーション要約

(単位：百万円)

当初収支 差額	販売単価 下落	販売材積下落	金利上昇	影響金額	当初収支差額 - 影響金額
599	変動なし	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	0	599
			2.50%	289	888
			3.50%	653	1,252
		スギ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	604	1,203
			2.50%	893	1,492
			3.50%	1,257	1,856
		ヒノキ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	1,800	2,399
			2.50%	2,089	2,688
			3.50%	2,453	3,052
		スギ・ヒノキ 1ha 当り販売 材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	2,404	3,003
			2.50%	2,693	3,292
			3.50%	3,057	3,656
	スギ単価 1,000 円 低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	1,245	1,844
			2.50%	1,534	2,133
			3.50%	1,898	2,497
		スギ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	1,780	2,379
			2.50%	2,069	2,668
			3.50%	2,433	3,032
		ヒノキ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	3,019	3,618
			2.50%	3,308	3,907
			3.50%	3,672	4,271
		スギ・ヒノキ 1ha 当り販売 材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	3,580	4,179
			2.50%	3,869	4,468
			3.50%	4,233	4,832

	ヒノキ単 価 1,000 円低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	1,156	1,755
			2.50%	1,445	2,044
			3.50%	1,809	2,408
		スギ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	1,760	2,359
			2.50%	2,049	2,648
			3.50%	2,413	3,012
		ヒノキ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	2,895	3,494
			2.50%	3,184	3,783
			3.50%	3,548	4,147
	スギ・ヒノキ 1ha 当り販売 材積 10% 下落した場合	変動なし (1.7%)	3,499	4,098	
		2.50%	3,788	4,387	
		3.50%	4,152	4,751	
	スギ・ヒ ノキ単価 1,000 円 低下	歩留率変動なし	変動なし (1.7%)	2,401	3,000
			2.50%	2,690	3,289
			3.50%	3,054	3,653
スギ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合		変動なし (1.7%)	2,936	3,535	
		2.50%	3,225	3,824	
		3.50%	3,589	4,188	
ヒノキ 1ha 当り販売材積 10% 下落した場合		変動なし (1.7%)	3,045	3,644	
		2.50%	3,334	3,933	
		3.50%	3,698	4,297	
スギ・ヒノキ 1ha 当り販売 材積 10% 下落した場合		変動なし (1.7%)	4,675	5,274	
		2.50%	4,964	5,563	
		3.50%	5,328	5,927	

## 6. 低利融資による機会損失について

### (1) 概要

県が補助金として負担する木曾三川水源公社の借入金利息は、日本政策金融公庫に対する借入金利息の5%程度のみである。平成21年度以降平成100年までの総合計で、現状の設定利率1.7%では1.4億円、設定利率を2.5%とした場合には1.5億円、3.5%とした場合には1.7億円の借入金利息を補助金として負担することになるが、県の木曾三川水源公社の借入金利息に対する補助金負担は僅少なものと言える。

しかし、一方で、木曾三川水源公社は、今後の資金繰りを低利(現状の利率は0.3%)の3県1市借入金借換えに大きく依存した想定をしているため、県は木曾三川水源公社に対し今後何十年もの長期間、低利で巨額の融資を行っていかねばならない。従って、県は一般金融機関で適用されている利率と同様の利率で融資したならば得られるはずである利益が得られないという機会損失を被ることになる。

ここで、仮に一般金融機関で適用されている融資利率を2.5%又は3.5%としたとする。この場合、現状の0.3%の低利融資と比較した木曾三川水源公社の3県1市借入金・借換え金に対する支払利息の増加額、すなわち、3県1市が2.5%又は3.5%で融資したならば得られるはずである利益を示すと以下ようになる。

(平成21年度以降、低利融資0.3%と比較した場合の利息の増加額)(単位:百万円)

利率	3県1市借入金に係る 支払利息	3県1市借換え金に係る 支払利息	合計
2.5%	24,295	11,509	35,804
3.5%	36,105	19,193	55,298

## (2) 監査の結果(指摘)

上記のように、3県1市が木曾三川水源公社に対し低利・長期・巨額の融資を続けていった場合、3県1市は本来得られるはずである巨額な利息を受け取れない結果となる。県は、3県1市での融資額のうち2分の1を融資するため、一般金融機関で適用される融資利率を2.5%とした場合には179億円(3県1市の機会損失358億円のうちの2分の1)、また、3.5%とした場合には同様に276億円の機会損失を被ることになる。

この機会損失は、実際に支出を伴うものではないが、県民にとって巨額な負担となることに変わりはない。県は、森林の公益的機能を県民に理解してもらい低利融資を行っていることについて十分な説明を行うべきであり、木曾三川水源公社自身も活動内容(目的)のPRを積極的に行っていくべきである。

## 7. 損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について

### (1) 概要

木曾三川水源公社は、平成21年3月末現在、3県1市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)に対する借入金残高が138億円、日本政策金融公庫に対する借入金残高が63億円、市中銀行借入金残高が17億円、合計218億円の借入金残高がある。この内、岐阜県は、3県1市で貸付けを行う場合の50%を引き受けることになっているため、69億円の貸付金残高がある。

また、岐阜県は、貸付けに加え、木曾三川水源公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金全額について損失補償をおこなっている。損失補償契約は、他の2県

1市（愛知県、三重県及び名古屋市）との間で締結されることはなく、岐阜県が単独ですべての損失補償契約を締結し補償リスクを負担している。

従って、岐阜県は、木曽三川水源公社が仮に財政破綻に陥った場合、自らの貸付金が回収不能となるだけでなく、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金についても木曽三川水源公社に代わって返済しなければならない。

木曽三川水源公社の試算によれば、同社は120年間の全事業年度で木材の販売収入を525億円見込んでいる。しかし、育林期間が長いため今後20年ほどの間は十分な収入が見込めない状況にある。このため、その間の事業運営資金及び借入金返済資金を調達しなければならず、借入金合計残高は平成38年に247億円まで増加する予定となっている。木曽三川水源公社が試算した今後の借入金残高の推移は以下のとおりであり、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金について、3県1市が順次肩代わりしていく想定となっている。

（木曽三川水源公社の試算による借入金算高の推移） （単位：百万円）

	3県1市借入金残高	3県1市借換金残高	日本政策金融公庫借入金残高	市中銀行借入金残高	借入金算残高合計
H20	13,786	0	6,331	1,722	21,840
H30	17,938	41	5,256	1,038	24,274
H40	20,384	545	3,617	224	24,772
H50	19,378	2,409	2,583	0	24,371
H60	15,660	6,185	1,298	0	23,144
H70	10,603	8,891	393	0	19,888
H80	5,930	8,298	66	0	14,294
H90	2,476	6,239	2	0	8,718
H100	0	0	0	0	0

（2）監査の結果

貸倒損失及び損失補償の発生可能性（指摘）

上記借入金残高の推移を、リスク負担者別に分類すると以下の表のようになり、岐阜県は今後20年程度の期間150億円前後の貸倒れ及び損失補償のリスクを負担するとともに、平成70年頃まで100億円以上の貸倒れ及び損失補償のリスクを負担し続けることが分かる。

（リスク負担者別借入金残高の推移） （単位：百万円）

	岐阜県が負担する			2県1市が負担する 貸倒リスク	合計
	貸倒リスク	補償リスク	小計		

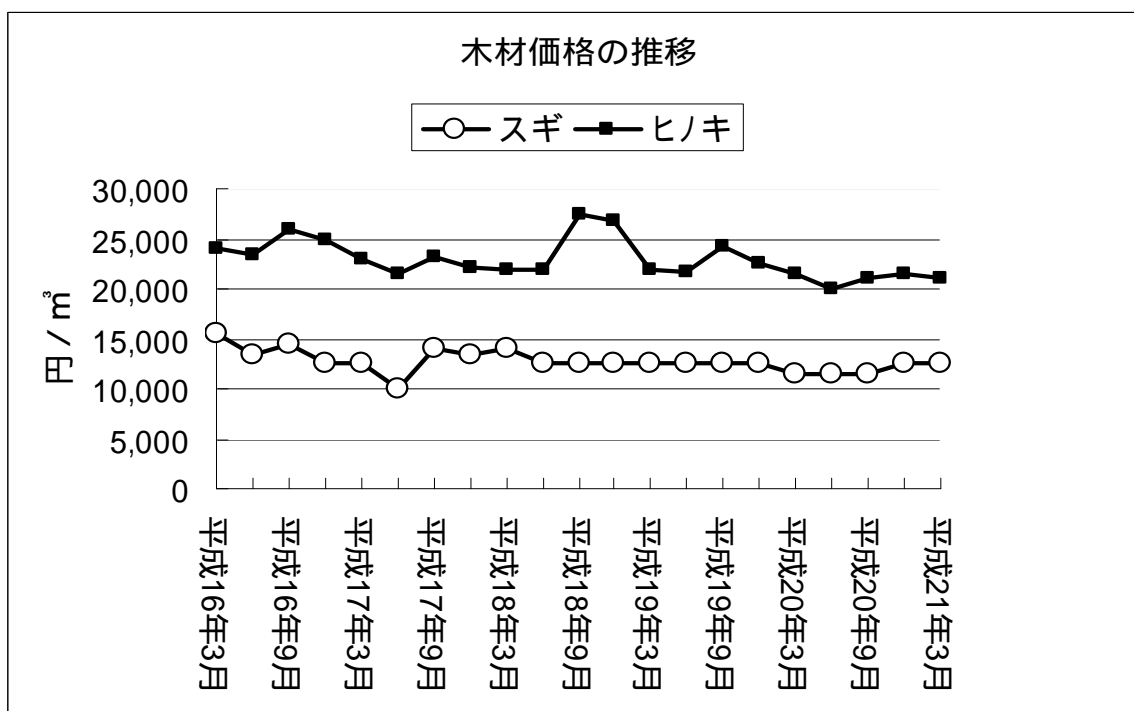
H 20	6,893	8,052	14,945	6,893	21,839
H 30	8,990	6,294	15,284	8,989	24,274
H 40	10,465	3,841	14,306	10,464	24,772
H 50	10,894	2,583	13,477	10,893	24,371
H 60	10,923	1,298	12,221	10,922	23,144
H 70	9,747	393	10,140	9,747	19,888
H 80	7,114	66	7,180	7,114	14,294
H 90	4,358	2	4,360	4,357	8,718
H 100	0	0	0	0	0

こうしたリスクが現実のものとなるかどうかは判らない。しかし事業運営が試算どおりにならず、木材の販売価格や収量が予定を下回ったり、金利水準が想定以上になる場合には、下記に示すような影響を受け、収支が悪化するため財政破綻に陥る可能性についても想定しておく必要がある。

(シミュレーション結果(再掲))

	仮定	影響額
借入金金利水準	1.7% (現状)	
	2.5%	3億円
	3.5%	7億円
販売単価(1m <sup>3</sup> )	スギ 1,000円下落	12億円
	ヒノキ 1,000円下落	12億円
歩留率	スギ 10%低下	6億円
	ヒノキ 10%低下	18億円

ここで、木曾三川水源公社が試算に用いた金利水準1.7%は、前述したように過去20年間におけるほぼ最低水準であるため、むしろシミュレーションで仮定したような金利水準が現実のものとなる可能性は十分に考えられる。また、木材の販売単価については過去5年間を見ても価格変動が大きいことから、やはり想定以上に価格が下落することは十分に考えられる(グラフ参照)。



(注) 飛騨共販所におけるスギ(長さ4m径20-28cm)、及び岐阜共販所におけるヒノキ(長さ4m径16-28cm、規格変更により平成21年3月は長さ4m径24-28cm)について、平均価格をサンプルとして用いた。

さらに木材の収量については、今後80年に及ぶ事業期間を考慮すれば、地球温暖化等の生育環境の変化や病害虫による被害、広範囲に及ぶ山火事、風水害といった事象により、全体としての収量が想定以下になる危険性を想定すべきである。

このように考えると、木曽三川水源公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大150億円程度を負担することが考えられる。また、最終事業年度まで継続したとしても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。

岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。

## 8. 分収造林事業の存続・廃止の検討

### (1) 概要

木曽三川水源公社の、平成21年3月31日時点の事業別貸借対照表の要約は以下のとおりである。

貸借対照表(要約)

(平成21年3月31日)

(単位:千円)

流動資産	172,314	流動負債	130,543
固定資産		固定負債	
分収造林勘定	24,604,323	公庫借入金	6,331,024
公有林造林勘定	2,377,953	市中銀行借入金	1,722,631
その他	1,229,271	社員借入金	13,786,800
		社員借入金未払利息	5,185,297
		その他	159,240
		正味財産	1,068,324
資産合計	28,383,861	負債正味財産合計	28,383,861

(注)木曾三川水源公社の会計は、造林会計、森林会計及び水源林造成基金特別会計からなるが、造林会計に比べて他の2会計は活動量が僅少であるため、全体の貸借対照表を検討対象としている。また、貸借対照表中の社員借入金とは出資者借入金の意味であり、岐阜県の出資割合及び貸付割合は50%である。

また、木曾三川水源公社が作成した造林事業に係る長期収支試算(昭和44年度～平成100年度)の内、平成22年度以降の部分について損益項目だけを抜き出すと以下ようになる(a)。ここから同期間において岐阜県が交付する助成金(b)と低利融資を続けることにより岐阜県が負担する機会損失(c)を控除したところ、翌期から事業終了年度までに県が造林事業によって享受する損益の累計額は、297億円(黒字)であった(ただし、金利水準2.5%と仮定)。

(単位:百万円)

区 分		H22-H100 損益 (a)	県が公社へ 交付する 助成金 (b)	低利融資 による県の 機会損失 (c)	県が実質的 に享受する 損益 (a-b-c)
収 入	主伐収入	148,403			
	収穫間伐収入	108,092			
	造林補助金	14,077			
	支援交付金	81	81		
	その他収入	85			
収入合計		270,739			
支 業	保育保護費	3,473			
	複層林整備費	9			
	素材生産販売費	52,697			



出	費	主伐費	45,487				
		整備地域活動事業	21				
	間	人件費	10,623				
		事務費	1,686				
		森林保険料	48				
	接	支	公庫資金	4,724			
			社員資金	16,627			
		払	(内岐阜県)	(8,671)			
			社員借換	2,143			
		費	息	市中銀行資金	479		
				短期借入金	351		
	分収交付金	84,668					
	支出合計		223,043				
収支差額(損益)		47,696	81	17,902	29,713		

- (注) 1. 県は公庫への借入金利息の5%程度を補助金として交付している。  
2. 県が受けられない利息の差(c)は市場金利2.5%を前提としている。  
3. 金利3.5%を前提とした場合の県の利息の差(c)は27,649百万円である。

## (2) 監査の結果(指摘)

造林事業をはじめとする木曽三川水源公社の事業を現時点で仮に廃止する場合、貸借対照表における資産科目の分収造林勘定及び公社有林造林勘定は、樹木の生育がまだ不十分であることから換金性はほとんど無いと考えられるため、これらの合計額が正味財産の額を上回る259億円だけ借入金等の返済が困難となる。この結果、岐阜県は、市中銀行や日本政策金融公庫への返済を優先する場合でも69億円の補償損失及び94億円の貸倒損失を計上することになり、岐阜県に163億円の負担が発生する。

一方、造林事業を継続する場合には、平成100年度までの損益累計476億円の黒字から、県からの補助金81百万円を控除し、低利融資によって岐阜県に発生し続ける一般的な貸付利率との差179億円(金利水準2.5%の場合)を控除した結果、岐阜県への影響額は297億円の黒字になると試算された(金利水準3.5%の場合には約200億円の黒字)。この結果から、試算方法が妥当である限り、岐阜県にとって造林事業は継続するほうが望ましいと結論づけることができる。

ただし、前述したように試算に用いられている金利水準1.7%はやや低目であることから、金利上昇による財務内容の悪化は十分考えられること、木材の販売価格や収量が予定通りにならない可能性もあることを考慮すれば、多額の収支悪化を想定しておく必要があり、試算結果だけを根拠に事業継続に確信を持つことは危険であ

る。

地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大きいことから、每期前提条件の変化に注意するとともに、木曾三川水源公社としての長期収支を試算するだけでなく、岐阜県にとっての有利選択についても定期的に試算すべきである。

## 【財団法人岐阜県産業経済振興センターに対する小規模企業者等設備導入事業の損失補償について】

### ・小規模企業者等設備導入事業に係る損失補償

#### 1. 事業の概要

小規模事業者等設備導入事業は、中小企業の創業及び経営基盤の強化の促進並びに経営の合理化・安定化の促進に寄与するための小規模企業者等設備導入資金助成法に規定された事業であり、大きく設備貸与事業と設備資金貸付事業に分かれる。

##### (1) 設備貸与事業

設備貸与事業は、岐阜県内に工場又は事務所を有するなど一定の条件を満たす小規模企業者等や創業者を対象として、必要な設備を割賦又はリースの方法により、7年以内の返済期間を設けて有利子で貸与する制度である。

貸与機関である財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下、産業経済振興センターという。）は、小規模企業者等に対して貸与総額の10%の保証金を預るため、岐阜県は産業経済振興センターに対して設備貸与事業に係る予算の枠内で年度毎の貸与総額の90%について損失補償を行っている。

##### (2) 設備資金貸付事業

設備資金貸付事業は、岐阜県内に工場又は事務所を有するなど一定の条件を満たす小規模企業者等や創業者を対象として、必要な設備導入資金の2分の1を7年以内の返済期間を設けて無利子で貸付ける制度である。

岐阜県は、貸付機関である産業経済振興センターの小規模企業者等に対する貸付額について、設備資金貸付事業に係る予算の枠内で平成20年度においては限度額30,000千円について損失補償を行っている。

#### 2. 岐阜県による損失補償額

平成21年3月31日現在の設備貸与事業分	1,674,851千円
平成21年3月31日現在の設備資金貸付事業分	189,051千円
合計	1,863,902千円

・外部監査の結果

1. 損失補償の事務手続きのフローについて

(1) 概要

岐阜県は、産業経済振興センターが行う小規模企業者等設備導入事業から生じる小規模企業者等に対する未収債権について、一定の要件を定めて産業経済振興センターに対して損失補償契約を結んでいる。

損失補償契約は、小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項に基づく平成12年3月31日通商産業省告示第172号「小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画作成の基準を定める件」(以下告示という。)において、「都道府県は、貸付対象法人が対象事業に係る債権の償却を行うことにより欠損を生ずることとなるときは、当該貸付対象法人に対して当該債権の範囲内で欠損の補填を行うものとする」と規定されており、産業経済振興センターが小規模企業者等設備導入事業を行う上で、貸付先(貸与先)企業への債権の貸倒に伴い貸倒引当金を充当しても処理できない場合に、岐阜県が産業経済振興センターに対して損失を補填するものである。

設備資金貸付事業及び設備貸与事業別の損失補償契約の内容は以下のとおりである。

(ア) 設備資金貸付事業に対する損失補償

損失補償する側	岐阜県
損失補償される側	財団法人岐阜県産業経済振興センター
損失補償の対象	設備資金貸付事業により貸付金を貸付けたことによつて生じた債権で、各事業年度ごとに履行期日が到来するもの(未収債権)のうち、各事業年度終了後3ヵ月を経過してもなお回収できなかった未収債権から貸倒引当金を充当した残額。
損失補償限度額 (年度ごとの契約であり、年度内に発生した債権に対し将来的に保証するもの)	20年度予算(限度額30,000千円)  30,000千円(過年度も同額)
平成21年3月31日時点の損失補償額 (貸倒引当金控除前)	189,051千円
過去の損失補償履行実績	なし

(イ) 設備貸与事業に対する損失補償

損失補償する側	岐阜県
---------	-----

損失補償される側	財団法人岐阜県産業経済振興センター
損失補償の対象	設備貸与事業により設備を貸与したことによって生じた債権で、各事業年度ごとに履行期日が到来するもの（未収債権）のうち、各事業年度終了後3ヵ月を経過してもなお回収できなかった未収債権から貸倒引当金を充当した残額。
損失補償限度額 （年度ごとの契約であり、年度内に発生した債権に対し将来的に保証するもの）	20年度予算（限度額 900,000 千円）  貸与実績（設備購入額）の90%
平成21年3月31日時点の損失補償額 （貸倒引当金控除前）	1,674,851 千円
過去の損失補償履行実績	なし

また、平成21年3月31日時点における発生年度別貸付（貸与）残高と同損失補償額の関係は以下のとおりである。

（単位：千円）

発生年度	資金貸付残高	損失補償額	割合（%）
平成12年度	-	-	-
平成13年度	31,996	-	-
平成14年度	25,683	9,051	35.2
平成15年度	68,034	30,000	44.1
平成16年度	79,906	30,000	37.5
平成17年度	123,708	30,000	24.3
平成18年度	247,050	30,000	12.1
平成19年度	287,130	30,000	10.4
平成20年度	88,980	30,000	33.7
合計	952,488	189,051	19.8

発生年度	産経センターの 資金貸付（県・ 銀行借入）残高	損失補償額	割合（%）
平成12年度	-	-	-
平成13年度	64,593	734	1.1

平成 14 年度	158,581	28,439	17.9
平成 15 年度	316,360	164,962	52.1
平成 16 年度	416,414	226,220	54.3
平成 17 年度	572,242	388,683	67.9
平成 18 年度	581,767	400,440	68.8
平成 19 年度	342,190	283,064	82.7
平成 20 年度	208,178	182,309	87.6
合 計	2,660,325	1,674,851	63.0

## ( 2 ) 監査の結果

### 損失補償の必要性（意見）

岐阜県は産業経済振興センターが行う小規模企業者等設備導入事業から生じる貸付（貸与）先に対する未収債権について、先述のとおり告示に基づき産業経済振興センターに対して損失補償契約を結んでいる。この損失補償契約は、産業経済振興センターは岐阜県の 100%出捐法人であることから、民間企業に例えるならば、親会社が 100%出資子会社の事業損失について、取引先や金融機関に対して保証するのではなく、子会社そのものに対して損失補償する旨の契約を交わしていることになり、敢えて損失補償する必要性について疑問を感じる。

ただし、産業経済振興センターが小規模企業者等設備導入事業を行うための原資となる岐阜県からの借入金は、岐阜県においてはその 2 分の 1 を国からの補助金で調達することから、国からの交付の要件の一つに告示がある以上、岐阜県としても産業経済振興センターに対し損失補償を行わざるを得ない。従って県に対する監査において損失補償契約の必要性について言及しても意味がない。

しかし、この契約が存在することにより、産業経済振興センターが行う小規模企業者等設備導入事業から生じる損失の可能性は岐阜県が負担することになるため、産業経済振興センターにおける貸付（貸与）先の選定業務や債権回収業務の良否が岐阜県の負担する偶発債務の額に直接影響することになる。このため、産業経済振興センターは、貸付（貸与）先の選定や債権回収に当たり慎重な対応が望まれる。

### 設備資金貸付における損失補償額の妥当性（指摘）

告示には「都道府県は、貸付対象法人が対象事業に係る債権の償却を行うことにより欠損を生ずることとなるときは、当該貸付対象法人に対して当該債権の償却額の範囲内で欠損の補填を行うものとする」と記されており、岐阜県はリスクの度合いを考慮して、資金貸付については貸付実績の 10%、設備貸与については貸与実績の 90%を損失補償することにした経緯があるとのことである。

しかし、平成 20 年度の実績を見ると、設備貸与については貸与実績の約 90%を損失補償しているが、資金貸付については 33.7%もの損失補償割合となっている。こ

れは、平成14年度以降、貸付実績に応じた割合ではなく、予算規模の10%に相当する額へと変更しているためであるが、損失補償額の算定にあたり予算額を使用することには合理性が乏しく、次期以降は原則に立ち返って貸付実績に応じた割合にすべきである。

## 2. 債権管理状況について

### (1) 概要

産業経済振興センターは貸付時に「設備貸与申請企業調査書(診断調査)」を作成し、融資して良いかの稟議決裁を行っている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。

企業概要(所在地、企業名、代表者名、資本金、従業員数等)

最近の経営内容

- ・主要販売品目、取引先、取引条件
- ・主要仕入品目、取引先、取引条件
- ・最近の決算状況(貸借対照表、損益計算書、預金・借入金等状況、財務分析、設備の状況)

付加価値分析

設備投資の必要性・効果分析

償還能力分析

来期予想利益の算出、償還年数、付加価値増加率 債権保全等

総合判定

産業経済振興センターは貸付後に「小規模企業者等設備導入資金(設備資金貸付事業)貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。

対象設備と借入残額

対象設備の利用状況

対象設備の設置による効果や産業経済振興センターに期待する支援等

現在抱えている経営上の問題点

経営状況(売上高、従業員数等)

この書類の添付資料として当期決算書を提出させている。

### (2) 監査の結果

貸付先から入手した決算書の分析が不十分(指摘)

産業経済振興センターは貸付先から決算書の入手を行い、貸付先の財政状態及び経営成績を把握し、貸付金の返済状況に問題がないかをチェックしている。

決算書には減価償却不足、土地の含み損、売上債権の滞留部分に対する貸倒引当金不足、滞留在庫に対する評価減等が存在する場合があります、これらを考慮し決算書を修

正すべきである。すなわち、実態バランスシートの作成を行うと当初決算書上は資産超過の状態のものであっても、債務超過状態になる場合がある。債務超過や赤字の決算書であることが分析の結果明らかになれば、貸付金の回収可能性の判断に影響を与えることになる。

産業経済振興センターは貸付時に実態バランスを踏まえて診断調査を行い審査しているが、貸付後も必要に応じて実態バランスシートの作成をすべきである。

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の達成状況の事後チェック（意見）  
産業経済振興センターは設備導入資金貸付時において付加価値額増加率又は従業員一人当たりの付加価値額増加率を予想計算し、融資して良いか否かの分析している。

産業経済振興センターが当該増加率を計算する理由は国が定める「小規模企業者等設備導入資金助成法」により求められているからである。

「小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画の作成の基準を定める件（平成12年3月31日通商産業省告示第172号）別紙二 設備貸与事業の業務方法の基準 3 設備貸与の対象設備」によれば以下のとおり記載されている。

「当該設備を導入することにより付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が5年間で10パーセント、4年間で8パーセント又は3年間で6パーセント以上向上すると見込まれるもの」。

具体的数値例で説明すると下記のとおり計算を行う。

前期の営業利益がマイナス3,800千円であり、設備投資により3年後営業利益が6,700千円となると予想される場合、付加価値額増加率は148.5%となり、小規模企業者等設備導入資金助成法が求める設備を導入することにより付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が3年間で6パーセント以上向上すると見込まれるという要件を達成できることとなり、融資を受けるための要件が満たされることとなる。

	前期(千円)	3年後予想(千円)
人件費(役員報酬等を含む)	20,000	19,000
減価償却費(リース料含む)	4,000	4,300
営業利益(支払利息控除前)	3,800	6,700
計(A)	20,200	30,000
付加価値額増加率	100%	148.5%
従業員数(常勤役員数含む)(B)	10名	10名
従業員1人付加価値額(A/B)	2,020	3,000
付加価値額増加率	100%	148.5%

産業経済振興センターは設備を導入することにより付加価値額又は従業員一人当た



りの付加価値額が3年間で6パーセント以上向上すると見込まれるという要件を実際に達成できたか否かの検証を現状では行っていないが、今後は計算すべきである。

小規模企業者等設備導入資金助成法によれば、貸付時に付加価値分析を行うことを求めており、貸付後に付加価値増加率が達成されたかどうかの分析までは求めていないが、実際に達成できたかどうかの事後計算を行うことにより、貸付時点の分析が正しいものであったか否かの検証ができる。

#### 税務申告書の入手（意見）

直近の決算書を入手すると同時に、必要に応じて直近の税務申告書も入手することが望ましい。税務申告書を入手することにより、決算書だけでは得られない情報を認識でき、決算書の正確性を検証する上で参考となる。減価償却費の償却不足、粉飾決算の有無等を判断する上で参考となる。

#### 担保（指摘）

担保資産の評価は貸付金実行時において行われるのみで、それ以降の担保価値の見直しが行われていない。産業経済振興センターは当初貸付を行う際に貸付金額を上回る価値の担保を要求する（フル保全）。しかし、その後、不動産価値が下落し、担保価値が下落したとしても、その見直しを行っていない。決算期ごとに担保価値の見直しを行うべきである。

### 3. 損失補償の発生可能性について

#### (1) 監査の結果

概要に示したように、産業経済振興センターの小規模事業者等設備導入事業に係わる債権は、設備貸与事業 1,675 百万円及び設備資金貸付事業 189 百万円で合計 1,864 百万円である。これらの債権管理については、産業経済振興センターに対して前節のような指摘事項が付くものの、回収状況に応じた債務者区分を行い、これに基づいた債権分類に従って貸倒引当金 86 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）を計上しており、債権総額の概ね 5 % が引当てられている。このため貸与先や貸付先が個々の事情により返済不能に陥ったとしても、岐阜県が損失補償契約に基づく履行をする可能性は当面低いと考えられる。

## 【地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金について】

### ．貸付制度の概要

#### 1．貸付制度の趣旨

岐阜県は平成 21 年 3 月 31 日時点において、財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下、産業経済振興センターという。）に対する地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金残高 11 億 1 千万円を有している。この貸付金は、産業経済振興センターが投資事業組合及び投資事業有限責任組合への出資を通じて県内未公開企業への投資の拡充を図ることにより、県産業の活性化、新産業の創出・育成及び雇用の確保・創出を図るなど、地域経済の活性化を目的として貸付けられたものである。

#### 2．貸付金残高

当初、岐阜県は平成 8 年に産業経済振興センターに対して 28 億円を貸し付け、産業経済振興センターは県内に事業所を有し株式公開を目指す企業を対象として設立した投資事業組合（第 1 ファンド 6 組合）に同額の出資を行った。その後産業経済振興センターは第 1 ファンドから回収した資金の一部を用いて平成 16 年に設立した投資事業有限責任組合（第 2 ファンド 4 組合）に 3 億 8 千万円の出資を行った。

岐阜県の貸付金は、産業経済振興センターが各ファンドからの分配金の一部や平成 20 年 8 月に清算した第 1 ファンドの残余財産分配額を返済に充てた結果、上述のとおり平成 21 年 3 月 31 日現在で 11 億 1 千万円の残高となっている。

なお、貸付金の返済期限は平成 29 年 3 月 31 日であり、第 2 ファンドが終了した時点（平成 26 年 12 月で組合期間が終了、その後 2 年以内に清算）で、償還できない場合、岐阜県は「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」第 24 条に基づき産業経済振興センターから償還免除の申請を受けることとなる。

以上の経過を要約すると下図のようになる。

（単位：千円）

年度	資金調達状況	資金運用状況		
	借入金	第 1 ファンド	第 2 ファンド	預金
H 8	借入 2,800,000	出資 2,800,000		
H11-20	返済 1,683,686	回収 2,069,139	出資 380,000	預入 5,453
H19			回収 5,690	預入 5,690
残高	1,116,313	（損失 730,860）	（運用中）	11,143（+金利）

## 外部監査の結果

### 1. 貸付金の事務手続きのフローについて

#### (1) 概要

地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金の延長前の貸付期間は平成8年から12年間であり、当初第1ファンドの運用だけを予定していた。第2ファンドが組成され、貸付期間が平成29年3月31日まで延長されたのは、『岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領』第22条（貸付期間の延長）を適用したためである。

#### （貸付期間の延長）

第22条 財団法人岐阜県産業経済振興センターは、特別の事情がある場合は、貸付金の貸付期間の延長を申請することができる。

2 財団法人岐阜県産業経済振興センターは、貸付期間の延長を受けようとするときは、貸付期間延長申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による貸付期間延長申請書を受理したときは、その内容を調査し、貸付期間の延長を適当と認めるときは、財団法人岐阜県産業経済振興センターに通知するものとする。

平成16年11月に産業経済振興センターから岐阜県知事へ提出された貸付期間延長申請書には、延長理由が次のように記載されていた。

「産業経済振興センターでは、県からの貸付資金を投資事業組合に出資し、この投資事業組合を通じて県内企業への投資を行ってきている。これにより、県内企業の振興を図り、成果をあげてきているが、組合との契約期間が平成18年に終了するため、新規投資は困難であり、これにより直接金融による県内企業に対する支援が行えない状況である。県内企業における新産業創出等の事業展開は、今後益々盛んとなってくることが想定されるが、この要望に応えるためには、新たな投資事業組合の創設が必要である。そこで、現在の投資事業組合にかかる分配金を活用して、新規に投資事業有限責任組合を創設するために、現在の貸付金の借入期間延長が必要である。」

#### (2) 監査の結果

##### 岐阜県における第1ファンドの成果の把握（意見）

新たに第2ファンドを組成するにあたり産業経済振興センターは、寄附行為に基づく意思決定を行っているが、岐阜県知事へ提出された貸付期間延長申請書（第8号様式）に説明資料は付されていなかった。組成に係る実質的な意思決定は岐阜県において行われているようである。

そこで所管課である商工政策課より検討資料を入手したところ、第1ファンドの成果について、次のようなデータが示されていた。

投資事業組合に出資したことへの成果

全国の都道府県に先駆け、平成8年度に岐阜県が中心となって組成した投資事業組合（ファンド）については、平成16年5月末現在で45社に対して総額約28億6千万円が投資実行され、その結果対象企業の売上額が単年累計で約550億円増加するなど、一定の事業効果が現れており、所期の目的を達成しつつある。

投資実行前、実行後の比較		全投資先（倒産先除く）累計ベース		
	投資実行前	直近決算	差引 -	比率
売上高	79,961 百万円	134,891 百万円	54,930 百万円	168.7
従業員数	2,595 人	3,259 人	664 人	125.6
店舗数	617 店	1,070 店	453 店	173.4

投資実行前に比べ売上高がアップした企業						
増加率	0～10%	10～50%	50～100%	100～200%	200%以上	計
企業数	4 社	7 社	5 社	5 社	10 社	31 社

主な成長企業の例			
投資企業	投資実行前 実行後（直近決算）		
	売上高（億円）	経常利益（億円）	従業員数（人）
A 社	27 201	1.4 14.4	80 372
B 社	156 303	2.1 3.7	125 119
C 社	110 180	0.09 0.7	65 135
D 社	41 105	2.1 7.2	15 52
E 社	11 77	3.8 0.03	169 386
F 社	14 38	2.5 1.1	33 58
G 社	65 93	2.8 2.4	108 169

参考 株式公開の実績		
企業名	公開市場	キャピタルゲイン
X 社	（省略）	423,545 千円
Y 社	（省略）	（投資額 = 45,541 千円）

参考 倒産企業数	
企業数	損失額
6 社（倒産）	308,800 千円
2 社（償却）	34,690 千円

（注）個人情報保護の観点から、一部の固有名詞を略称に変更している。

提出された資料を見る限りにおいては、第2ファンドの組成を前提とした評価となっている観があり望ましくない。正しく成果を把握するのであれば、売上高や従業員数を比較する際に倒産企業による減少も含めるべきである。また、売上高がアップした企業をその増加率ごとに分類しているが、ダウンした企業も含めた全体の傾向を把握することが、意思決定の観点からは望ましい。さらに倒産企業等を参考として示しているが、リスクマネーの拠出にあたり損失額等は重要なマイナス成果であり、成功例と同列に詳しく示して検討すべきである。

以上より、第2ファンド組成の検討材料となる第1ファンドの成果は、肯定的立場から評価されているため、十分な検討が行われたとは考えにくい。今後については長所短所ともに洗い出して中立的見地から判断することが望ましい。

### 第2ファンドの組成目的と資金需要の把握（意見）

商工政策課より入手した検討資料には以下の記載がなされている。

#### 新ファンド（投資事業組合）の組成について

（途中省略）

#### 新しい投資事業組合組成のポイント

##### 1. ファンド規模の適正化

現ファンド計5.6億円（県2.8億円出資） 新ファンド計1.2億円程度（県5億円出資）

##### 2. 組合管理費の引き下げ

現ファンド年3% 新ファンド年平均2～2.35%

##### 3. A商事との連携

販売網及び支援ノウハウの活用、「がんばれ日本企業ファンド」との協調投資  
県内VC（ベンチャーキャピタル）の育成

##### 4. 投資対象企業の公開支援体制の確立、管理運営の監視強化

ベンチャー投資協働会議を開催し、各機関の行動計画の明確化と効果的・継続的な  
販路開拓支援等を実施

##### 5. 投資対象企業は東海地域等までエリア拡大

県内VC産業の振興及びファンドリターンの確保を図るため、愛知県・三重県等まで  
拡大

##### 6. 組成財源は現ファンドの分配金の一部を活用

産経センターへの分配金約1.4億円のうち5億円を活用、9億円を資産運用

#### 平成16年度に新ファンド（投資事業組合）を組成する必要性

##### 1. 担保や個人保証に依存しないリスクマネーの供給方策として、直接金融（投資）による資金調達支援の重要性が増していること

東京、大阪に比べ岐阜県内のベンチャー育成に関するファンドは少ないのが現状で

<p>あることから、引き続き行政主導によるファンドを継続し、民間ファンド創設の呼び水とする。</p>
<p>2 . 現ファンドの投資対象企業は、組合契約期間（平成 18 年 8 月（9 月））内に株式公開が見込まれる企業であることから、現時点では新規投資を実行できないこと</p>
<p>3 . 新規投資が困難な中で、現ファンドより多額の余裕資金の分配を受けたことから、この資金を有効に活用することが有益であること</p> <p>未投資残額及び社債償還金等により、累計で 28 億円程（産経センター約 14 億円）の余裕資金が分配されている。</p>
<p>4 . 県内 V C 及び県が包括提携を締結した総合商社において、県と協働してファンドを組成したいとする要望があること。</p> <p>岐阜県と A 商事は平成 16 年 4 月「企業の支援及び共同取組に関する包括提携協定書」を締結</p> <p>銀行本体は金融庁が提唱する「リレーションシップバンキング」としての機能強化を求められており、当事業に関してもその役割を果たすための重要なアイテムと考えている。</p>
<p>5 . 県が主導的な立場でファンドに参画することにより、総合商社や金融機関の持つ支援ノウハウや企業情報を活用しながら、県内企業に対する積極的な支援が可能となること</p>

（注）個人情報保護の観点から、一部の固有名詞を略称に変更している。

検討段階のものではあるが、資料中に、「県内 V C（ベンチャーキャピタル）の育成」や「県内 V C 産業の振興」といった語句が使われている。また、第 2 ファンドを組成する必要性の一つに「4 . 県内 V C 及び県が包括提携を締結した総合商社において、県と協働してファンドを組成したいとする要望があること。」と、一般私企業からの提案が理由の一つに掲げられている。

しかし、産業経済振興センターを通じたベンチャー企業等支援事業は、あくまで県産業の活性化、新産業の創出・育成及び雇用の確保・創出を図るなど、地域経済の活性化を目的とするものであって、V C の育成を図るものではない点に留意することが望まれる。

また「直接金融（投資）による資金調達支援の重要性が増していること」が第 2 ファンド組成の必要理由にあがっているが、岐阜県は具体的な資金需要をどの程度調査していたかについて疑問がある。何故直接金融でなければならないかについて相応の結論を導いた上で第 2 ファンド組成についての意思決定をすべきであったと考える。

#### 産業経済振興センターにおける貸付期間の延長に係る意思決定（意見）

産業経済振興センターにおいては、第2ファンド組成に係る意思決定が平成16年12月1日の理事会決議で行われているが、その議事録を閲覧したところ、書面表決で決定されており、議案の説明資料もA4用紙1ページであり、各理事が既定の計画を追認することは出来ても、新規に重要な判断を下せるような内容であったかは疑問である。この当時既に第1ファンドで3億6千万円の投資損失が計上されていることを考慮すれば、同様の損失リスクを負ってまで出資という形で地域経済の活性化を図る必要があるかについて、全理事が集合し慎重な意見交換を経た上で決定すべきであったと考える。

#### 貸付期間の延長条項（意見）

清算した第1ファンドの投資事業組合別損益は以下のとおりである。

（単位：千円）

投資事業組合	産業経済振興センター出資額	回収額	損益累計額	損失割合
A	500,000	472,487	27,512	5.5%
B	500,000	376,759	123,240	24.6%
C	500,000	377,857	122,142	24.4%
D	300,000	153,525	146,474	48.8%
E	300,000	255,385	44,614	14.9%
F	700,000	433,123	266,876	38.1%
合計	2,800,000	2,069,139	730,860	26.1%

第2ファンド組成に伴う貸付期間の延長は実質的な2回目の貸付けといえる。しかし、第1ファンドと第2ファンドをそれぞれ別の契約としないで貸付期間の延長を適用したために、第1ファンドで発生した7億3千万円の損失は、岐阜県において会計上まだ計上されていない。加えて、岐阜県からの貸付期間の延長は手続的に新規貸付より簡易になりやすい懸念がある。慎重な審査手続を維持し、貸付金の回収リスクを岐阜県が早期に会計上反映できるようにするため、今後同様の貸し付けがある場合には新規貸付によって対応することが望ましい。

## 2. 貸付金の回収可能性について

### (1) 概要

28億円を出資した第1ファンドでは7億3千万円の損失を計上したため、回収額は20億6千万円に留まる結果となった。この結果、センターが償還免除の申請をしなくて済むためには、3億8千万円を出資した第2ファンドによる回収額が11億1

千万円(=3.8+7.3)以上になる必要がある。

しかし、第2ファンドの運用状況を調査したところ以下のとおりであり、第1ファンドと同様、出資金額を下回る状況であった。

#### 第2ファンドの運用状況

(平成20年12月31日現在における産業経済振興センター出資部分)(単位:千円)

投資事業 有限責任組合	産業経済振興 センター出資額	損益累計額	損失割合
G	100,000	19,692	19.7%
H	100,000	16,810	16.8%
I	100,000	18,019	18.0%
J	80,000	20,035	25.0%
合計	380,000	74,556	19.6%

出資約束金額は100,000千円

また、各投資事業有限責任組合の貸借対照表を調査したところ、財政状態のうち産業経済振興センター持分は次のとおりであった。

#### 各投資事業有限責任組合の財政状態

(平成20年12月31日現在における産業経済振興センター出資部分)(単位:千円)

投資事業 有限責任組合	株式・債権等	現金預金	その他	合計
G	4,395	70,126	96	74,617
H	12,875	70,256	58	83,189
I	8,750	73,185	45	81,980
J	32,500	27,674	負債 210	59,964
合計	58,520	241,241	11	299,750

(注) 産業経済振興センターは投資事業有限責任組合Gより、5,690千円の分配を受けている。

#### (2) 監査の結果(意見)

上記結果から分かることは、産業経済振興センターが11億1千万円の借入金を償還するためには、現在5千8百万円の株式・債権等が償還期限までに8億6千9百万円以上の経済価値になるか、あるいは新たに有望な投資先企業が現れることにより現金預金が投資に回され、8億1千万円以上の投資利益を生むことが必要で、これを達成出来ない場合産業経済振興センターは償還免除の申請を行わざるを得ず、岐阜県は回収不能部分を負担することになる。



岐阜県は、昨年の包括外部監査の指摘を受け、岐阜県のホームページの商工政策課のページに第1ファンド及び第2ファンドの状況を開示している。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s113/s11351/z00000074/index.html>

今後もタイムリーな情報開示が望まれる。

## 【中小企業高度化資金貸付金について】

### ．貸付制度の概要

#### 1．貸付制度の趣旨

##### ( 1 ) 目的

中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に寄与する事業及び高度化を支援する事業に対し、( 独 ) 中小企業基盤整備機構と県が一体となって資金の貸付けを行う。

##### ( 2 ) 貸付金の種類

経営革新計画承認グループ資金  
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金  
下請振興事業計画承認グループ資金  
総合効率化計画認定グループ資金  
施設集約化資金  
連鎖化資金  
共同施設資金  
経営改革資金  
設備リース資金  
企業合同資金  
集団化資金  
集積区域整備資金  
地域産業創造基盤整備資金  
商店街整備等支援資金  
岐阜県地域活性化ファンド資金  
岐阜県農商工連携ファンド資金

##### ( 3 ) 貸付の相手

関連法規で定める中小企業者等  
同、特定下請組合等  
同、特定中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会  
同、協業組合  
同、合併後存続する会社又は合併により設立した会社  
同、出資会社  
同、特定中小企業団体のうち商工組合又は商工組合連合会  
同、特定中小企業団体のうち商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

同、特定中小企業団体のうち生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会

同、企業組合

同、事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所属員

同、特定会社

同、一般社団法人等

同、商工会等

同、市町村

岐阜県地域活性化ファンド事業を行う特定一般社団法人等

岐阜県農商工連携ファンド事業を行う特定一般社団法人等

( 4 ) 貸付対象施設又は貸付対象

該当事業の用に供する土地

同、建物

同、構築物

同、設備

岐阜県地域活性化ファンド事業に要する基金に充てるための資金

岐阜県農商工連携ファンド事業に要する基金に充てるための資金

( 5 ) 年利率

1.10%以内(平成21年度)

異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金、地域産業創造基盤整備資金、商店街整備等支援資金、岐阜県地域活性化ファンド資金及び岐阜県農商工連携ファンド資金は無利子貸付。

( 6 ) 貸付期間及び据置期間(括弧書)

20年以内(3年以内)

岐阜県地域活性化ファンド資金及び岐阜県農商工連携ファンド資金は10年以内(10年以内)。

( 7 ) 貸付金額

整備資金又は取得資金の80%以内

岐阜県地域活性化ファンド事業に要する基金に充てるための資金の100%

岐阜県農商工連携ファンド事業に要する基金に充てるための資金の100%

## 2. 貸付金残高

平成 21 年 3 月 31 日の貸付金残高は下表のとおりである。

(単位：千円)

資金名等	貸付金残高	組合数等
共同施設（商店街振興組合）	981,157	22
小売商業商店街近代化	105,190	12
集団化事業	3,351,678	6
小売商業店舗共同化	699,392	4
共同施設	766,835	1
工場共同化	943,269	6
集積区域整備	1,001,300	1
設備リース	1,930,310	2
第三セクター等が実施する事業	35,920	1
民間事業者に対する資金貸付	160,648	4
（財）岐阜県産業経済振興センター	6,633,529	1
（独）中小企業基盤整備機構	30,293	1
計	16,639,521	61

平成 21 年 3 月 31 日現在における貸付金残高 16,639,521 千円を回収状況別に分類すると以下ようになる。

(単位：千円)

債権分類	件数	貸付金残高	うち、機構からの融資分
正常先	116	14,413,875	11,929,057
延滞先	9	2,154,884	1,354,578
回収不能見込	3	70,762	35,072
合計	128	16,639,521	13,318,707

（独）中小企業基盤整備機構からの融資分は「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」(改正 平成 20 年 12 月 24 日 規程 20 第 22 号)によれば、債務者が無資力となり弁済を受けることができる見込がないと認めて、都道府県が議会の決議に基づき償還等の免除をした場合や不納欠損をした場合において、都道府県が該当する機構の債権等について免除を求めたときは、都道府県に対する当該債権等を免除することができる旨規定している（第 48 条、第 48 条の 2）。このため、貸付金残高のうち機構からの融資分 13,318,707 千円については損失発生の問題は無い。

## ．外部監査の結果

### 1．貸付金の事務手続きのフローについて

#### (1) 概要

中小企業高度化資金の貸付に係る事務手続きフローは、以下のとおりである。

##### 診断申込

組合等は、事業計画を作成し、「診断申込書」に添付して中小企業課に提出する。

##### 診断助言

中小企業課は、組合等から提出を受けた事業計画について診断を行い、「診断報告書」を作成する。なお、貸付対象事業費が10億円以上の高度化事業及び(独)中小企業基盤整備機構が参加の必要があると定めた事業については、(独)中小企業基盤整備機構が参加することになっているため、中小企業課では、診断の都度、(独)中小企業基盤整備機構に対し診断参加の要否を確認している。

##### 貸付決定

中小企業課は、診断の結果、貸付が適当と判断した場合、(独)中小企業基盤整備機構と協議の上、貸付を決定する。(独)中小企業基盤整備機構が貸付を妥当と判断した場合には、(独)中小企業基盤整備機構から中小企業課に対し「貸付決定通知書」が通知される。

##### 貸付前検査

中小企業課は、組合等が、貸付対象とした施設を購入した事実及び購入金額の確認を行い、「中小企業高度化資金貸付前検査書」を作成する。

##### 金銭消費貸借契約・貸付金交付

中小企業課は、貸付前検査の結果適切と判断した場合、組合等との間で金銭消費貸借契約を締結し、資金を交付する。

##### 完了検査

中小企業課は、組合等が貸付対象とした施設の購入資金に貸付金を充当したかどうかの確認を行い、「中小企業高度化資金完了検査書」を作成する。

#### (2) 監査の結果

貸付先59件のうち6件について、上記事務手続きフロー～に従い行われているかどうかサンプルチェックを行った。「診断報告書」、「貸付決定通知書」、「中小企業高度化資金貸付前検査書」、「中小企業高度化資金完了検査書」等を確認したが、特段の問題点はみられなかった。

### 2．機会損失について

#### (1) 概要

高度化貸付金はその用途に応じて、岐阜県が貸し付ける金額の内の一定割合を貸付利率と同等の利率で（独）中小企業基盤整備機構から調達するため、岐阜県の財源による正味の貸付金は、貸付額の内同機構から調達する部分以外の金額となる。平成21年3月31日現在における貸付金残高16,639,521千円を契約金利別に分類し、岐阜県による正味の貸付残高に対する金利相当額を計算すると下記ようになる。

（単位：千円）

契約利率 %	貸付金残高	左のうち岐阜県 による正味の貸 付金残高相当額	岐阜県による正 味の貸付金残高 に対応する利息 相当額	調 達 金 利 1.5%による 場合の利息 相当額	過不足
0.0	10,549,823	1,430,071	0	21,451	21,451
0.95	1,007,560	327,458	3,111	4,912	1,801
1.1	1,924,050	555,342	6,109	8,330	2,221
2.1	64,680	8,140	171	122	49
2.7	3,093,408	999,803	26,994	14,997	11,997
合計	16,639,521	3,320,814	36,385	49,812	13,427

（注）岐阜県は平成21年に金利約1.5%で岐阜県債を発行している。

## （2）監査の結果（意見）

中小企業高度化資金貸付金制度は、この制度によって融資を受けた団体等が事業を高度化するための便益を受けるが、その一方で無利子貸付けの場合は金利相当額が得られないという意味での機会損失を岐阜県が負担することになる。さらに岐阜県の財源には直近で1.5%程度の調達コストがかかっており、これを低利で融資すると金利差部分だけ資金の持ち出しとなる。上記表によると、無利子による貸付けをはじめ低利での貸付けが多いことから、過不足欄合計13,427千円が持ち出しとなっている。

制度会計上は貸付けに伴い利子相当部分の機会損失が生じていることは把握しにくいいため、別途に開示する等により県民に対する説明責任を積極的に果たしていくことが望ましい。

## 3. 貸付金の回収可能性について

現在返済が延滞しているのは2件であり、当該貸付金について回収可能性を検討した。

### （1）A協同組合に対する貸付金

#### 概要

#### （ア）貸付の歴史的経緯

- ・ 組合設立の目的

組合員のために必要な共同事業を行うことにより、組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された。

・計画概要

製造業と産業観光などの異業種を集団化することにより、生産性の向上、高付加価値の促進、販売の促進及び販路の拡大を図り、産業と観光を結ぶ新しい形の工業団地の整備を計画した。

岐阜県は組合に対し土地、建物等の取得資金として、総額 1,694,180 千円の貸付を行った。

(イ) 貸付金の過去の返済状況

バブル経済崩壊後の景気の低迷と団地への集客不足、組合員の経営不振などにより、円滑な団地運営が損なわれ、経営不振から組合員が脱退し、一時的には後継企業の進出があったものの、遊休施設の処理は困難となった。

A協同組合が計画した利益計画は県の指導のもと保守的に設定されたものであったが、バブル経済崩壊後の景気の低迷が予想以上のものとなり、組合構成員の経営成績は利益計画を大きく下回るものとなった。

過去の貸付金の返済状況は下記のとおりである。

当初貸付金総額は 1,694,180 千円であり実績返済金額から計画返済金額を控除した数値を年度別に示すと以下のとおりとなる。実績返済金額から現計画返済金額を控除した数値は各年度毎に約定どおり返済されなかった金額を意味し、県からすれば滞留債権を意味する。

貸付実行額 1,694,180 千円

(単位：千円)

返済年度	当初計画返済金額	現計画返済金額	実績返済金額	実績 - 現計画	滞留債権累計
平成4年	0	0	0	0	0
平成5年	0	0	0	0	0
平成6年	0	0	0	0	0
平成7年	43,590	43,590	43,590	0	0
平成8年	99,880	53,580	53,580	0	0
平成9年	99,620	38,570	38,570	0	0
平成10年	99,620	33,730	33,730	0	0
平成11年	99,620	33,720	33,720	0	0
平成12年	99,620	26,260	26,260	0	0
平成13年	99,620	269	269	0	0
平成14年	99,620	0	0	0	0

平成15年	99,620	152,960	0	152,960	152,960
平成16年	99,620	152,940	18,318	134,622	287,582
平成17年	99,620	152,940	16,013	136,927	424,509
平成18年	99,620	152,940	12,950	139,990	564,499
平成19年	99,620	152,940	12,640	140,300	704,799
平成20年	99,620	152,940	16,490	136,450	841,249
平成21年	99,620	152,940			
平成22年	99,620	152,940			
平成23年	99,620	152,940			
平成24年	56,410	87,981			
計	1,694,180	1,694,180	306,130	841,249	

### 監査の結果

#### (ア) 貸付金返済期間の長期化と将来計画策の乏しさ(指摘)

平成3年度、平成4年度に行ったA協同組合に対する貸付金について回収に長期間を要する可能性が高い。貸付金残高は平成21年3月31日現在1,388,049千円ある。

返済計画によると平成20年度から平成25年度の借入金返済予定金額は下表のとおりである。

#### ( ) 再整備を行う場合

(単位：千円)

借入金返済資金	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A社借入金返済	11,850	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
B社借入金返済	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
C社借入金返済	2,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
D社借入金返済	0	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
賃貸料	840	840	840			
再整備による賃貸料				27,120	27,120	27,120
計	16,490	17,640	17,640	43,920	43,920	43,920

貸付金残高 1,388,049 千円

毎年の返済 43,920 千円

返済年数 31.6 年

再整備を行う場合には平成23年度から平成25年度の毎年の返済予定金額である43,920千円が将来継続的に確保できると仮定すると返済予想年数は32年を要する。

ここで、再整備とは企業誘致を進めることである。計画当初14組合員から出発し、現状では4組合員となっており、計画当初から比較すると10組合員が不足状況にあ



る。組合員が不足すると借入金の返済資金が確保できなくなる。

工場団地内の空きスペースに、企業誘致を進めることにより、組合の収入増加を図り、借入金の返済財源を確保することが必要である。

( )現状のまま推移した場合

(単位：千円)

借入金返済資金	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A社借入金返済	11,850	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
B社借入金返済	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
C社借入金返済	2,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
D社借入金返済	0	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
賃貸料	840	840	840	840	840	840
計	16,490	17,640	17,640	17,640	17,640	17,640

貸付金残高 1,388,049 千円

毎年の返済 17,640 千円

返済年数 78.7 年

再整備が実現せず現状のまま推移した場合には平成23年度から平成25年度の毎年の返済予定金額である17,640千円が将来継続的に確保できると仮定すると返済予想年数は79年を要する。

再整備がうまくいくか否かにより将来のキャッシュ・フローは大きく変動し、現在の状態が今後も継続すると完済には極めて長期間を要する状況にある。

企業誘致を更に拡大させる方策を模索し、実行するためには組合設立の目的や当初の事業計画に縛られることなく、新たな目線で事業計画を構築することが必要である。

高度化資金は、制度上は(独)中小企業基盤整備機構と県の協調融資となっているため、貸倒れとなった場合、一時的には県の全額損失になるが、県は(独)中小企業基盤整備機構より債務の免除が受けられるため、実質的には貸付割合に応じた損失負担になる。

なお、高度化資金における(独)中小企業基盤整備機構と県の資金負担割合は、資金メニュー、年度で異なりA協同組合の場合、県の実質的負担分は下表のとおり478,984千円である。

(単位：千円)

貸付年度	貸付額	貸付残高	県分	%	機構分	%
平成3年度	167,630	133,154	44,570	33.5	88,584	66.5
平成3年度	487,850	363,078	121,741	33.5	241,337	66.5
平成4年度	929,330	800,657	267,098	33.4	533,559	66.6

平成3年度	51,500	41,850	20,903	49.9	20,947	50.1
平成3年度	27,970	22,960	11,476	50.0	11,484	50.0
平成4年度	29,900	26,350	13,196	50.1	13,154	49.9
計	1,694,180	1,388,049	478,984		909,065	

仮に、一般の金融機関が金融検査マニュアルに基づき査定を行なえば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。

従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。

## (2) B 協同組合に対する貸付金

### 概要

#### (ア) 貸付の歴史的経緯

##### ・ 組合設立の目的

組合員が作業の合理化、流通機構の改善、設備の近代化による品質の向上と生産性の向上を図ることによって組合員の経済的、社会的な地位の向上に寄与することを目的として、組合が設立された。

##### ・ 計画概要

計画の概要としては昭和 51 年度に建物、設備、構築物等 総事業費 888,558 千円（うち高度化資金 708,500 千円）、昭和 53 年度に土地、建物 総事業費 585,139 千円（うち高度化資金 450,670 千円）である。計 1,473,697 千円（うち高度化資金 1,159,170 千円）の貸付が行われた。

#### (イ) 貸付金の過去の返済状況

組合は手形不渡りから銀行取引停止となり倒産した。共同施設の場合、組合の収入は核となる組合員への依存率が高くなる場合が多い。

B 協同組合も、核となる組合員が倒産したため 一気に組合収入が減り、組合も倒産となった。

しかしながら、強制和議により組合は再建された。

過去の貸付金の返済状況は下記のとおりである。

当初貸付金総額は 1,159,170 千円であり実績返済金額から計画返済金額を控除した数値を年度別に示すと以下のとおりとなる。実績返済金額から現計画返済金額を控除した数値は各年度毎に約定どおり返済されなかった金額を意味し、県からすれば滞留債権を意味する。

貸付実行額 1,159,170 千円

(単位：千円)

返済年度	当初計画返済金額	現計画返済金額	実績返済金額	実績 - 現計画	滞留債権累計
昭和52年	0	0	0	0	0
昭和53年	0	0	0	0	0
昭和54年	70,850	70,850	70,850	0	0
昭和55年	70,850	0	0	0	0
昭和56年	115,917	0	0	0	0
昭和57年	115,917	0	0	0	0
昭和58年	115,917	0	0	0	0
昭和59年	115,917	0	0	0	0
昭和60年	115,917	0	0	0	0
昭和61年	115,917	6,850	6,850	0	0
昭和62年	115,917	6,850	6,850	0	0
昭和63年	115,917	25,000	25,000	0	0
平成元年	45,067	37,250	37,250	0	0
平成2年	45,067	37,250	37,250	0	0
平成3年		10,000	10,000	0	0
平成4年		10,000	10,000	0	0
平成5年		10,000	10,000	0	0
平成6年		1,000	1,000	0	0
平成7年		10,000	10,000	0	0
平成8年		111,000	111,000	0	0
平成9年		13,000	13,000	0	0
平成10年		41,000	1,000	40,000	40,000
平成11年		41,000	1,000	40,000	80,000
平成12年		728,120	1,000	727,120	807,120
平成13年			500	500	806,620
平成14年			1,000	1,000	805,620
平成15年			1,000	1,000	804,620
平成16年			4,295	4,295	800,325
平成17年			6,715	6,715	793,610
平成18年			5,525	5,525	788,085
平成19年			11,050	11,050	777,035
平成20年			10,200	10,200	766,835
計	1,159,170	1,159,170	392,335	766,835	

監査の結果

(ア) 貸付金返済期間の長期化と将来計画策の乏しさ(指摘)

B 協同組合に対する貸付金残高は、平成 21 年 3 月 31 日現在 766,835 千円であり、毎年の返済予定額を 12,000 千円とすると、返済予想年数は 60 年を超え、回収に長期間を要する。

また、土地建物の担保価値 183,505 千円(土地は平成 20 年固定資産税評価額、建物は平成 20 年固定資産税評価額×0.7)を貸付金残高から予め控除して計算しても、返済可能期間は 48.6 年を要し、回収に長期間を要する。

(単位：千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
借入金返済資金	10,200	10,650	12,000	12,000	12,000	12,000

1 貸付金残高 766,835 千円  
 毎年の返済 12,000 千円  
 返済年数 63.9 年

2 貸付金残高 766,835 千円  
 担保価値 183,505 千円  
 担保控除後貸付金 583,330 千円  
 毎年の返済 12,000 千円  
 返済年数 48.6 年

このように、貸付金の回収期間が長期化する状況の中、回収を早めるための対応策は現状では存在せず、将来計画は乏しい状況にある。

貸付金の回収を早めるための方策を関係者が協議の上、検討する必要がある。

高度化資金は、制度上は(独)中小企業基盤整備機構と県の協調融資となっているため、貸倒となった場合、一時的には県の全額損失になるが、県は(独)中小企業基盤整備機構より債務の免除が受けられるため、実質的には貸付割合に応じた損失負担になる。

なお、高度化資金における(独)中小企業基盤整備機構と県の資金負担割合は、資金メニュー、年度で異なる。県の実質的負担分は下表のとおり 324,424 千円である。

(単位：千円)

貸付年度	貸付額	貸付残高	県分	%	機構分	%
昭和51年度	419,500	254,625	127,312	50.0	127,312	50.0
昭和51年度	289,000	175,110	87,555	50.0	87,555	50.0

昭和53年度	450,670	337,100	109,557	32.5	227,543	67.5
計	1,159,170	766,835	324,424		442,410	

仮に、一般の金融機関が金融検査マニュアルに基づき査定を行なえば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。

従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。

### (3) 診断等の厳格化

#### 概要

県及び(独)中小企業基盤整備機構は貸付金を実行する最初の時点においては融資を行って良いか否かの診断を行う。その際、利益計画の実現可能性の検討が重要である。融資の回収可能性は利益計画が計画どおり実現することが前提となる。

融資実行後は入手した組合の決算書により、利益計画どおり実績が伴っているかを検討し、更に組合の決算書が正確に作成されたものであるか否かを、財務分析や税務申告書等の分析した上で診断等を行なう必要がある。

#### 監査の結果(意見)

貸付金の回収が滞留するのは利益計画が達成されていないことが原因であり、県は今後、貸付を行う際にはさらに慎重な利益計画が設定されるように貸付先に対し指導することが望まれる。

また、組合構成員の財務内容が健全であるか否かの検討は貸付時において慎重に行う必要がある。組合構成員の財務内容が悪く倒産リスクが高い場合、組合の財務内容に悪影響を及ぼし、県の貸付金回収が滞ることになる為である。

その際、例えば、以下の点に留意して財務内容の検討をする必要がある。

- ・ 売上債権に滞留債権が含まれていないか否かを確認する。
- ・ 商品、製品等の棚卸資産について、滞留在庫が存在しないか否かを確認し、存在する場合には必要な評価減を行う。
- ・ 有形固定資産について、減価償却費の不足がないか否かを確認し、存在する場合には償却不足を修正する。
- ・ 土地の簿価と時価(固定資産税評価額、相続税評価額等)を比較し、含み損が存在する場合には評価減を加味する。

以上は例示であるが、企業の決算数値を実態に適合するように補正し、財務分析を行う必要がある。

また、貸付実行後においても組合の決算書を単に入手するだけでなく、趨勢分析等を慎重に行うことが望まれる。

## 【母子寡婦福祉資金貸付金について】

### ．貸付制度の概要

#### 1．貸付制度の趣旨

##### ( 1 ) 母子福祉資金貸付制度の目的

本貸付制度は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸付けることを目的とする。

##### ( 2 ) 寡婦福祉資金貸付制度の目的

本制度は、寡婦等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって寡婦等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### ( 3 ) 貸付の対象

母子家庭の母又はその扶養している児童

母子福祉団体

父母のない児童

寡婦又は寡婦が扶養する子

40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者  
修学資金または修学資金の貸付けを受けている寡婦が死亡したときのその20歳以上の子等

母子福祉団体であって母子及び寡婦福祉法施行令第6条に規定する事業を行い、その事業に使用されるものが主として母子家庭の母及び寡婦である者

##### ( 4 ) 貸付資金の種類

事業開始資金

事業継続資金

修学資金

修業資金

住宅資金

就学支度資金

技能習得資金

就職支度資金

医療介護資金

生活資金

転宅資金  
 結婚資金  
 特例児童扶養資金(平成19年7月まで)

## 2. 貸付金残高

平成21年7月31日現在における貸付金残高の内訳は以下のとおりである。

資金名	人数	構成割合 %	貸付金残高(千円)	構成割合 %
事業資金	15	0.6	13,717	0.9
修学資金	1,655	65.2	1,277,582	82.7
修業資金	63	2.5	19,529	1.3
住宅資金	5	0.2	4,270	0.3
就学支度資金	715	28.1	197,799	12.8
技能習得資金	40	1.5	17,465	1.1
就職支度資金	7	0.3	615	0.0
医療介護資金	7	0.3	891	0.1
生活資金	21	0.8	11,517	0.7
転宅資金	7	0.3	1,453	0.1
結婚資金	1	0.0	125	0.0
児童扶養資金	4	0.2	656	0.0
合計	2,540	100.0	1,545,619	100.0

また、上記貸付金残高を正常債権と延滞債権に分類すると、以下のとおりである。

(単位：千円，人)

分類	残高	残高内訳	人数	ランク
正常債権	1,453,675		-	-
延滞債権	91,944	12,605	85	A
		26,331	126	B
		30,878	138	C
		18,952	63	D
		3,178	59	調査中
合計	1,545,619		471	

(注) A～Dについては、「3. 貸付金の回収可能性について」参照。

調査中は監査直前に滞納が生じたため、ランク付けの判断ができない状態のもの。

## 外部監査の結果

### 1. 貸付金残高について

#### (1) 岐阜市への債権譲渡額（指摘）

岐阜県は中核市に指定された岐阜市に対して、平成8年に地方自治法に基づき同市居住者に対する母子寡婦福祉貸付金379,133千円を債権譲渡したが、監査資料として貸付金明細資料の提出を依頼するまで債権譲渡額が貸付金残高から除かれていなかった。即ち、譲渡後平成19年度までの期間、決算書に併せて作成される「財産に関する調書」において、貸付金が同額だけ多く計上されて公表されていた。「財産に関する調書」は貸借対照表を作成しない現行会計ルールにおいて、岐阜県の財政状態を表わす唯一の公表資料であり、今後はより正確な管理が求められる。

こうした問題が発生した要因は、債権に対する認識不足と、会計規則に定められている債権に対する適正な記録管理を怠っていたものである。財産の記録管理を適正に行い、内部のチェック体制を十分に検討する必要がある。

#### (2) 債権の認識基準（意見）

毎期の決算に併せて作成される「財産に関する調書」の貸付金残高には、償還期限が未到来の債権が計上されているのみで、償還期限到来後の未回収債権（延滞債権）については除外されている。平成20年度の母子寡婦福祉貸付金では、償還期限未到来の1,410,478千円は計上されているが、延滞部分82,752千円は計上されていない。

平成20年度の財産に関する調書の要約を示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

	前年度末 現在高	増	減	決算年度末 残高
母子福祉資金 貸付金	1,761,796	205,629	595,740	1,371,685
寡婦福祉資金 貸付金	61,858	8,160	31,225	38,793
合計	1,823,654	213,789	626,965	1,410,478

（注）期中減少額626,965千円中には、過年度における岐阜市への債権譲渡額379,133千円が含まれている。

また、平成20年度の母子寡婦福祉貸付金に係る「歳入歳出決算事項別明細書」の要約を示すと以下のとおりであり、収入未済額中に延滞部分82,752千円が計上されている。



## 歳入

(単位:千円)

貸付収入	予算	調定額	収入済額	収入未済額
	256,404	362,558	279,112	83,446

## 歳出

貸付支出	予算		支出済額	不用額
	256,404	-	216,518	39,886

## 実質収支に関する調書

歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌期繰越	実質収支額
279,112	216,518	62,594	0	62,594

(注) 調定額とは、支払期日が到来した金額の意味である。また収入未済額には延滞部分 82,752 千円以外に未収利息が計上されている。

このように本来同じ母子寡婦福祉貸付金が期日未到来分 1,410,478 千円は「財産に関する調書」に記載され、延滞部分 82,752 千円は別冊の「歳入歳出決算事項別明細書」に記載されている。このような仕組みになっている理由は、地方自治法施行規則における「財産に関する調書様式」において、「債権」の備考に「この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。」と記載されており、期日未到来分だけが記載されるためである。

よって現行の会計処理は合规性の観点からは問題ないが、一般の閲覧者が「財産に関する調書」に記載されている金額を債権の全額であると誤解しやすいのも確かである。岐阜県は明瞭な情報開示を促進する観点から、債権の年度末残高には期日到来済で未回収になっている部分については除外されている旨の注書を付ける等の工夫を積極的に行っていくことが望ましい。

## (3) 総額管理(意見)

母子寡婦福祉貸付金は昭和 28 年に貸付を開始して以来、必要資金の 3 分の 2 を国庫から無利子で借り入れ、3 分の 1 を一般会計から繰り入れる形で運営されている(「母子及び寡婦福祉法」(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号))。

平成 21 年 7 月 31 日現在において貸付金残高がある 2540 名に対する貸付総額は 2,257 百万円で、うち償還期限が到来した金額は 804 百万円、期日が到来したにもかかわらず償還されていない金額(延滞部分)は 91 百万円であった。このことから、貸付額の約 1 割は将来分を含め延滞債権化すると想定される。

岐阜県は貸付にあたり、年度ごとの予算的制約はあるものの、これまで申請条件に適合する限り貸付委員会で貸付が必要と判断された案件について貸付けを行っているが、貸付総額は次第に増加しており、また平成 21 年 6 月 5 日から連帯保証人を不要にする旨の国からの通知があるなど、今後さらに貸付総額の増加と延滞割合の上昇が予想される。一方、「母子及び寡婦福祉法」には、貸付金の免除規定は見

当たらないことから、国が回収リスクを負担することはなく、貸付に伴って発生する回収リスクは全て岐阜県が負担することになる。

このため岐阜県としては貸付け後も総額を注視し、貸付総額の増加や延滞割合の上昇と財政規模や福祉政策の考え方が整合するように運営して行くことが望まれる。

## 2. 貸付金の事務手続きのフローについて

### (1) 概要

子ども家庭課では、母子寡婦福祉資金の貸付に係る事務手続きフロー及び貸付にあたっての留意事項を以下のように規定している。

#### (ア) 事務手続きフロー

申請者は、市福祉事務所又は県振興局（事務所）福祉課（町村在住者に対する窓口）に「貸付申請書」及び必要書類を提出し、連帯保証人・連帯借受人とともに貸付についての面接を受ける。

市福祉事務所又は県振興局（事務所）福祉課は、申請者等との面接結果を「調査書及び意見書」としてまとめ、「貸付申請書」及び必要書類とともに子ども家庭課に提出する。

子ども家庭課は、子ども家庭課長を委員長とする委員会を開き、申請者から提出のあった「貸付申請書」、必要書類及び市福祉事務所又は県振興局（事務所）福祉課の作成した「調査書及び意見書」に基づき貸付の審査を行う。

なお、委員会の委員は、委員長の他、財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会長、岐阜県民生委員児童委員協議会被推薦者、教育委員会事務局教育財務課経理担当チーフ、都市建築部公共建築住宅課企画担当チーフ及び健康福祉部地域福祉国保課地域福祉担当チーフの総勢6名で構成されている。

委員会で貸付が決定すると、貸付決定通知書及び借用書が交わされ、決定月の翌月に申請者の口座に振込みが行われる。

#### (イ) 貸付けにあたっての留意事項

##### 貸付け対象者

女子	配偶者あり		対象外
	配偶者なし	20歳未満の子を扶養している	母子資金貸付対象者
		20歳以上の子を扶養している	寡婦資金貸付対象者
	子を扶養していない	40歳未満	対象外

			40歳以上	寡婦資金貸付対象者
--	--	--	-------	-----------

所得制限あり（前年の所得が203万6,000円未満であること）

高額所得者・子供夫婦との同居

貸付制度の趣旨から、所得が特に高額で経済状態が良好な者は貸付の対象としない。また、子供夫婦が生計中心者である場合には、生計中心者が解決すべきであるため貸付の対象としない。

償還の意思及び能力

法的性質は民法上の金銭消費貸借であり、償還の意思及び能力がないと認められる者は貸付の対象としない。

目的外流用

多額の借財を有する場合や浪費性があるなど、資金が目的外に流用するおそれがある者については、貸付の対象とはしない。

## （2）監査の結果

貸付金の事務手続きは、申請者からの必要書類の提出、市福祉事務所又は県振興局（事務所）福祉課による面接、委員会での貸付の審査と、上記事務手続きフロー～に従って行われている。

貸付けにあたっての留意事項について、留意事項「貸付け対象者であるかについては「戸籍謄本」により、高額所得者でないかについては「課税証明書（所得を証明する書類）」により、貸付制度の趣旨に合致した貸付け対象者であるかどうかの確認が行われている。また、償還の意思及び能力については、子ども家庭課長を委員長とする委員会が開かれ審査が行われており、目的外流用の有無についても、例えば修学資金においては、後日「在学証明書」の提出を求め、目的使用であったかどうかの確認が行われている。貸付の事務手続きについて特段の問題はみられなかった。

## 3. 主な延滞先と岐阜県の対応

### （1）概要

平成21年7月31日現在の貸付金リストから、延滞金残高が多い20件を抽出し、借受人や保証人の状況及び県の対応状況を調査したところ、下記のものであった。

（単位：千円）

NO	貸付額	延滞額	岐阜県の対応状況
1	2,000	1,868	借受人が行方不明で連帯保証人は死亡しているため、保証人の相続状況を調査中。 今後は保証人の相続人への接触を行う。
2	2,256	1,720	借受人は身体障がいがあり、他に滞納もある。市職員同席で

			面談を実施し、今後の償還計画を立てた。少額ではあるが翌月より毎月の確実な分納償還を約束。今後は分納予定日以降に、納入があったか確認し、確認できなければ分納償還を指導していく。
3	2,100	1,512	借受人が行方不明のため新住所を調査中。新住所が判明次第借受人と話をする。支払が困難な場合は連帯保証人へ督促を行う。
4	2,640	1,512	借受人と納付の約束をしてもなかなか期日を守れない。借受人が体調不良にて休職中だったが最近復職したため、月末までに納付がないときは、保証人に連絡し、協力を求める。
5	2,832	1,446	借受人は、返済意思はあるものの病気で働けない。社会保険も滞納しており、他にも借金がある。毎月給料日に、臨宅にて納付。 保証人に償還の協力の文書にて依頼するが応答なし。
6	2,196	1,367	本人と連帯借受人の2人の給与から返済中。他にも借金がある。本人は持病があり冬季は無理が出来ないため、冬季の償還は連帯借受人1人になるが、分納を継続するよう指導。
7	1,330	1,290	借受人は、病気を抱えながらも新しい仕事に就いた。毎月分割納付書を送付している。分納の状況を見ながら、とぎれた場合は電話督促をしていく。
8	1,500	1,173	借受人は、住所不明。携帯は解約されておらず、呼出しはする。携帯にかけてみるが出ないため、引き続き携帯にかける予定。
9	2,832	1,133	借受人の生活状況は良くない。昼間に訪問しているが会えず。今後は夜間に架電、もしくは訪問を予定。
10	2,160	1,080	借受人は、最近引越しをした模様。現在連絡がとれないため、引越し先を市へ照会中。借受人の新住所が判明次第、連絡予定。
11	1,050	1,050	借受人に話をしても、保証人との話し合いの結果、保証人が支払うことになっているとの回答。保証人に連絡すると、そんな約束はしていないと申立。連帯保証人が、一度借受人が話し合いをすると約束。保証人の連絡と並行してこちらからも本人への接触をしていく。
12	2,000	921	借受人から分納で少額ではあるが毎月償還される。分納の金額を増額するよう依頼中。
13	2,592	896	借受人からの返済だが、仕事の収入が減り年金が入る月にしか償還ができていない。

			毎月分納をするよう指導する。
14	2,832	890	借受人は、遅れがちだが毎月分納をしている。連帯借受人の協力を指導しているが、未だに至っていない。遅れがちになると文章催告を行い、指導している。引き続き連帯借受人の協力を求めていくとともに、毎月確実な分納になるよう指導していく。
15	960	864	借受人は、入退院を繰り返しながらも自分が支払うとがんばっている。金融機関での納付が困難であるため、集金を行っている。
16	984	858	借受人の納付意識はある。少額で分納中。現状では償還に長期間かかるので、分納額のアップや連帯借受人と共同での償還を提案したが、現状が精一杯とのこと。引き続き、毎月の確実な納付を指導し、分納が滞った場合には連帯借受人や連帯保証人に催告を行う。
17	1,400	808	借受人に何度か電話するがつながらない。市と相談し、文書を送付している。文書に対して何もリアクションがない場合、借受人と保証人を訪問することを考えている。
18	1,104	773	借受人は、低収入ながら返済意思はある。来所依頼をすると、電話連絡がありその後納付あり。近く連帯保証人に協力を求める予定。
19	1,008	756	借受人は行方不明であったが新住所が判明。訪問をしたところ不在であった。文書を置いてきたが借受人から何も連絡がないため、再度訪問予定。
20	900	700	借受人、連帯借受人とも連絡がとれないため、保証人が分納している。引き続き保証人に分納を依頼していく。また、市の母子自立支援員に協力を依頼して、借受人の居所を探し、納付を指導していく。
合計	36,676	22,617	

## (2) 監査の結果

### 償還免除ルールの制定について（意見）

抽出した債務者 20 件の中には、個人情報保護のため詳述できないが、同情すべき理由で延滞している者が少なくない。また回収のための時間と労力をかけた割には成果が乏しい事例が散見されるが、制度開始以来、借受人の債務を免除した実績は無い。その理由は、国が定めた償還免除の適用要件に該当する者がいなかったためとのことである。国が定めた償還免除の適用要件を要約すると、借受人が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がい（概ね 1 等級又は 2 等級）を受けたため、貸付金

を償還することができなくなったと認められるときで、且つ 保証人、連帯借受人が未済額を償還することができない場合である。この場合議会の議決を経て償還を免除することができる。

しかし、現実には例えば障がい程度が3級や4級であっても、生活費を上回る収入を得て借入金を返済していくためには著しい困難が伴うと考えられるし、岐阜県にとっても不効率である。

従って、岐阜県は、例えば障がい3等級ないし4等級で且つ保証人や連帯借受人が未済額を償還することができない場合や、その他止むをえない理由で生活が著しく困窮している場合、国の基準よりも緩和した一定の基準を定めて岐阜県独自の助成金制度を創設し、母子及び寡婦福祉資金貸付金を借りた後に不幸にも当該基準を満たした借受人に対して、借入金残高を返済するための資金を助成することにより、事実上の債務免除を行うなど債権管理・回収業務の合理化を図る様な方策の検討が望まれる。

#### 回収コストの一部助成金転用（意見）

母子寡婦福祉資金貸付金は特別会計で経理されているが、貸付金の管理・回収に要する母子自立支援員の人件費、電話・督促に要する通信費、訪問回収に伴う旅費交通費等のコストは一般会計で経理されており、その他の一般管理費と一緒にされるため、一般管理費を含めた回収コストが年間でいくら発生しているのか把握が困難である。

また、回収を断念した実績を作ると、必ずしも完済しなくてよいという認識が広がり、借受人全体の返済意識が低下する危険があるため、コスト超過になっても回収努力を続けるとのことであった。

こうした回答や県内数箇所に振興局という母子自立支援員が勤務する部署が配置されていることを勘案すると、延滞債権の年間回収額よりも回収コストの方が多額になっている可能性が高いと考えられる。母子自立支援員は、母子及び寡婦からの相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行うなど、自立に向けた総合的な支援を行う役割を担っている。母子及び寡婦の抱える問題は複雑多様化し、相談内容も多岐にわたっており、母子寡婦福祉資金の貸付金は、その中の経済的支援の一つである。よって、母子自立支援員は、延滞債権の回収だけでなく、円滑に正常債権を回収することを通じて延滞の発生を抑制したり、借受人等の生活上や職業上のアドバイスをするなど、重要な役割を担っていることは言うまでもない。しかし、母子寡婦に対する福祉制度をさらに手厚いものにしつつ、貸付金の回収コストを抑える方法としては、管理・回収コストを必要としない助成金方式の導入が考えられる。即ち、多額の回収コストをかけて貸付金制度を維持する現在の方法を一部変更し、回収コストの一部を削減する代わりに余った資金を生活困窮度の特に高い申請者に県独自の助成金制度を作って助成することも選択肢の一つとして考えられる。

#### 4. 貸付金の回収可能性について

##### (1) 概要

収入未済額は平成21年7月31日現在で91,944千円存在する。収入未済額とは返済期日が到来しているにも係らず、約定どおり返済できなくて回収遅延が発生していることを意味する。貸付金残高は平成21年7月31日現在で1,545,619千円存在しているため、収入未済額の貸付金残高に占める割合は5.9%である。

県は収入未済額である滞留債権の回収について、「子ども家庭課関係各種負担金等に係る滞納整理実施要領」に基づき対応している。

滞納整理を効率的に行うにあたり、滞納者を次のランクに仕訳し、滞納者に対する対応を検討している。

ラ ン ク		対 応
A	納付意識があり、納付誓約書、分納誓約書、納付計画書などを提出し、約束どおり納付が期待できる者	継続して処理し、分納の増額、条件の履行の確認に努める。
B	納付意識はあり、納付について前向きに対処しているが、資金繰りなどの関連から、ときおり、約束が履行されないことがある者	継続して処理し、分納の増額、条件の履行の確認に努める一方、納付能力調査を行い、滞納者の状況を把握する。
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付意識が低く、納付勧奨に対しては、納める旨を申し立てるが、一向に進展しない者</li> <li>・納める日などの約束が取れない者、大口滞納者</li> </ul>	滞納処分に着手できる状態を整える。
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付意識に欠け、納付勧奨に対しても、納付に対する誠意が見られない者</li> <li>・破産申立てをした者、破産宣告を受けたもの、若しくは倒産の情報がある者</li> <li>・行方不明等により所在が全く不明の者</li> </ul>	ただちに滞納処分に着手する一方、財産が皆無である者は徴収停止等を検討する。

岐阜県下には岐阜振興局福祉課他5ヶ所があり、母子自立支援員が滞納者に対し、償還計画を樹立させ、計画的に償還できるよう指導を行うとともに、連帯保証人に

対してもその責務を促すことにより償還の促進を図っている。

各福祉課では滞納者をAからDにランク分けし、滞納理由と今後の償還方針を報告書としてまとめている。

C、Dにランク付けされた滞納者は納付意識に欠け、回収が困難な状況にある。今後、C、Dにランク付けされた滞納者の貸付金は償還期限が訪れる都度、滞納債権として積みあがり、回収不能な収入未済額として計上されていく可能性が高い。

## (2) 監査の結果(意見)

母子家庭の母や寡婦へ貸付を行った事業開始資金や事業継続資金等、貸付後も状況把握を行うべき貸付先について随時コンタクトを取りフォローする事が望まれる。



## 【岐阜県選奨生奨学金貸付金について】

### ．貸付制度の概要

#### 1．貸付制度の趣旨

##### ( 1 ) 目的

教育の機会均等を確保し有為な人材を育成することを目的として、県内の公立高校生、高専生及び大学生に対して所用の貸付を行う。

##### ( 2 ) 貸付の対象

次の条件の全てに該当する生徒を対象とする。

岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。

( 本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は対象外 )

人物、学業とも優秀であること。

修学に十分耐え得る健康状態であること。

経済的理由により修学が困難であること。

次のいずれかの学校に在学していること。

ア 高等学校等( 高等学校及び中等教育学校の後期課程( 専攻科及び別科を除く。 )  
特別支援学校の高等部、又は専修学校の高等課程をいう。 )

イ 高等専門学校

ウ 大学 ( 短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。 )

##### ( 3 ) 貸付資金の種類

区分		貸与月額	
高等学校等 ( 国公立 )	自宅	18,000円	又は30,000円
	自宅外及び 通学費高額負担者	23,000円	又は35,000円
高等専門学校		18,000円	14,000円
大学 ( 短期大学を含む )		32,000円	16,000円

日本学生支援機構の奨学金を併せて受ける場合の貸与月額。

#### 2．貸付金残高

平成 21 年 3 月 31 日現在の岐阜県選奨生奨学金貸付金残高 1,462,376 千円

## ・外部監査の結果

### 1. 貸付金の事務手続きのフローについて

#### (1) 概要

県は、教育の機会均等を確保し有為な人材を育成することを目的として、岐阜県選奨生奨学金貸与規則に基づき奨学金を貸与している。奨学金貸付の事務手続きフロー及び選奨生選考基準は以下のとおりである。

#### (ア) 事務手続きフロー

申請希望者である学生は、「選奨生奨学金貸与申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当係へ提出する。

学校は、提出された申請書類を取りまとめ「推薦調書」を作成し、教育財務課へ提出する。

教育財務課は、提出された書類に基づき選考基準を満たしているか否かについて審査を行い、採用不採用の結果を学校に通知する。採用の場合には、四半期に分け、選奨生名義の銀行口座に振り込みが行われる。

#### (イ) 選奨生選考基準

##### 人物について

学習活動その他全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

##### 健康について

修学に十分耐えうると認められること。

##### 学力について

前学年の履修科目の評定を合計し履修科目数で平均した値（評定平均値）が、一定基準値以上であること。

##### 家計について

主たる家計支持者の前年 1 年間の総所得金額（一定の計算式に基づき計算）が、一定額以下であること。

#### (2) 監査の結果（意見）

奨学金貸付け事務手続きは、貸与規則に基づき上記事務手続きフロー～に従って行われており特段の問題はみられない。教育財務課は、学校から推薦調書、成績証明書及び給与所得の源泉徴収票等必要書類の提出を受け、選考基準に照らし客観的な審査を行っている。なお、審査は、評定平均値が一定基準値以上であるかどうかの学力審査と総所得金額が一定額以下であるかどうかの家計審査を中心として行われる。

ただし、上記の審査は、あくまで学校から提出された推薦調書等に基づいて行われるのみであり、申請希望者である学生との面接は行われていない。現在 8.7%の延滞者が生じていることに鑑みれば、申請希望者である学生との間に面接等の機会

を設けることは、貸付可否の審査を慎重に行う上で有用であると考え。今後、貸付可否の審査を行うにあたり、申請希望者である学生との間に何らかの直接的な接点を設けていくことを検討していくことが望まれる。

## 2. 貸付先の状況

### (1) 大学生への貸付

#### 概要

岐阜県における平成21年7月31日時点の高校生、高専生、大学生への貸付状況は下記のとおりであり、大学生への貸付が残高の大半を占めている。

対象者	人数		貸付残高	
高校生	545人	19.7%	256,493千円	17.0%
高専生	51人	1.9%	21,078千円	1.4%
大学生	2168人	78.4%	1,229,969千円	81.6%
合計	2764人	100%	1,507,540千円	100%

このうち大学生への貸付を、日本学生支援機構の奨学金を併せて受けている者とそうでない者に分けると下記のものであった。

大学生	人数		貸付残高	
併用なし	1201人	43.4%	852,713千円	56.6%
併用あり	967人	35.0%	377,255千円	25.0%
合計	2168人	78.4%	1,229,969千円	81.6%

一方、岐阜県の奨学金制度を離れて全国に目を向けた場合、大学生を対象とする奨学金制度や貸付制度等は、以下に示すように様々な機関・団体で設けられている。

奨学金制度や貸付制度等	参考
独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	
大学の奨学金	多くの大学で独自制度あり
地方自治体の奨学金	県や市の取組状況はまちまち
民間育英団体の奨学金	
新聞奨学金	大手新聞社で随時募集
その他	
国の教育ローン(2.5%)	据置期間4年の設定も可能

とりわけ独立行政法人日本学生支援機構(以下、日本学生支援機構という。)の奨学金は中心的役割を果たしており、同機構では下記のような貸与月額制度を設けている(ホームページより要約して掲載)。

平成 21 年度 入学者、月額	国・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (無利子)	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
第二種奨学金 (有利子)	30,000 円			
	30,000 円・50,000 円・80,000 円・100,000 円・120,000 円のいずれか			

(注) 第一種奨学金対象者は上段又は下段から金額を選択する。

第二種奨学金対象者は枠内のいずれかの貸与月額を選択する。金利は 3%以下に設定される。

第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与も受けられるが、家計基準が厳しくなる。

#### 監査の結果(指摘)

岐阜県選奨生奨学金制度には、日本学生支援機構の奨学生であっても本来の半額を併せて受けられる制度が用意されている。しかし、岐阜県選奨生奨学金制度だけを活用する場合に比べ、重複して活用する場合の制度的意義は低いと考えられる。何故なら、不足額は修学のための必須の資金ではなく他の諸制度の活用により補充することができるからである。むしろ、僅かに選考基準を満たさなかったがために奨学生になれず、場合によっては修学の機会を放棄しなければならない若者がいるとすれば、そこへ手を差し伸べるべきである。また、岐阜県としては半額であっても他の奨学生と同様の管理回収事務が発生することから、相当の事務コストをかけてまで用意すべき制度とは考えにくい。

岐阜県選奨生奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金制度と同様に学業成績が 5 段階評価で 3.5 程度以上という基準を設定しているが、年度によっては 3.4 であったり 3.3 であっても差し支えないと考えられる。岐阜県は日本学生支援機構の奨学金制度との併用制度を廃止し、その予算枠を用いて日本学生支援機構の奨学金制度から漏れた者への適用枠を拡充すべきである。

## (2) トータルコストの削減

### 概要

岐阜県選奨生奨学金制度における平成 21 年 7 月 31 日時点の貸付金の貸与年度別延滞状況は以下のとおりであり、債権管理担当者は専用システムにより 3 千人近い奨学生からの返済状況を日々管理するとともに、延滞先に対しては定期的に督促の電話をかけたり納付書を郵送するなどの対応を行っている。

(単位:千円)

貸与年度	貸付金残高	延滞金	割合%	貸付人数	延滞人数	割合%
S58-S63	1,103	979	88.8	8	7	87.5

H1-H5	3,978	2,803	70.5	14	9	64.3
H6-H10	135,945	14,562	10.7	485	69	14.2
H11-H15	536,330	11,585	2.2	873	109	12.5
H16-H21	830,183	1,951	0.2	1384	47	3.4
合計	1,507,540	31,882	2.1	2764	241	8.7

#### 監査の結果（意見）

奨学生にとっての利便性やコスト負担を変更することなく、奨学金制度のトータルコストを削減し、自主財源の有効活用を図る方法の一つとして国の教育ローンの活用が考えられる。即ち、奨学生には国の教育ローンを通じて奨学金相当額を借りてもらい、その金利相当額については岐阜県が助成するという方法が考えられる。

岐阜県債による直近の資金調達状況を見ると、10年ものでは平成21年4月に487億円を金利1.59%で調達しており、同年7月には15億円を1.40%で調達するなど、概ね1.5%での資金調達を行っている。一方、国の教育ローンは貸付金利2.5%であり、奨学金と同様の据置期間を設定できる貸付を行っている。

現在の岐阜県選奨生奨学金制度は、岐阜県の自主財源を無利子で奨学生に貸与する制度であるが、上記のように自主財源には1.5%程度の調達コストが発生していることを考慮すると、現在の貸与方法に代えて、奨学生には国の教育ローンを契約してもらい、その金利部分を岐阜県が負担する方法に切替えたとしても、岐阜県の追加負担は1%（約15百万円＝残高×1%）に過ぎない。また、直接貸付と異なり債権管理が不要となるため、専任職員を他の業務に割り振ることができる点や、専用の債権管理システムが不要となる点、延滞債権の督促などの回収コストが発生しない点、貸倒損失を回避できる点を考慮すれば、追加負担1%を上回るメリットがあると考えられ、岐阜県は同制度の運営に伴うトータルコストを削減できるとともに、限りある自主財源を他に割り振ることも可能となる。

岐阜県は岐阜県選奨生奨学金制度のあり方について、再検討することが望ましい。

### 3. 貸付金の回収可能性について

#### (1) 概要

収入未済額は平成21年7月31日現在で31,882千円存在する。収入未済額とは返済期日が到来しているにも係らず、約定どおり返済できなくて回収遅延が発生していることを意味する。貸付金残高は平成21年7月31日現在で1,507,540千円存在しているので、収入未済額の貸付金残高に占める割合は2.1%である。

滞納者への対応として、岐阜県は基本的に電話や文書で支払の催促を行い、住居

への個別訪問を実施していない。個別訪問を実施していないのは、経費節約のためである。その為、滞納者へ支払を促す点で弱いといえる。

## (2) 監査の結果

### 滞納者からの回収方法（意見）

高校生への奨学金の滞納者の現住所地は比較的岐阜県内である場合が多く、大学生への奨学金の滞納者の現住所地は岐阜県外である場合も多いという傾向がある。

滞納者への対応として、岐阜県は基本的に電話や文書で支払の催促を行い、経費節約の為、住居への個別訪問を実施していないが、滞納者からの回収を高めるには、個別訪問は有効な手段である。

高校生への奨学金の滞納者の現住所地は比較的岐阜県内である場合が多いので、旅費が比較的少額に抑えることができることから、今後は個別訪問を実施し回収率を高めるよう検討してはどうか。

### 滞納債権の処理（指摘）

貸付年度が古く、借受人の所在が不明であるなどの債権は、事実上回収可能性がないと考えられるが、通常借受人から時効の主張がなされることはなく、また債権者である岐阜県側としても不納欠損処理を議会に提案し承認を受けるほどの積極的理由がないことから、こうした回収不能な債権は管理上累積するのみであり、解消させていないのが現状である。しかし、回収不能な債権を永久に保有し続けることは、無意味であるとともに無駄な管理コストが発生する。

岐阜県会計規則 142 条の 8 の規定により、債務者の所在が不明であるなど、真にやむを得ない場合は、債権を消滅したものとみなして整理することができることになっているため、既存の制度を積極的に活用すべきである。